

第3回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月5日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会の宣告	6
○議会運営委員長報告	6
○招集者あいさつ	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○町長の説明	12
○報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託	21
○議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託	23
○議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託	24
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	37

○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議案第47号及び議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○議案第53号～議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○議案第57号～議案第67号の上程、説明、質疑、委員会付託	53
○請願・陳情について	61
○散会の宣告	61

第 2 号 (3月6日)

○議事日程	63
○本日の会議に付した事件	63
○出席議員	63
○欠席議員	63
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	63
○事務局職員出席者	63
○開議の宣告	64
○一般質問	64
畑 幸一君	64
今 泉 文 克 君	77
長 田 守 弘 君	93
古 川 文 雄 君	102
円 谷 寛 君	112
菊 地 洋 君	121
木 原 秀 男 君	132
○休会について	145
○散会の宣告	145

第 4 号 (3月15日)

○議事日程	147
-------	-----

○本日の会議に付した事件	1 4 7
○出席議員	1 4 7
○欠席議員	1 4 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 8
○事務局職員出席者	1 4 8
○開議の宣告	1 4 9
○例月出納検査報告書の訂正について	1 4 9
○総務文教常任委員長報告（議案第 3 4 号～議案第 3 6 号）及び報告に対する質 疑、討論、採決	1 4 9
○予算審査特別委員長報告（平成 2 4 年度鏡石町各会計予算について）及び報告 に対する質疑、討論、採決	1 5 2
○常任委員長報告（陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 5 8
○議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 1
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 6
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 6 7
○追加日程の報告	1 6 8
○産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出について	1 6 8
○追加日程の報告	1 6 9
○意見書案第 1 号～意見書案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 9
○閉議の宣告	1 7 2
○町長あいさつ	1 7 2
○閉会の宣告	1 7 4
○署名議員	1 7 5

鏡石町告示第8号

第3回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年3月1日

鏡石町長 遠藤栄作

1 期 日 平成24年3月5日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	円谷	寛君	2番	古川	文雄君
3番	菊地	洋君	4番	長田	守弘君
5番	小林	政次君	6番	畑	幸一君
7番	井土川	好高君	8番	大河原	正雄君
9番	今泉	文克君	10番	仲沼	義春君
11番	木原	秀男君	12番	渡辺	定己君

不応招議員（なし）

平成24年第3回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成24年3月5日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 議案第34号 鏡石町議会の議決事件を求める条例の制定について
- 日程第 7 議案第35号 鏡石町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第36号 鏡石町暴力団排除条例の制定について
- 日程第 9 議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第39号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第40号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第41号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第42号 町道路線の認定について
- 日程第15 議案第43号 須賀川地方広域消防組合規約の変更について
- 日程第16 議案第44号 公共下水道災害復旧工事(雨水)の工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第45号 公共下水道災害復旧工事(中央小分区)その2の変更請負契約の締結について
- 日程第18 議案第46号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第19 議案第47号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議案第48号 平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第49号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第50号 平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第51号 平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議案第52号 平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第2号)

- 日程第25 議案第53号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第54号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第55号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第28 議案第57号 平成24年度鏡石町一般会計予算
- 日程第29 議案第58号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 議案第59号 平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第60号 平成24年度鏡石町介護保険特別会計予算
- 日程第32 議案第61号 平成24年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
- 日程第33 議案第62号 平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
- 日程第34 議案第63号 平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第35 議案第64号 平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
- 日程第36 議案第65号 平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第37 議案第66号 平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第38 議案第67号 平成24年度鏡石町上水道事業会計予算
- 日程第39 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	円谷 寛 君	2番	古川 文雄 君
3番	菊地 洋 君	4番	長田 守弘 君
5番	小林 政次 君	6番	畑 幸一 君
7番	井土川 好高 君	8番	大河原 正雄 君
9番	今泉 文克 君	10番	仲沼 義春 君
11番	木原 秀男 君	12番	渡辺 定己 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 栄作 君	副町長	助川 浩一 君
参事兼 総務課長	今泉 保行 君	税務町民課長	関根 学 君
健康福祉課長	高原 芳昭 君	産業課長	柳沼 英夫 君

都市建設課長	小 貫 忠 男 君	上下水道課長	圓 谷 信 行 君
教 育 長	高 原 孝一郎 君	参 事 兼 長	木 賊 正 男 君
会 計 管 理 者 長	八 卷 司 君	教 育 課 員 會 長	飛 沢 栄 四 郎 君
会 参 事 兼 委 員	吉 田 栄 新 君	農 業 委 員 會 長	西 牧 英 二 君
教 委 員 會 長	菊 地 栄 助 君	事 務 局 管 理 長	根 本 次 男 君
農 業 委 員 會 長		選 挙 委 員 會 長	
		監 査 委 員	

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	吉 田 賢 司	副 主 幹	相 樂 信 子
-------------	---------	-------	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。
ただいまから第3回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。
8番、大河原正雄君。

〔議会運営委員長 大河原正雄君 登壇〕

- 8番（議会運営委員長 大河原正雄君） おはようございます。
第3回鏡石町議会定例会会期予定表（案）を朗読させていただきます。
平成24年3月5日月曜招集、日次、日、曜、会議内容の順で報告をいたします。
〔以下、「会期予定表」により報告する。〕
-

◎招集者あいさつ

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。
第3回鏡石町議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
弥生3月を迎えましたが、いまだに寒さの続く今日、ここに第3回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しいところをご出席賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。
今定例会につきましても、報告1件、条例の制定3件、条例の一部改正5件、町道路線の認定1件、一部事務組合規約の変更1件、公共下水道災害復旧工事の契約締結関係2件、平成23年度一般会計を含めました各会計補正予算10件、鏡石町基本構想の改定について、そして平成24年度各会計予算11件の、合わせまして35件を提案するものであります。
何とぞよろしくご審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。よろしく申し上げます。
-

◎開議の宣告

- 議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ち

に本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、2番、古川文雄君、3番、菊地洋君、4番、長田守弘君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間としたいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

検査の対象は、平成23年11月分から平成24年1月分までの3カ月分でございます。

初めに、平成23年11月分について報告申し上げます。

1、検査の対象、平成23年11月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成23年12月26日月曜日、午前9時58分から12時まで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼参事兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手續、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成23年11月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

次に、平成23年12月分について報告申し上げます。

1、検査の対象、平成23年12月分、一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成24年1月25日水曜日、午前10時から正午まで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼参事兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手續、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成23年12月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

最後に、平成24年1月分について報告申し上げます。

1、検査の対象、平成24年1月分、一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成24年2月24日金曜日、午前10時から正午まで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼参事兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手續、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成24年1月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

以上のとおり報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、8番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○8番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） 組合議会の報告をいたします。

須賀川地方広域消防組合議会報告書。

平成23年第2回須賀川地方広域消防組合議会臨時会日程表。

議事日程第1号、平成23年12月26日月曜日、午前10時開議。

第1、議席の指定、第2、会期の決定、第3、会議録署名議員の指名、第4、議案第9号 須賀川地方広域消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、第5、議案第10号 消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約締結について、第6、議案第11号 平成23年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第3号）は、すべて満場一致で可決されました。

平成24年2月須賀川地方広域消防組合議会定例会の報告をいたします。

議事日程第1号、平成24年2月23日（木曜日）午前10時開議。

第1、会期の決定、第2、会議録署名議員の指名、第3、議案第1号 須賀川地方広域消防組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、第4、議案第2号 須賀川地方広域消防組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、第5、議案第3号 須賀川地方広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例、第6、議案第4号 須賀川地方広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例、第7、議案第5号 平成23年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第4号）、第8、議案第6号 平成24年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算、第9、報告第1号 専決処分の報告について、いずれも満場一致で可決されました。

なお、詳しくは、配付しております資料をお目通し願いたいと思います。

終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、6番、畑幸一君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 畑 幸一君 登壇〕

○6番（須賀川地方保健環境組合議会議員 畑 幸一君） ご報告いたします。

須賀川地方保健環境組合議会が、去る平成23年12月26日と平成24年2月22日に、須賀川衛生センターにて開会されましたので、ご報告いたします。

平成23年12月26日、午後1時30分開議。

第1、会期の決定、1日限り、第2、会議録署名議員の指名、5番、広瀬吉彦議員、6番、渡部勉議員、7番、畑幸一、私でございます。第3、議案第6号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、質疑はなく、条例は承認されました。

続きまして、平成24年2月22日、午後2時開議。

第1、会期の決定、1日限り、第2、会議録署名議員の指名、8番、車田憲三議員、9番、本田勝善議員、10番、生田目進議員でございます。第3、報告第1号 専決処分の報告について（専決第1号）、第4、議案第1号 須賀川地方保健環境組合事務の事務委託に関する規約、原案のとおり可決されました。第5、議案第2号 平成24年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算、これについても原案のとおり可決されました。第6、一般質問（一般質問があった場合）、一般質問はありませんでした。

報告は、配付の資料のとおりでございます。

以上、須賀川地方保健環境組合議会の報告といたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、1番、円谷寛君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君 登壇〕

○1番（公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君） 公立岩瀬病院企業団議会の報告をいたします。

2回議会がございまして、1回目は12月定例会が12月27日に開催されました。会期の決定は1日でございます、会議録署名議員は省略いたしまして、議案第8号として、平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第4号）を審議いたしました。審議の内容は、お手元の資料のとおりでございますので省略させていただきますが、質疑、討論の上に、満場一致、採択をされました。

もう1件は、平成24年第1回公立岩瀬病院企業団議会の臨時会が、平成24年2月29日午後2時から開会されまして、会期の決定、会議録署名議員の指名は省略いたしますが、議案第1号として、平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第5号）といたしまして、今、放射能の対策でホールボディーカウンターというものを購入するために、1億500万円の企業債を発行いたしましてその購入費用に充てるということで、このホールボディーカウンターで学校などを回って検査をしていきたいと、こういう趣旨で購入すると、こういうことございましたので、これは満場一致、採択をされました。

なお、公立病院については、中長期の経営計画を今策定中ございまして、各機関でいろいろ協議をしているところでございます。成案ができ次第、報告したいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、常任委員会所管事務合同調査の報告を求めます。

産業厚生常任委員長、4番、長田守弘君。

〔産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○4番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） 平成23年12月15日から16日まで実施しました合同所管事務調査の結果を報告いたします。

1、調査の目的、常任委員会合同所管事務調査について、先進地自治体等の実態を調査し

行政運営に資するとともに、震災復興事業等の国会議員要望を通し、国政視察研修を実施する。

2、調査事項、国会議員要望及び国政視察研修について、(2) 保健福祉事業、埼玉県宮代町公設宮代福祉医療センター「六花」について。

3、調査先、外務省及び衆参国会議員会館、(2) 埼玉県宮代町。

4、参加者、第1日目、町長、総務課長、議会議員12名、議会事務局長1名の計15名、第2日目、議会議員12名、議会事務局長1名、計13名。

5、調査結果、(1) 国会議員要望等、要望先、県内選出国会議員7名、要望事項、一般国道4号鏡石区間4車線化整備促進、復興に向けた駅東土地区画整理事業の推進について、被災施設の早期復旧について、自治体財政支援について、原発事故の早期収束について、以上、上記の要望について、外務省、国会議員に面談し要望するとともに、国政状況等について聴講いたしました。

〔「朗読省略」の声あり〕

○4番(産業厚生常任委員長 長田守弘君) はい。

次に、宮代町ですが、報告書のとおり、概要については詳細に書いておりますので、朗読をお願いいたします。

総括のまとめですが、国会議員等に面談し要望することができ、また、具体的な施策手法について協議するなど有意義な要望活動となった。また、宮代町の公設福祉医療センター「六花」については、保健・医療・福祉、各事業が有機的に連携し実施されていると感じ、また、1カ所に集約された複合型施設のメリットを生かし、乳幼児から高齢者まで相互に連携できることは行政改革の面からも重要なことであり、少子高齢化社会を迎えた今、こうした施設建設の有効性を認識した有意義な調査活動となりました。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長(渡辺定己君) 次に、議会運営委員会所管事務調査の報告を求めます。

議会運営委員長、8番、大河原正雄君。

〔議会運営委員長 大河原正雄君 登壇〕

○8番(議会運営委員長 大河原正雄君) 議会運営委員会所管事務調査の報告をいたします。

平成24年1月17日火曜日から18日水曜日まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記、1、調査目的、議会運営委員会の所管事項について、類似自治体(人口や面積規模が類似する)議会及び先進議会の活動実態を調査し、我が町の議会運営の参考とするために実施した。

2、調査自治体(議会)、埼玉県鳩山町議会、埼玉県三芳町議会。

3、調査項目、休日議会について、議会報告会について。

4、参加者、議会運営委員6人、議長、事務局長、計8人。

調査内容及び結果、埼玉県鳩山町、町の概要でありますけれども、面積25.7平方キロで……

〔「朗読省略」の声あり〕

○8番（議会運営委員長 大河原正雄君） 省略という声がありましたので、進めさせていただきます。

まとめとしまして、鏡石町と類似町及び先進町の2町の議会の休日議会と議会報告会について調査研修したが、議会みずからできるものから始めるという意識改革に基づき、さまざまな改革に取り組んでいる姿勢が理解できました。また、両町とも、調査内容についての反省点等も具体的に説明があり、改良点等についても研修できたことは今後の参考となった。議会改革・活性化についても参考となるものがあつたが、今回は、具体的な課題を調査研修したことによって、取り組むべき内容がより具体的に見つめられた調査研修内容となった。今後、引き続き内容について研究していくこととしたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第3回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災の発生から間もなく1年になります。本町は東日本大震災により甚大な被害を受け、多くの建物や構造物が損壊し、震災直後は町民の一部が避難所での生活を余儀なくされました。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能漏れにより、農作物が作付困難となったり出荷停止の措置を受けるなど、産業面でも深刻な影響をこうむることとなりました。

町としましても、応急から復旧へ、本格的な土木災害工事や農地災害工事、公共施設等の改修工事、原子力災害対策、そして継続した被災者支援事業など、これまで全力で取り組んでまいりましたが、今後も復旧から復興・再生へ向け、最優先課題として取り組む覚悟であります。

国においては、第3次・第4次補正予算の成立、復興庁の発足、福島復興再生特別措置法の提案など、復興に向けた動きがようやく見えてきました。また、今後の重点課題である除染については、放射性物質汚染対処特別措置法の施行を受けて、環境省は本県の除染推進と環境再生に向けた国の拠点となる福島環境再生事務所を1月4日、福島市に開所し、汚染状況の把握や市町村の除染計画の支援、除染効果の把握を行うなどとしております。

しかし、第3次補正予算に盛り込まれた約2兆円の復興交付金事業については、詳細がわかればわかるほど制約が多く、地震、津波、原発事故という大震災において、注目は津波と原発事故に向けられ、震度6強であった本町などの内陸部の被災地への意識・対応が希薄化しているように感じられることから、今後は制度の拡充や柔軟な運用などを近隣市町村と連携しながら国に強く求めていきたいと考えております。また、原子力災害対策に関しましては、総合的かつ迅速に進めるために、専門部署の設置等を検討してまいりたいと考えております。

国政においては、1月13日、野田改造内閣が発足しました。最重要課題と位置づける東日本大震災からの本格復興と福島第一原発事故への対応、不退転の決意で取り組む社会保障と税の一体改革、国民が期待する経済再生など、野田内閣の抱える政策課題は難問ばかりであります。震災復興にも不退転の決意で取り組むよう強く願うものであります。また、玄葉光一郎外相の留任につきましては、重要課題が山積している中、引き続き手腕を発揮していただきたいと思っております。

福島県の2012年度当初予算案が発表されましたが、震災と原発事故からの再生を目指し、総額は1兆5,764億円と過去最大規模になり、このうち半分近い7,255億円が震災と原発事故への対応分であります。当初予算の柱となる事業は、除染の推進、18歳以下の子供たちの医療費無料化、再生可能エネルギーの導入拡大、国内最高の補助率となる企業立地への補助などすべて重要な課題であり、「復興元年」と位置づけた今年、再生の動きを加速させた展開を願うものであります。

国内各地では、1月中旬から今日まで大雪や厳寒に見舞われ、積雪が警戒積雪に到達したり、観測史上最低気温を記録するなど寒波が猛威を振るい、除雪作業では全国で100人以上の方が亡くなるなどの被害が出ている中、幸い本町では降雪もなく大きな被害や事故がなく、安堵しております。

町における12月以降の主な出来事では、初めに、1月6日には東町の會田アキさんが100歳を迎えられ、本年度3人目の100歳賀寿の贈呈を行い、長寿のお祝いをいたしました。

1月8日に行われた成人式は、華やかな中にも厳粛に式がとり行われ、172名の新成人がめでたく成人を迎えられました。成人された皆さんには、東日本大震災における被災という大きな困難な中であって、郷土を愛し、自己目標に向かって邁進されることを期待するもの

であります。

また、震災被害のありました町民プール「すいすい」が、関係者のご尽力により、震災から11カ月目となる先月2月11日に再オープンすることができました。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、都市機能の整備関係であります。社会資本整備総合交付金事業の中外線道路改良事業は、用地取得・補償関係の契約が完了し、今後は計画的に工事を推進していきたいと考えております。また、駅東第1土地区画整理事業については、第1工区内の道路2件の築造工事を発注したところであります。

東日本大震災並びに台風15号に伴う公共土木・農業施設災害復旧工事は、計画的に工事を発注しておりますが、災害規模が膨大なために多くの工事が繰り越しや次年度発注となる状況であります。今後も早期発注、早期完成に向けて鋭意事業を推進していく所存であります。

鏡石スマートインターの利用状況であります。12月からの福島県以北の無料化に伴い利用者が急増し、1月の利用台数が過去最高となる1日当たり1,573台となり、3月3日に100万台の利用台数を達成したところであります。

国道4号線拡幅事業につきましては、国において用地買収を最優先に進めながら、同時に地下歩道工事は早期供用開始に向け施工中であります。

生活環境の整備に向けた下水道事業は、震災関連の災害復旧工事はすべての工事発注を終え、早期完成に向けて鋭意事業を推進してまいります。また、国道4号拡張関連及び駅東土地区画整理関連の管渠築造工事は、関連する他の事業の工事計画との調整から、次年度へ繰り越して実施したいと考えております。

安全で安心な水の安定供給事業としての石綿セメント管更新事業は、本舗装工事及び本町地内の耐震管へ布設替え工事を施工中であり、また、上水道第5次拡張事業は、当初計画どおり、鹿島・東鹿島地内導水管布設事業の工事を進めております。さらに、災害復旧関連事業は、道路・下水道等の関連事業と調整を図りながら事業を推進しております。

震災による瓦れきの受け入れについては、被災家屋など災害廃棄物を町内2カ所の仮置き場に収集しておりますけれども、1月末での処分による搬出状況は、畳などのプラスチック廃材が361トン、木材関係が2,791トン、コンクリートブロックが8,671トンとなっており、今後も引き続き処理を進めてまいります。

産業の振興・地域整備関係では、平成23年度から始まった農業者戸別所得補償制度は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する制度として、本年から本格的に実施されます。当町の平成24年産米については、国のペナルティー廃止の方針を受け緩和され、平成23年対比で254.77トン、面積換算で45.58ヘクター

ルの増加となる生産数量目標数値が配分されました。これを受けて、各農家に生産目標数量の配分と制度の説明会を去る2月27日から延べ4日間、町内8カ所で開催し、生産調整の協力を求めたところであります。

震災により被災した農用地のうち小規模なものについては、地域ごとに復旧作業を進めていただいておりますが、新たな被災箇所の発見や雪による作業のおくれから、一部は新年度まで作業が継続される見込みとなっております。町としましては、作付までに少しでも多く復旧できるよう継続して支援してまいりたいと考えております。

原発事故による農地の除染については、このたび補正予算を計上しました果樹の除染を初めとして、町除染実施計画に基づき随時実施することになりますが、事務手続など一部詳細が決まっていない部分もあることから、今後の情報を把握しながら進めてまいりたいと考えております。

商工業の震災復興に関しましては、おのおの鋭意努力していただいておりますが、制度資金への利子補給や国・県補助事業申請への支援など継続してまいりたいと思います。

企業誘致事業として取り組んでおりました南町地区工場用地造成事業については、今年度、残工事も終了し、用地の売買契約に基づいた精算を済ませ、近く新工場の操業が開始される予定であります。

続いて、保健福祉関係であります。健康づくり推進事業につきましては、各種検診の診断の結果をもとに個別相談・事後指導等を行うとともに、特定保健指導における健康教室を実施し、自発的な健康づくりの実践を支援しております。また、1月に補正予算で議決いただいた65歳から69歳の方への高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業は、関係機関の準備が整い、1月25日から接種を実施しております。

原発事故の長期化に伴い、安心・安全の確保と今後の健康管理を目的に実施したバッチ式積算放射線量計による測定につきましては、測定の結果を対象者に通知するとともに、事業の検証を行っております。

また、放射能汚染に伴う食品からの内部被曝を防止し、町民の不安を少しでも軽減するため、放射能簡易測定センターを設置し、放射能測定器による簡易検査を3月1日より本格的に運用開始したところであります。

児童福祉関係では、昨年度スタートした子ども手当も、本年度3回目の支給が終了し、延べ支給者数は22,569人、支給総額2億8,008万9,000円となりました。また、認定こども園並びに町立保育所の次年度入所児童の募集が終了し、合計207名の受け入れが決定され、現時点で待機児童は発生しない状況であります。

こども医療費助成事業は、中学3年生まで窓口負担での医療費を無料にし、早期受診の促進と子育て支援のさらなる充実を図っており、対象者数は延べ2,216人となっております。

高齢者福祉関係では、平成24年度からの第6期高齢者保健福祉計画並びに第5期介護保険事業計画策定に関しまして、昨年に介護保険事業計画等策定委員会を設置し協議検討をいただき、このたび計画案を報告いただきました。その中で、介護保険料につきましては、次期3カ年の認定者数、保険給付費などの推計と介護給付費準備基金の繰り入れなどの計画に基づき算定されました。65歳以上の第1号被保険者の保険料は、基準となる第4段階の保険料で月額4,000円、年額4万8,000円として、現在の保険料から月額300円を引き上げるべく条例改正を今定例会に提出させていただいたところです。

後期高齢者医療制度につきましては、1月末現在で被保険者数が1,474人となっております。また、震災により被災した被保険者の医療機関での一部負担の免除期間が平成24年9月30日まで延期され、従前発行の免除証明書でも引き続き使用できるようになりました。1月末での免除証明書の発行件数は479件となっております。

続いて、教育・文化関係であります。第一小学校校舎改築事業については、本年1月に国による校舎の災害復旧事業査定が実施されたところであり、現在、具体的な校舎改築の基本設計業務を進めており、関係者の意見をいただきながら今月末には具体的な計画がまとまるものと考えております。また、あわせて旧校舎の解体設計業務も委託しており、新年度前半には解体作業に着手する予定となっております。第一小学校は町の中心に位置し、児童の教育環境の整備は喫緊の課題であり、震災復興のシンボルとなるよう早急な改築に取り組んでまいりたいと考えております。

また、図書館の改修については、2階の視聴覚ホールの補修を初め、外溝工事の復旧が完了し、構造改善センターの復旧工事についても、設計業務が完了し工事に着手したところがあります。

今年度で4年目を迎える学校支援地域本部事業（学校応援団）では、延べ851人のボランティアにより、延べ179回にわたり学校行事などの支援を行ってきたところであり、1学期中は、スクールバスの運行に際し、登下校時の安全誘導にご協力いただいたところがあります。

平成23年度の生涯学習関連事業については、震災後の復旧活動に全力を傾注するため、予定されていた事業を中止もしくは規模を縮小した中で進めてきましたが、町民の皆様の深いご理解とご協力により、ほぼ予定どおり実施することができました。

第5次総合計画策定事業につきましては、これまで策定本部を設置し、町職員で構成するプロジェクトチームのほか、町民からの公募委員を含めた25人の「まちづくり委員会」メンバーによる提言、議員各位のご意見やパブリックコメント等を経ながら計画案を策定してまいりました。

第5次総合計画は震災からの復興計画を併合しており、震災で改めて感じた人と人との絆

を計画の柱に、復興と進化を融合させた新たな町づくりを進めていくこととしており、2月10日には町総合計画等審議会へ諮問し、去る2月27日に答申をいただき、今定例会に基本構想案を提案いたしました。

次に、平成24年度の予算の概要について申し上げます。

本町は、昭和37年8月1日に町制を施行し、今年50年という節目の年を迎えることになりました。半世紀という歴史を振り返り、将来の鏡石町を展望し、誓いを共有する年でもあります。本町は面積的にもコンパクトな町であり、駅を中心とした半径1キロの範囲内に約7割の人たちが暮らしております。このコンパクトさを生かして、町の特性や地域資源を大切に守り育て、「住んでみたくなるまちづくり」「訪れてみたくなるまちづくり」を進めてまいりたいと思います。

平成24年度の予算編成に当たりましては、国内外の経済動向や国の財政運営の基本的方針、東日本大震災の影響による厳しい財政状況などを踏まえ、また、町政運営の基本方針を示す第5次総合計画の基本理念である「かわる、かがやく、牧場の朝のまち かがみいし」の実現に向け、「町民と力を合わせ、新しい鏡石をつくります」「心豊かな人を育て、地域文化を大切にする鏡石をつくります」「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」の5つの柱を基軸に、復旧・復興事業を最優先に、各種事業の重点的かつ効果的な配分に努めたところであります。

一般会計予算の総額では71億1,000万円と、前年度に比べて27億6,000万円、63.4%の増加と、過去最大規模の大型予算となったところであります。また、一般会計、特別会計、企業会計を合算した総額につきましては105億4,994万円で、前年度比29億8,043万円、39.4%の増となりましたが、事業系の会計は災害復旧事業により、他の給付系の特別会計は給付額の増額により高い伸び率となっております。

平成24年度の各会計の予算額を申し上げますと、一般会計予算71億1,000万円、国民健康保険特別会計予算13億4,030万7,000円、後期高齢者医療特別会計予算9,594万9,000円、介護保険特別会計予算7億885万円、土地取得事業特別会計予算303万円、工業団地事業特別会計7,033万5,000円、鏡石駅東第1区画整理事業特別会計予算1億3,500万円、公共下水道事業特別会計予算4億4,060万円、農業集落排水事業特別会計予算6,520万円、育英資金貸付費特別会計予算910万3,000円、上水道事業会計5億7,157万2,000円となっております。

次に、一般会計の歳入歳出予算の概要について申し上げます。

歳入面では、歳入全体の約2割を占めます町税については、固定資産税が震災の影響などから9.1%減の7億9,719万円、町民税については町内企業の業績好転などから前年比3.6%増の4億6,235万円と見込み、町税総額では前年比4.0%減の13億5,611万円を計上したとこ

ろであります。

さらに、地方交付税については、8.8%、1億4,000万円増の12億9,000万円を見込み、繰入金については、財政調整基金などから前年比17.6%増の4億6,885万円を計上、町債については、災害復旧事業債6億8,370万円増額など、8億6,270万円増の11億3,650万円を計上したところであります。

以上のとおり、平成24年度においても自主財源の確保が大変厳しく、将来の財政負担を考慮し、適正な起債枠を確保しながら基金取り崩しなどの措置を講ずることにより財源を確保したところであります。

一方、歳出面においては、事務事業の見直しと経常経費の圧縮を図りながら、第5次総合計画の初年度となることから、新たな感覚で施策評価を行うとともに、復旧・復興にかかわる取り組みを最優先に予算を計上したところであります。

主要事業につきましては、災害復旧事業、原子力災害対策事業、町制施行50周年記念事業、進化する鏡石実行プロジェクト等特化した6分野と、第5次総合計画における行政分野別施策として5分野の事業に取り組むこととしております。

まず、災害復旧事業としては、第一小学校校舎改築事業9億2,790万円、農業施設災害復旧事業3億2,300万円、公共土木施設災害復旧事業3億530万円、災害廃棄物処理事業6,992万5,000円、原子力災害対策事業としては、除染対策事業9億9,166万1,000円、食品モニタリング事業728万8,000円、町制施行50周年記念事業としては、記念式典事業591万1,000円、児童生徒作文コンクール52万5,000円、進化する鏡石実行プロジェクトとしては、田んぼアート事業66万7,000円、駅周辺復興まちづくり計画策定事業500万円などに取り組むこととしております。

次に、第5次総合計画に基づく行政分野別施策としては、町民参加と行財政運営分野では、住民基本台帳ネットシステム改修500万円、役場庁舎耐震診断事業250万円、教育・スポーツ・健康づくり・文化振興分野では、教科書改訂に伴う指導書整備事業776万円、被災者健康支援体制整備事業214万3,000円、福祉・安全安心・コミュニティ形成分野では、子ども手当事業2億7,903万8,000円、障がい者地域生活支援事業2,352万6,000円、介護保険事業6億8,108万6,000円、産業振興分野では、ふれあいの森公園管理棟改築事業5,910万円、梨池下排水路改修調査事業1,000万円、都市整備・都市開発分野では、駅東第1土地区画整理事業1億1,205万6,000円、第5次上水道拡張事業9,497万8,000円、公共下水道事業6,279万3,000円などに取り組む予定であります。

続いて、今定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

報告第2号 専決した事件の承認につきましては、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について報告するものであります。

議案第34号 鏡石町議会の議決事件を定める条例の制定につきましては、町の基本構想を議会の議決事件として定めるものであります。

議案第35号 鏡石町東日本大震災復興交付金基金条例の制定につきましては、東日本大震災復興特別区域法による復興交付金事業に要する経費の財源とするため、基金条例を制定するものであります。

議案第36号 鏡石町暴力団排除条例の制定につきましては、条例の制定により町民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与するために定めるものであります。

議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、法律の一部改正により非常勤職員等の育児休業等を取得することができるように改正するものであります。

議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、スポーツ基本法の制定により「体育指導員」の名称を「スポーツ推進員」に改めるものであります。

議案第39号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、固定資産税の納期を改正するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第40号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第5期介護保険事業計画に基づき介護保険料を改定するものであります。

議案第41号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、法律の一部改正に伴い、入居者資格例外規定の条項を改めて整理するものであります。

議案第42号 町道路線の認定につきましては、私道の寄附による公道を町道に認定するものであります。

議案第43号 須賀川地方広域消防組規約の変更につきましては、組合議会議員の定数、執行機関の組織の変更など、条文の整理をするものであります。

議案第44号並びに議案第45号につきましては、公共下水道事業災害復旧工事の工事請負契約について、締結の承認と変更契約の承認を提案するものであります。

次に、一般会計及び各特別会計の補正予算について申し上げます。

議案第46号の平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）につきましては、復興支援交付金の積み立て、災害復旧工事の繰越明許の設定ほか、年度末における事業費確定による予算の整理であり、主な歳出では、総務費へ3億2,116万6,000円、民生費3,391万4,000円、土木費の1億825万5,000円、消防費へ7,063万8,000円をそれぞれ追加、教育費は1,735万5,000円の減額、災害復旧費は4億4,512万4,000円の減額であります。以上により、一般会計の補正予算の総額は4,932万2,000円となり、その結果、本年度予算の累計額は77億2,281万7,000円となりました。

主な歳入の財源につきましては、町税3,600万円、地方特例交付金401万9,000円、県支出金4億706万3,000円などを充当するほか、基金繰入金は1億8,436万7,000円を減額するものであります。

特別会計補正予算のうち、議案第47号 国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、2,920万8,000円を追加し、療養給付費等増加に伴う予算を計上、議案第48号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、511万8,000円を追加し、療養給付費増加に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の予算を計上、議案第49号 介護保険特別会計補正予算（第3号）については、220万5,000円を追加し、介護サービス給付費の増減額に係る予算を計上、議案第50号 工業団地事業特別会計補正予算（第2号）については、南部地区事業費に係る繰上償還に係る予算を計上、議案第51号 駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）については、繰越明許費の設定、議案第52号 育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）については、新規貸付者減による事業の調整に係る予算を計上、議案第53号 公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、災害復旧工事に係る予算計上や繰越明許費の設定、議案第54号 農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましても、災害復旧工事に係る予算を計上及び繰越明許費の設定、議案第55号 水道事業会計補正予算（第4号）については、建設改良費の減額予算を計上いたしました。

議案第56号 鏡石町基本構想の改定につきましては、第5次鏡石町総合計画の策定に当たり、基本構想の承認を求めるものであります。

議案第57号から議案第67号につきましては、平成24年度一般会計予算ほか10会計の平成24年度予算について提案するものであります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、報告第2号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、今泉保行君。

〔参事兼総務課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼総務課長（今泉保行君） ただいま上程されました報告第2号 専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの専決した事件の承認につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるもの

であります。

2ページをお願いいたします。

専決第1号 専決処分書といたしまして、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更につきまして、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、本年3月31日をもって伊達市国見町大枝小学校組合ほか4組合等を脱退させ、平成24年4月1日から南会津地方保健環境組合を加入させ、あわせて福島県市町村総合事務組合の規約を変更するものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された町長の専決処分事項により、本年2月29日付で専決処分したものを報告するものであります。

福島県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約につきましては、当該組合等の脱退、加入に伴う関係部分を改めるものであります。

附則におきましては、この規約は知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約の規定は、平成24年4月1日から適用するとしたものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

お諮りいたします。

報告第2号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第34号 鏡石町議会の議決事件を定める条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第34号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、今泉保行君。

[参事兼総務課長 今泉保行君 登壇]

○参事兼総務課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第34号 鏡石町議会の議決事件を定める条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、地方自治法の改正により、基本構想の策定義務が削除されたため法定計画でなくなりましたが、町政運営の最上位となる行政計画について、本町では議会へ提案し、議決をいただく案件と位置づけるため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議決すべき事件と定めるため制定するものであります。

内容につきましては、第1条で趣旨であります。この条例は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、鏡石町議会の議決すべき事件を定めるものとする。

第2条において議決すべき事件として、議決すべき事件は、鏡石町の総合計画（総合的かつ計画的な町政運営を行うための最上位計画をいう。）のうち基本構想の策定又は変更に関することとする。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものとしたものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号 鏡石町議会の議決事件を定める条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって総務文教常任委員会に付託して審議したいと思いますが、これに異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第35号 鏡石町東日本大震災復興交付金基金条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第35号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、今泉保行君。

[参事兼総務課長 今泉保行君 登壇]

○参事兼総務課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第35号 鏡石町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、東日本大震災復興特別区域法第78条第1項に規定する復興交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、新たに基金条例を制定するものであります。

5ページをお願いいたします。

設置目的であります。第1条で、東日本大震災復興特別区域法第78条第1項に規定する復興交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、鏡石町東日本大震災復興交付金事業（以下、「基金」という。）を設置する。

第2条について、基金の額であります。基金の額は、歳入歳出予算で定める額の範囲内で町長が定める額とするものであります。

第3条で管理であります。第1項、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項におきまして、基金の属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができると定めるものであります。

第4条で、運用益の処理について定めております。基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第5条では、繰替運用についてであります。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものと定めるものであります。

第6条で処分であります。基金は、第1条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができるものと定めるものであります。

第7条は委任規定でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める

ものとするものであります。

附則としまして、まず施行期日であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項において、この条例の失効であります。この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失うとするものであります。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとするものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第35号 鏡石町東日本大震災復興交付金基金条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第36号 鏡石町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第36号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、今泉保行君。

〔参事兼総務課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼総務課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第36号 鏡石町暴力団排除条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、近年の暴力団情勢は、組織実態や活動形態をより一層不透明化させながら、日常生活、企業、行政関係などあらゆる分野において不法行為を敢行し、また、活発な資金獲得活動を行っている実態があり、国や県と連携した中で事務事業全般から暴力団排除や暴力団排除機運の向上を進めていくためには、条例の制定が重要であることから提案するものであります。

条例につきましては7ページでございます。要点についてご説明させていただきます。

まず、第1条で目的でございます。この条例は、暴力団が町民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、町民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、町の事務及び事業における措置、少年に対する教育等における措置等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするものであります。

第2条におきましては、本条例におけます文言の定義について、第1号から第7号まで定めてございます。

第3条、基本理念では、暴力団の排除は、暴力団が町民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならないと定めております。

次ページをお願いします。

第4条においては、町の責務についてでございます。町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2項において、町は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、県、関係団体及び他の市町村との連携に努めるものとするとして定めております。

第5条が町民等の責務であります。第1項では、町民等は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互の連携を図って行うとともに、町及び関係団体等が実施する暴力団の排除に関する施策及び活動に協力するように努めなければならないと定めております。以下、2項、3項につきまして、それぞれ町民等の責務について定めてございます。

第6条では町民等に対する支援について、第7条では暴力団事務所の撤退の促進について、第8条では訴訟の支援について、第9条では暴力団からの離脱の促進について、第10条では広報及び啓発について、第11条では保護措置への協力について、第12条では不当な要求行為に対する措置について、第13条では公共工事等における措置について、第14条において

は不当な要求についての報告等について、第15条については町の施設の使用における措置等について、10ページをお願いいたします。第16条においては少年に対する教育等について、そして第17条において条例の委任につきまして定めているところであります。

附則におきまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するとしたものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただきまして議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ただいま提案理由の説明がございました点でございますが、立派な条例だと思うんですけども、暴力団の町内における実態の把握をどの程度、町当局はされているのか、これから総務常任委員会で審議していくと思うんですが、その辺をわかれば教えていただきたい。暴力団の数、ここでは恐らく支部とかなんかになっているんだろうと思いますが、さらには暴力団員の数とか、交友者の数とか、そういうものがもしわかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する執行部の答弁を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼総務課長（今泉保行君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内における暴力団の事務所、さらには人数についてというようなことでございますが、須賀川警察署のほうで把握しているものにつきましては、警察署管内に事務所等については3カ所程度あると聞いております。ただ、鏡石にあるかどうかについては公表できないというような考え方でおります。

また、人数については、暴力団関係の方が3名程度いらっしゃるというようなところが警察署で把握している情報であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第36号 鏡石町暴力団排除条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、今泉保行君。

〔参事兼総務課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼総務課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業をすることができない職員として規定されていた非常勤職員について、育児休業並びに部分休業を認めることになったことを受けまして、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては12ページからになります。

まず、第2条であります。第2条に次の1号を加える改正でございます。第2条では、育児休業をすることができない職員を定めております。育児休業法の改正により、非常勤職員に育児休業を認めることになりましたので、一定の要件を満たさないことにより育児休業のできない非常勤職員を第3号として加える改正となっております。

第3号のイ、ロ、ハに規定されている非常勤職員以外の非常勤職員は、育児休業ができないこととなります。イでは、在職期間が1年以上あり、その養育する子が1歳を超えても引き続き在職することが見込まれ、勤務の日の日数を考慮して町長が規則で定める非常勤職員を定めております。ロでは、第2条の2第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員を定めております。ハでは、任期の末日まで育児休業している非常勤職員が任期の更新または採用に伴い引き続き育児休業をしようとする非常勤職員を定めております。

次に、現在の第2条の2を第2条の3に繰り下げまして、新たに第2条の2として1条を加える改正でございます。新たな第2条の2では、育児休業法第2条第1項の条例で定める

日を定めております。育児休業法第2条第1項では、常勤職員は、当該子が3歳に達するまでの育児休業をすることができますが、非常勤職員は当該子が1歳から1歳6カ月の間で条例で定める日まで育児休業することができるものと定められております。

第2条の2第1号では、第2号及び第3号に掲げる以外の場合は、非常勤職員の養育する子の1歳到達日までと定めております。

第2号では、非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日以前に育児休業している場合において、当該非常勤職員が育児休業しようとする場合は、当該子が1歳2カ月に達する日までと定めております。

次ページになります。

第3号では、1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合、特に認められる場合においては当該子が1歳6カ月に達するまでの日と定めております。

次に、第3条に次の2号を加える改正でございます。第3条では、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情を定めております。育児休業法第2条第1項のただし書きでは、当該子について既に育児休業したことがあるときには、条例で定める特別の事情がある場合を除き、再度の育児休業が認められることと定めております。今回、再度の育児休業することができる特別の事情として、第3条に2号を加える改正となっております。

第6号では、先ほどの第2条の2第3項に掲げる場合に該当することを改めて定めております。

第7号では、任期の末日まで育児休業している非常勤職員が、任期の更新または採用に伴い引き続き育児休業しようとすることを定めております。

次ページをお願いいたします。

次に、第17条の改正でございます。第17条では、部分休業ができない職員を定めております。第17条では、以後の追加に伴う本文の規定の整理を行い、部分休業することができない職員として、一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員を加える改正となっております。

1号では、育児休業法第17条の条文による短時間勤務をしている職員を定めております。

第2号では、在職した期間が1年以上であり、勤務日の日数等考慮して町長が規則で定める非常勤職員を定めております。

次に、第18条の改正でございますが、第18条では、部分休業の承認について定めております。

第18条第1項の改正では、非常勤職員について部分休業することができることとしたことに伴う規定の整備でございます。

第2項の改正では、第3項に非常勤職員の部分休業の承認に関する規定を新設したことに伴う字句の整理でございます。

第3項では、非常勤職員に対する部分休業の承認は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内、最長2時間で行うことを定めております。

附則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するとしたものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、木賊正男君。

〔参事兼教育課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼教育課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第38号 特別職の職員で非常

勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、上位法でございますスポーツ振興法が全部改正され、昨年8月にスポーツ基本法が施行されたことによる改正でございます。別表中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を平成24年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議案第39号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、関根学君。

〔税務町民課長 関根 学君 登壇〕

○税務町民課長（関根 学君） ただいま上程されました議案第39号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、固定資産税の第1期分の納期の変更及び地方税法等の一部改正並びに地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が施行されたことによるものであります。

詳細につきましては、17ページの鏡石町税条例の一部を改正する条例によりご説明申し上げます。

鏡石町税条例の一部を改正する条例。

鏡石町税条例（昭和29年鏡石町条例第3号）の一部を次のとおり改正するものでございます。

第67条第1項中、固定資産税の納期を定めているものであり、第1期を「4月1日から同月30日まで」を「5月1日から同月31日まで」に改めるものでございます。

第95条中については、たばこ税の税率を定めたものであり、「4,618円」を「5,262円」に改めるものでございます。

附則第9条については、町民税の分離課税に関する所得割の額の特例等を定めたものであり、第9条について削除するものでございます。

附則第16条の2第1項中、たばこ税率の特例を定めたものであり、「2,190円」を「2,495円」に改めるものでございます。

附則第22条第1項中については、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例を定めたものであり、地方税法の改正により、東日本大震災に係る雑損控除額等の文言を改めるものであり、また、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とするものでございます。

附則に次の1条を加えるものとするものであります。個人の町民税の税率の特例を定めたものであり、平成26年度から平成35年度までの各年度の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とするものでございます。

附則としましては、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであります。

1号としましては、附則第9条の改正規定及び次条の規定については、平成25年1月1日から施行するものでございます。

2号としましては、95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び、次のページになります。附則第3条の規定の改正については、平成25年4月1日から施行するものであります。

第2条としましては町民税に関する経過措置、第3条については町たばこ税に関する経過措置を定めたものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。審議をいただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第39号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、議案第40号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

〔健康福祉課長 高原芳昭君 登壇〕

○健康福祉課長（高原芳昭君） ただいま上程されました議案第40号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、平成24年度から平成26年度までの3カ年の第5期介護保険事業計画に定める介護保険料の一部を改正するものであり、6段階に分けられている保

険料をそれぞれ改めるものであります。

第2条中につきましては、保険料率の条項でありまして、保険料の本則を改めるものであります。まず期間を「21年度から23年度」を「24年度から26年度」の3カ年に改め、第1号中及び第2号中の「2万2,200円」を「2万4,000円」に、第3号中の「3万3,300円」を「3万6,000円」に、第4号中の「4万4,400円」を「4万8,000円」に、第5号中の「5万5,500円」を「6万円」に、第6号の「6万6,600円」を「7万2,000円」にそれぞれ改めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第13、議案第41号 鏡石町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、今泉保行君。

〔参事兼総務課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼総務課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第41号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、公営住宅法の一部改正が行われ、同居親族要件が廃止されたことから、本町においては公営住宅のストック事情等を考慮し、引き続き単身入居について一定の制限が必要であることから、条例により改めて明記するべく改正するものであります。

21ページをお願いいたします。

鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例であります。

まず、第6条でございますが、第6条第1項の入居者資格につきましては、法律に準拠した文言を削除し、例外的に単身入居できる資格を明記するものであります。

アとしまして61歳以上の者、イ、障害者基本法に該当する（ア）身体障害者の方、精神障害者の方、さらには知的障害者の方、ウとしまして、戦傷病者特別援護法における対象の方、エとしまして、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に該当する方、オとしまして、生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律において該当する方、カとしまして、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの、キとしまして、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律等で該当する方、次ページお願いいたします。クとして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律において該当する（ア）さらには（イ）の方、第7条においては、資格要件が明記されたことによりまして文言を整理するものであります。

附則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものとしたものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただきまして議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、議案第42号 町道路線の認定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第42号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

〔都市建設課長 小貫忠男君 登壇〕

○都市建設課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第42号 町道路線の認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの道路認定につきましては、不時沼地内の宅地開発された区域内道路について町への帰属があったことに伴い、道路法第8条第2項に基づき町道認定をお願いするものであります。

番号1、路線名、鏡田516号線、起点、不時沼90番地5、終点、不時沼93番地1、延長85.0メートル、幅員6.0メートルから13.7メートル。

以上ご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号 町道路線の認定についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第15、議案第43号 須賀川地方広域消防組合理約の変更についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、今泉保行君。

〔参事兼総務課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼総務課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第43号 須賀川地方広域消防組合理約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの規約改正は、広域消防組合議会及び執行機関等についての組織を見直しするための改正であり、地方自治法第286条第1項の規定により変更するものであります。

須賀川地方広域消防組合理約の一部を改正する規約。

第5条につきましては、議員の定数を「22人」から「14人」とし、各市町村の人数を改めるものであり、第2項で市町村長の職にある者を除くとするものであります。

第6条、第7条、第8条は、第5条に関連する文言の整理であります。

第10条及び第11条においては執行機関の組織についてであり、副管理者には管理者以外の組合市町村長を充て、代表副管理者を石川町長とする副管理者に関する規定を改めるものであります。

附則におきまして、この規約は平成24年4月1日から施行するものとしてあります。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第43号 須賀川地方広域消防組合規約の変更についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第16、議案第44号 公共下水道災害復旧工事（雨水）の工事請負契約の締結についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第44号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第44号 公共下水道災害復旧工事（雨水）の工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの工事につきましては、東日本大震災にかかわる公共下水道の復旧工事でございます。建設業者が決定したことから請負契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、公共下水道災害復旧工事（雨水）でございます。

次に、契約の方法でございますが、指名競争入札でございます。

次に、契約の金額でございますが、5,859万円でございます。

契約の相手方につきましては、福島県岩瀬郡鏡石町中央211番地、弘陽建設株式会社、代表取締役、今駒春子でございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしく

お願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

審議の途中ですが、昼食の時間となりましたので、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時02分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

選挙管理委員長は午後欠席となります。

これより議案第44号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第44号 公共下水道災害復旧工事（雨水）の工事請負契約の締結についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、議案第45号 公共下水道災害復旧工事（中央小分区）その2の変更請負契約の締結についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第45号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第45号 公共下水道災害復旧工事（中央小分区）その2の変更請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

東日本大震災に係る公共下水道復旧工事（中央小分区）におきまして、建設請負工事の契約業者について、接近するほかの下水道工事と同一業者と契約になりました。そのことから近接する工事となりまして、現場管理費が一括できるということをごさいます、現場管理費を調整するものでございます。これに伴いまして請負金額の減額をするものでございまして、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございしますが、公共下水道災害復旧工事（中央小分区）その2。

契約の金額でございしますが、変更前9,607万5,000円、変更後でございしますが8,924万1,600円。

契約の相手方でございしますが、福島県岩瀬郡鏡石町中央211番地、弘陽建設株式会社、代表取締役、今駒春子でございします。

以上、ご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号 公共下水道災害復旧工事（中央小分区）その2の変更請負契約の締結についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第18、議案第46号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第46号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

[副町長 助川浩一君 登壇]

○副町長（助川浩一君） ただいま上程されました議案第46号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

28ページをお開き願います。

このたびの補正につきましては、年度末を控えた事業費の確定及び財源の更正による予算の整理、果樹園に係る除染作業、農地に係る小規模災害の復旧経費の増額、福島県市町村復興支援交付金の積み立て並びに繰越明許に係る経費が主なものでございまして、第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,932万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億2,281万7,000円とするものでございます。

第2条の継続費の補正につきましては、32ページの第2表といたしまして、町総合計画及び国土利用計画策定事業並びに町都市計画マスタープラン策定事業に係る年割額を記載のとおり変更するものでございます。

第3条の繰越明許費につきましては、33ページの第3表といたしまして、6款農林水産業費、1項農業費の農業集落排水施設災害復旧事業ほか、記載の8事業を翌年度に繰り越して執行するものでございます。

第4条の債務負担行為の補正につきましては、第4表といたしまして、震災対策等資金利子補給事業、平成23年度貸付金に係る期間、限度額を記載のとおり定めるものでございます。

第5条の地方債の補正につきましては、34ページの第5表の1といたしまして、一部事務組合施設災害復旧事業費ほか2事業を追加し、2の変更といたしまして、道路整備事業費ほか4事業に係る限度額を記載のとおり変更するものでございます。

詳細につきましては、35ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○副町長（助川浩一君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただきまして、ご議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 私からは2点ほどお聞きいたします。

ページの33ページでございます。第3表の繰越明許費でございますが、今回の災害によりまして、地域住民は災害復旧の早期完成を心待ちにしているところでございますが、今回、かなりの金額が繰越明許になっております。

そこでお尋ねいたしますけれども、災害復旧事業、23年度工事予定箇所のうち、年度内に完成予定は何%ぐらいの割合かお聞きいたします。

もう1点でございますが、59ページでございます。59ページの15工事請負費2,369万3,000円の減額でございますが、これは前の説明によりますと、社会資本整備総合交付金事業の確定による委託料の減、工事請負費の変更ということでありました。それで、具体的な事業の進捗状況、減額の理由は何かお聞きしたいと思えます。ということは、過年度の工事請負費でかなりの金額の減額になっておりますけれども、何か工事がまだ着工されていないところもございしますので、その理由等をお伺いしたいと思えます。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行部の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

〔参事兼総務課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼総務課長（今泉保行君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

一般会計繰越明許費の関係でございますけれども、平成23年度の工事予定の中での年度内完成のパーセンテージでございますが、一般会計ですと約28億の予算額でございました。それで、繰越明許費等を勘案しました中では、約60%が完成の割合というふうに考えてございます。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長、小貫忠男君。

〔都市建設課長 小貫忠男君 登壇〕

○都市建設課長（小貫忠男君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

59ページの社会資本整備総合交付金事業関係の減額というふうな中の、中身ということでのご答弁ということであります。今回の減額につきましては、震災によりまして、当初予定しておりました事業費が国において減額されたということがあります。当初は8,292万4,000円ほどの事業費で社会資本整備をしたいというふうなことで要求しておりました。ところが、国のほうで震災へ回す財源確保のために、ここに記載されております2,600万ほど

の減額があったということであります。この減額があったことに伴って、今回予定しておりました事業について、優先順位をつけて事業を実施せざるを得ないというふうな状況が発生いたしまして、工事費の中では中外線のほうに事業費を振り向けたということであります。

そういった関係で、笠石・鏡田線の歩道、さらには499号線、久来石・行方・蓮池西線の工事については全額減額ということになりました。ただ、社会資本整備事業で事業をこれから続けていくためには、必ず同じ年度に事業費の投入をしなくちゃいけないということなので、その分については委託料の中から交差点の改良の設計とか歩道の設計業務の委託を出して事業は継続したということであります。そういった関係で、委託料は必要な経費を除いた事業費が確定したことに伴う減、それから、工事費については事業費が減額されたことに伴って、残念ながら工事ができないので減額をさせていただいたというような内容になってございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

9番、今泉君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま補正されました、提案されておりますが、2件ほどお伺いいたします。

1つは、45ページの土地の売却収入ということで42万ほど計上になっておりますが、久来石地区土地売却ということなんですか、これは内容についてどのような内容であったかというふうな点が1点と、あともう一つは、61ページの除染対策費ということで除染作業業務委託、ただいま説明では果樹園除染ということで説明があったところですが、果樹園というふうにこれは固定されているんですが、果樹園のどんなふうな除染をするのかということなんです。あとそれから、果樹園ということだけが農地ではなくて、このほか田畑があると思うんですよね。それらについての対応とか、その辺の、何かぼつんぼつんと田んぼが出てきたり果樹園が出てきたりということではなくて、総合的に農地の除染としてはどのような体系で今歩んでいるのか、それをお尋ねさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する執行部の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

〔参事兼総務課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼総務課長（今泉保行君） 9番議員のご質問の中で、財産収入の土地売却収入の件についてご答弁申し上げます。

42万円の補正額でございますが、こちらの土地につきましては、4号国道の拡幅に伴います地権者の方の移転地としまして、久来石の地域内にため池の跡地がございまして、その跡

地の165平米を移転先ということでお買い求めいただいた金額でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 産業課長、柳沼英夫君。

〔産業課長 柳沼英夫君 登壇〕

○産業課長（柳沼英夫君） 9番、今泉議員のご質問にお答えします。

61ページ、除染作業業務委託3,000万円の件でございますが、このたびの補正につきましては、町内の果樹園約60ヘクタールあるわけなんですけど、今年度、23年度も残り少ないものですから、できる分ということで30ヘクタールを上げさせていただいたところなんです。なお、果樹園につきましては、樹体の洗浄、皮の削り取りということを予定してございます。なお、果樹園につきましては、花芽が出るまでしかできませんので、とりあえず30ヘクタールで計上したところでございます。

なお、水田、畑とございますけれども、これにつきましては、除染技術が反転耕ということで上がってございますが、線量によります区分がまだなされておられません。また、作付までには到底間に合わないということで、秋以降に、町の除染計画がまとまった時点で実施してまいりたいと考えてございます。

なお、樹園地につきましては、農協果樹部会のほうから強い要請がございましたものから、23年度できる分だけ計上させていただいたところなんです。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第46号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号及び議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第19、議案第47号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び日程第20、議案第48号 平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第19、議案第47号及び日程第20、議案第48号の2件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、関根学君。

〔税務町民課長 関根 学君 登壇〕

○税務町民課長（関根 学君） ただいま一括上程されました議案第47号並びに議案第48号の2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、70ページの議案第47号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、震災に伴う国民健康保険税の減免による減及び保険者療養給付費の増により、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,920万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,328万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、76ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（関根 学君） 続きまして、86ページ、議案第48号 平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療広域連合への保険料等の納付金の増に伴うものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ511万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,202万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、92ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（関根 学君） 以上、一括上程されました2議案につきましてご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第47号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第21、議案第49号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

〔健康福祉課長 高原芳昭君 登壇〕

○健康福祉課長（高原芳昭君） ただいま上程されました議案第49号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書96ページになります。

このたびの補正につきましては、介護サービス等の保険給付費等が実績により増額したことから、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万5,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,335万3,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、102ページからの事項別明細により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○健康福祉課長（高原芳昭君） 以上、ご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第49号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第22、議案第50号 平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

〔産業課長 柳沼英夫君 登壇〕

○産業課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第50号 平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、南部第1工業団地造成に係る償還金の一部繰り上げに係る補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ621万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億109万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、114ページからの事項別明細により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（柳沼英夫君） 以上、説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第50号 平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第23、議案第51号 平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

〔都市建設課長 小貫忠男君 登壇〕

○都市建設課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第51号 平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

118ページになります。

このたびの補正予算につきましては、予算額に増減はなく、大震災等に伴う工事費等の繰越明許費の設定を地方自治法第213条第1項の規定によりお願いするものであります。

119ページをお願いいたします。

「第1表 繰越明許費」、1款事業費、1項事業費、事業名、土地区画整理事業、金額3,312万1,000円。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第51号 平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第24、議案第52号 平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、木賊正男君。

〔参事兼教育課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼教育課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第52号 平成23年度鏡石町

育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、年度末に伴います事業の確定と寄附金の基金への積み立てを行うものでございまして、第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,256万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、126ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼教育課長（木賊正男君） 以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第52号 平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号～議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第25、議案第53号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）及び日程第26、議案第54号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第27、議案第55号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）の3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、3件を一括議題とすることに決しました。

局長の議案朗読を省略し、提出者から議案3件の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま一括上程されました議案第53号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）から議案第54号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第55号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）の3議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

説明に入る前なのですが、午前中、皆様方の議案書、修正をさせていただきました。修正した箇所につきましてご説明をしたいと思います。

まず、2点ほど修正させていただきました。148ページでございますが、第3表の地方債補正の下に、変更ということで2目ほど張りかえしをしました。これは、もともと「追加」となっていたんですが、「変更」ということで修正させていただきました。大変失礼いたしました。

次に、164ページとなります。これは上水道会計なのですが、収益的支出の関係で、164と165ページが入れかえになってございました。その関係上、164ページと165ページとページを差しかえさせていただきました。以上2点になります。大変ご迷惑をおかけいたしました。失礼しました。以後は注意したいと思います。よろしくひとつお願いしたいと思います。

それでは、131ページに戻っていただきまして、説明したいと思います。

平成23年度の鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして説明したいと思います。

今回の補正につきましては、震災による施設使用料の減額と災害復旧工事に係る災害復旧特別交付金の増額等により、一般会計の繰り入れ、さらには補助金等の企業債の組み替えなど、年度末の事業確定による整理をするものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,179万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,566万4,000円とするものでございます。

次に、第2条の繰越明許費でございますが、134ページになります。

繰越明許費につきましては、公共下水道事業で3,700万円、これは駅東関係の管渠築造工事を繰り越したいというものでございます。次に、災害復旧関係でございまして、災害復旧の繰り越しということで7億5,015万円、汚水工事高久田小分区から久来石小分区までの汚水の小分区ということで7件、それから、雨水工事ということで駅前が1件で、合計8件の工事につきまして繰り越しをするものでございます。

次に、第3表になりますが、地方債の補正ということで追加になります。震災減収対策債ということで1,600万円を追加するものでございます。

それから、地方債の変更になりますが、限度額の変更でございまして、1億5,180万円から1億1,150万円に限度額を減額修正するものでございます。

内容につきましては、138ページの事項別明細により説明したいと思います。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 以上が公共下水道になります。

次のページ、145ページになりますが、続きまして、議案第54号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、

今回の補正につきましては、災害復旧工事における年度末の事業の確定による予算の整理をするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,123万円とするものでございます。

第2条の繰越明許費でございまして、148ページになります。

繰越明許費ということで、災害復旧事業ということで3,249万円を繰り越すものでございまして、これは成田の農業集落排水の災害復旧工事分でございます。

次に、地方債の補正につきましては、限度額を補正するものでございまして、600万円から450万円に減額補正をするものでございます。

内容につきましては、152ページの事項別明細により説明したいと思います。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 次に、議案第55号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末における事業の精算をするものでございまして、第2条になりますが、収益的支出697万6,000円を追加しまして2億8,355万1,000円に、また、第3条資本的収入及び支出につきましては、「過年度分損益勘定留保資金6,404万1,000円、建設積立金7,000万円」を「過年度分損益勘定留保資金6,660万円、建設改良積立金5,000万円」に改めるものでございます。

第1款につきましては、資本的支出の既決予定額から7,840万円を減額しまして3億2,887万2,000円にするものでございます。

第4条の企業債につきましては、各事業の限度額を減額するものでございます。

次に、第5条では、他会計からの補助ということで、「1,727万2,000円」から「2,393万7,000円」に改めるものでございます。

内容につきましては、162ページの事項別明細により説明したいと思います。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 以上、一括上程しました3議案につきまして提案理由のご説明を申しあげました。ご審議をいただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより3件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第53号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号～議案第67号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第28、議案第57号 平成24年度鏡石町一般会計予算から日程第38、議案第67号 平成24年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題としたいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第67号までの11件を一括議題とすることに決しました。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） ただいま一括上程されました議案第57号 平成24年度鏡石町一般会計予算から議案第67号 平成24年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、一般会計についてご説明を申し上げます。

一般会計予算書の1ページをお開き願います。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億1,000万円と定めるものでございます。予算の概要につきましては、後ほど各款別にご説明申し上げます。

第2条の継続費につきましては、6ページの第2表といたしまして、鏡石町立第一小学校校舎改築事業に係る平成24年度と25年度の年割額を記載のとおり定めるものでございます。

第3条の債務負担行為につきましては、6ページの第3表といたしまして、中小企業制度資金利子補給事業（平成24年度貸付）ほか、2つの事項に係る債務負担行為の期間、限度額を記載のとおり定めるものでございます。

第4条の地方債につきましては、7ページ、第4表といたしまして、県営成田地区経営体育成基盤整備事業費ほか11件につきまして、起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第5条の一時借入金につきましては、借入最高限度額を5億円と定めるものでございます。

また、第6条におきましては歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、2ページからの「第1表 歳入歳出予算」によりまして、第1条の歳入歳出予算の概要について、各款別にご説明を申し上げます。

2ページをお開き願います。

まず、歳入の部です。

歳入につきましては、1款町税としまして13億5,611万8,000円、2款地方譲与税といた

しまして8,300万円、3款利子割交付金としまして280万円、4款配当割交付金としまして120万円、5款株式等譲渡所得割交付金としまして25万円、6款地方消費税交付金としまして1億1,000万円、7款自動車取得税交付金としまして1,300万円、8款地方特例交付金としまして530万円、9款地方交付税としまして12億9,000万円、10款交通安全対策特別交付金としまして200万円、11款分担金及び負担金としまして5,778万9,000円、12款使用料及び手数料としまして5,809万4,000円、13款国庫支出金としまして10億2,794万6,000円、14款県支出金としまして13億4,964万1,000円、15款財産収入としまして247万3,000円、16款寄附金としまして2,000円、17款繰入金としまして4億6,885万9,000円、18款繰越金としまして1,000万円、19款諸収入としまして1億3,502万8,000円、20款町債としまして11億3,650万円、合わせまして歳入合計は71億1,000万円でございます。

4ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款議会費としまして8,831万9,000円、2款総務費としまして5億4,406万7,000円、3款民生費としまして11億6,521万1,000円、4款衛生費としまして13億6,143万9,000円、5款労働費としまして518万9,000円、6款農林水産業費としまして3億7,581万円、7款商工費としまして8,230万6,000円、8款土木費としまして4億5,696万6,000円、9款消防費としまして2億6,406万2,000円、10款教育費としまして4億6,999万4,000円、11款災害復旧費としまして16億4,206万1,000円、12款公債費としまして6億2,290万3,000円、14款予備費としまして3,167万3,000円、合わせまして歳出合計は71億1,000万円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

別冊特別会計予算書の1ページをお開き願います。

まず初めに、議案第58号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,003万7,000円と定めるものでございます。

第2条の一時借入金につきましては、一時借り入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

2ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要について各款別にご説明を申し上げます。

2ページをお開き願います。

まず、歳入の部でございます。

歳入につきましては、1款国民健康保険税としまして4億794万2,000円でございます。2款国庫支出金としまして3億6,065万5,000円でございます。3款療養給付費交付金としまして4,112万円でございます。4款前期高齢者交付金としまして2億3,075万円の計上でございます。5款県支出金としまして6,585万円でございます。6款共同事業交付金としまして1億4,662万5,000円でございます。7款財産収入としまして3万7,000円の計上でございます。8款繰入金としまして8,659万8,000円の計上です。9款繰越金としまして2,000円です。10款諸収入としまして72万8,000円、合わせまして歳入合計は13億4,030万7,000円でございます。

次に、歳出の部でございます。

3ページでございます。

歳出につきましては、1款総務費としまして931万9,000円、2款保険給付費としまして8億6,564万円、3款後期高齢者支援金といたしまして1億8,481万9,000円、4款前期高齢者納付金としまして43万5,000円、5款老人保健拠出金としまして1万2,000円、6款介護給付金としまして8,824万2,000円、7款共同事業拠出金としまして1億5,111万3,700円、8款保健事業費としまして2,758万5,000円、9款基金積立金としまして3万6,000円、10款諸支出金としまして208万2,000円、4ページをお願いいたします。11款予備費としまして1,100万円、合わせまして歳出合計は13億4,030万7,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

29ページをお開き願います。

議案第59号 平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,594万9,000円と定めるものです。

第2条の一時借入金につきましては、一時借り入れの最高額を4,000万円と定めるものがございます。

次ページ、30ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要について各款別にご説明を申し上げます。30ページをお開き願います。

まず、歳入の部でございます。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料としまして6,984万1,000円、2款使用料及び手数料としまして1,000円、3款繰入金としまして2,520万3,000円、4款繰越金としまして1,000円、5款諸収入としまして90万3,000円、合わせまして歳入合計は9,594万9,000円でございます。

次に、歳出の部でございます。

歳出につきましては、1 款総務費としまして200万6,000円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金としまして9,294万2,000円、3 款諸支出金としまして90万1,000円、4 款予備費としまして10万円、合わせまして、歳出合計は9,594万9,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

43ページをお開き願います。

議案第60号 平成24年度鏡石町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億885万円と定めるものでございます。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を3,000万円と定めるものでございます。

第3条におきましては、歳出予算の流用範囲を定めるものでございます。

44ページの第1表によりまして、各款別に概要をご説明申し上げます。

まず、歳入の部です。

1 款保険料としまして1億3,174万7,000円、2 款分担金及び負担金としまして99万5,000円、3 款国庫支出金としまして1億6,966万6,000円、4 款支払基金交付金としまして2億542万3,000円、5 款県支出金としまして1億538万2,000円、6 款財産収入としまして1,000円、7 款繰入金としまして9,562万8,000円、8 款諸収入としまして7,000円、9 款繰越金としまして1,000円、歳入合計は合わせまして7億885万円でございます。

次に、歳出の部でございます。

1 款総務費としまして1,080万円、2 款保険給付費としまして6億8,108万6,000円、5 款地域支援事業費としまして1,651万円、6 款基金積立金としまして2,000円、7 款諸支出金としまして15万3,000円、9 款予備費としまして29万9,000円、歳出合計は合わせまして7億885万円でございます。

以上、計上させていただきました。

67ページをお開き願います。

議案第61号 平成24年度鏡石町土地取得事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303万円と定めるものでございます。

68ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

まず、歳入の部でございます。

歳入につきましては、1 款財産収入といたしまして7,000円、2 款繰入金としまして300万円、3 款繰越金としまして2万3,000円、歳入合計は303万円でございます。

次に、歳出の部でございます。

歳出につきましては、1款総務費としまして2万5,000円、3款諸支出金としまして300万1,000円、4款予備費としまして4,000円、歳出合計は合わせまして303万円でございます。

以上、計上させていただきました。

79ページをお開き願います。

議案第62号 平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,033万5,000円と定めるものでございます。

次ページ、80ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要を各款別にご説明申し上げます。

まず、歳入の部でございます。

歳入につきましては、1款財産収入としまして2,000万4,000円、2款繰入金としまして1,000円、3款諸収入としまして1,000円、4款繰越金としまして1,000円、5款使用料及び手数料としまして5,032万8,000円、歳入合計は合わせまして7,033万5,000円でございます。

次に歳出の部でございます。

1款総務費としまして3,108万5,000円、2款事業費としまして3,825万円、4款予備費としまして100万円、歳出合計は合わせまして7,033万5,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

95ページをお開き願います。

議案第63号 平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,500万円と定めるものでございます。

第2条の地方債につきましては、98ページの「第2表 地方債」としまして、区画整理事業費の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

96ページ、第1表によりまして歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

96ページをお開き願います。

まず、歳入の部でございます。

1款繰入金としまして8,619万9,000円、2款繰越金としまして1,000円、3款国庫支出金としまして2,750万円、5款町債としまして2,130万円、歳入は合わせまして1億3,500万円でございます。

次に、歳出の部でございます。

歳出につきましては、1 款事業費としまして1 億2,119万5,000円、2 款公債費としまして1,291万9,000円、3 款諸支出金としまして1,000円、4 款予備費としまして88万5,000円、歳出合計は合わせまして1 億3,500万円でございます。

以上、計上させていただきました。

111ページをお開き願います。

議案第64号 平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ910万3,000円と定めるものでございます。

予算の概要につきましては、次ページ、112ページ、第1表によりご説明をさせていただきます。

まず、歳入の部です。

歳入につきましては、1 款繰入金としまして2,000円、2 款財産収入としまして7,000円、3 款諸収入としまして909万2,000円、4 款寄附金としまして1,000円、5 款繰越金としまして1,000円、歳入合計は910万3,000円でございます。

次に、歳出の部でございます。

1 款育英資金貸付金としまして720万円、2 款基金積立金としまして190万2,000円、3 款諸支出金としまして1,000円、歳出合計は合わせまして910万3,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

123ページをお開き願います。

議案第65号 平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4 億4,060万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、126ページの「第2表 債務負担行為」といたしまして、水洗便所改造資金利子補給金ほか1 件の期間及び限度額を定めるものでございます。

第3条、地方債につきましては、126ページ「第3表 地方債」といたしまして、公共下水道事業債ほか3 件の起債限度額、方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を5,000万円と定めるものです。

次に、124ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要について各款別にご説明を申し上げます。

まず、歳入の部です。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金としまして455万4,000円の計上です。2款使用料及び手数料につきましては1億1,603万1,000円でございます。3款国庫支出金としまして2,500万円、4款県支出金としまして50万円、5款繰入金としまして1億5,631万3,000円、6款繰越金としまして1,000円、7款諸収入としまして10万1,000円、8款町債としまして1億3,810万円、合わせまして歳入合計は4億4,060万円でございます。

次に、歳出の部でございます。

歳出につきましては、1款総務費としまして7,710万3,000円、2款事業費としまして1億1万3,000円、3款公債費としまして2億6,150万1,000円、4款諸支出金としまして1,000円、5款予備費としまして198万2,000円、歳出合計は合わせまして4億4,060万円でございます。

以上、計上させていただきました。

143ページをお開き願います。

議案第66号 平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,520万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、146ページの「第2表 債務負担行為」といたしまして、水洗便所改造資金利子補給金ほか1件の期間、限度額を定めるものでございます。

第3条、地方債につきましては、146ページ「第3表 地方債」といたしまして、資本費平準化債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、144ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要について各款別にご説明を申し上げます。

歳入の部でございます。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金としまして2,000円、2款使用料及び手数料としまして834万1,000円、4款繰入金としまして4,435万9,000円、5款繰越金としまして1,000円、7款町債としまして1,250万円、歳入合計は合わせまして6,520万円となります。

次に、歳出の部です。

歳出につきましては、1款総務費としまして2,386万6,000円、3款公債費としまして4,073万8,000円、4款諸支出金としまして1,000円、5款予備費としまして59万5,000円、歳出合計は合わせまして6,520万円でございます。

以上、計上させていただきました。

161ページをお開き願います。

議案第67号 平成24年度鏡石町上水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものでございます。

第2条の業務の予定量につきましては、総水戸数4,285戸、年間総給水量130万5,605立方メートル、1日の平均給水量を3,577立方メートルと定めるものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の部は、第1項営業利益2億3,181万5,000円、第2項営業外収益568万4,000円、第3項特別利益1,000円の合計として、水道事業収益が2億3,750万円、支出の部は、第1項営業費用1億7,880万9,000円、第2項営業外費用3,148万7,000円、第3項特別損失10万円、第4項予備費2,710万4,000円の合計としまして2億3,750万円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の合計を2億3,060万円、資本的支出の合計を3億3,407万2,000円と定め、その不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金と建設改良積立金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものでございます。

第5条の企業債につきましては、石綿セメント管更新事業費のほか3事業について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第6条の一時借入金につきましては、限度額を2,000万円としまして、第7条におきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる場合を定めるものでございます。

第8条におきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定め、第9条においては、棚卸資産の購入限度額を520万2,000円と定めるものでございます。

以上、平成24年度の一般会計、特別会計、上水道事業会計、合わせまして11会計の予算案について概要をご説明申し上げます。ご審議をいただきまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより11件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、平成24年度鏡石町各会計予算11件については質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思っております。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。
お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条
第1項の規定によって、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって予算審査特別委員会委員の選任については、議長において指名することに決しました。

平成24年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、円谷寛君、2番、古川文雄
君、3番、菊地洋君、4番、長田守弘君、5番、小林政次君、6番、畑幸一君、7番、井土
川好高君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君、10番、仲沼義春君、11番、木原秀男
の11名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午後 2時16分

開議 午後 3時07分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告します。

平成24年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員長に5番、小林政次君、同副委員長に
6番、畑幸一君が選任されました。

◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第39、請願・陳情についてを議題といたします。

陳情第1号から陳情第5号までは、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表
のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時08分

平成24年第3回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成24年3月6日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	円谷寛君	2番	古川文雄君
3番	菊地洋君	4番	長田守弘君
5番	小林政次君	6番	畑幸一君
7番	井土川好高君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	10番	仲沼義春君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
参事兼 総務課長	今泉保行君	税務町民課長	関根学君
健康福祉課長	高原芳昭君	産業課長	柳沼英夫君
都市建設課長	小貫忠男君	上下水道課長	圓谷信行君
教育長	高原孝一郎君	参事兼 教育課長	木賊正男君
会計管理者 兼参事室長	八卷司君	農業委員会 事務局局長	飛沢栄四郎君
教育委員会 職務代理者	根本彌生君	選挙管理 委員会委員長	西牧英二君
農業委員会 職務代理者	滝田正臣君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主幹	相楽信子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 畑 幸一君

○議長（渡辺定己君） 初めに、6番、畑幸一君の一般質問の発言を許します。

6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） おはようございます。

6番、畑幸一です。

第3回定例会において発言の場を与您いただき、感謝申し上げます。何となく春の気配が感じられる季節になりましたが、はかり知れない多大な被害をもたらした3.11の大震災から、はや1年がたとうとしています。本町でも甚大な被害に見舞われ、県浜通り地域においては、津波により壊滅的な大打撃を受けたのはご承知のとおりです。また、追い打ちをかけるように、原発事故の影響によって先の見えない不安、そして日々の暮らしに危機感を募らせている多くの町民の姿もあります。現状を見ても、復興の道のりはまだまだ遠く感じられます。経験したことのないさまざまな事態を生じさせ、復興の妨げになっていることも事実です。しかしながら、放射能汚染や風評被害など、深刻なこれらの状況を把握しながら、一つずつ払拭し、町民が被害を受けている中、迅速な復興を目指し、町と町民の思いを共有し、復興元年と位置づけ、新しい町づくりに取り組み、将来に向け夢と希望の持てる、愛するふるさとの再生が実現できるよう、町に対して要望する次第でございます。前向きなごあいさついたします。

私は2つばかり感じることもあるんですけども、2月になって、町の中のブルーシートがほとんどなくなったということです。これは、本当に復興の兆しが見え始めたのかなとも感じられます。町長さんのうちは、まだビニールシートをかぶっていますね。やはり、町長

さんのビニールシートは一番最後になるかもしれませんね。イタリアの豪華客船の座礁で、船長さんが最初に逃げてしまったというような形で、やはり、町長さんには町の復興を確かめてから、じっくりと計画していただきたいと思います。

あと、1つ、今度は不安な材料なんです、最近野鳥の声が聞けないんです。スズメなんかほとんど見ないし、今ごろの季節だと、シジュウカラだとか、そんな形の野鳥が飛んできて、ウグイスもそうなんです、今のところ聞こえないということで、ちょっと不安を感じている。どこかへ行ってしまったのか、放射能の汚染のものが小鳥たちにも響いているのか、そのような感じもする次第です。

そこで、復興と並行した新しい町づくりの取り組みについてお伺いいたします。

復興と並行した新しい町づくりについて。

(1) 新しい町づくりの構想と実行の概況。

復興に対して今何が必要か、将来に向け実現するための計画を実らせる総合的なあらましについてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、新しい町づくりの構想と実行の概況ということでありまして、復興に対して今何が必要か、将来に向け実現するための計画を実らせる総合的なあらましということでもありますけれども、今議員さんがおっしゃられたとおり、この町についても、東日本大震災で大変被害をこうむりました。さらに追い打ちをかけるように福島第一原発の放射能の影響、これも大きいということでもあります。

そういう中で、町としましては、24年度からの総合計画、これと合わせまして、同時に復興もあわせ持った第5次総合計画をつくりまして、今定例会の中でこの構想について議決をいただくということでもあります。そういう中で、新しい町づくりということでもありますけれども、ご承知のように、まず復旧、そして、原発対策に対して何とかしていくということが大切であると。その後に、復旧から復興に向けてこれから臨んでいくということでもあります。

そういう中で、予算についても、平成23年度の予算も、当初43億円、現在は補正後72億円、これがほとんどが復旧事業であると。さらに、24年度の予算についても、23年度の予算からしますと、18億円が復旧費用、そして10億円が除染対策と、こういった中身であります。そういう中で、除染、さらには復旧をまず進めるということにおいて、その後に復興、そして新しい町づくりについて考えていきたい、そんな中身で現在検討しているということでもあります。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） ただいま町長のご答弁をいただきまして、中身がわかるような形になるんで、本当にありがとうございます。

前回の質問の中で、復興ビジョンにおいて計画づくりを進めたいとの答弁をいただきましたが、どのような復興の施策ができたか、現在進行、または実行している施策があるかどうかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 復興ビジョンにつきましては、総合計画の基本計画の中にもいろいろ盛り込んでおりますけれども、当面町としましては、国の復興交付金事業、これが約40事業あるわけなんです、その中で、現在町としましては、細かくでありますけれども、36の事業、約200億円ということで、国のほうに復興交付金事業として提出しております。そういう中で、この1月31日に、約5億円ということで、国のほうに復興事業として上げているということでもあります。

ただ、残念ながら、この復興交付金事業についても、どうしても津波、原発、そういった地域が主になってしまうということで、この5億円が現在のところは見込めないという状況であります。そういう中で、これから周辺町村等も含めて、この復興交付金事業が稼働できるような、そういった陳情をしていって、町の復興につなげていきたいというふうを考えております。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 計画に基づき、目標に向かって、実現することを要望いたします。

（2）新しい町づくりの主要な目標。

新しいまちづくりの基本になる目印、具体的な着眼点と、メインステージをどこに位置づけるか。メインステージというのはちょっと表現が悪かったかもしれませんが、被害箇所ととらえてください。お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でありますけれども、新しい町づくりの基本的な目印、具体的な着眼点ということでもありますけれども、まずは、先ほども申し上げましたように、この第5次総合計画の中での町の将来像、こういったものについては、ご承知のように「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまちかがみいし」という、そういったメインテーマでして

いくということでもあります。そういう中で、5つほどの理念、基本目標、これからこういったものを持ってしていくわけでありましてけれども、その目印という、ちょっとご質問の不明な点があるんですが、どんなことをやっていくのかということでありましてけれども、まずは、町として、被害の大きい復興については、岡ノ内とか、そういった部分です。さらには、3区の集会所、そういった中で、とにかく今大きな被害のある部分について積極的に取り組んで、復興については当たっていきたいということでもあります。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 復興しなければならない被害の箇所が余りにも多過ぎて、非常に厳しい状況の中での対応だと思われませんが、幾つもの主要な取り組み方で再生を図るよう要望いたします。大きな被害箇所というと、やはり、第一小学校、駅中心の復興事業、産業については農工商とありますけれども、やはり、第一次産業である農業の経営については、皆さんが本当に、通水とか、地割りの補修、のり面の補修とか、いろいろありますので、それらを踏まえて再生を図るよう要望いたします。

（3）番、目標の人口増加を実現するための施策。

町自体としてイメージアップを図り、積極的に力を入れ、住んでよかった満足度の高い町づくりを進め、人口増加の実現のため、企業誘致、また宅地分譲など、町としてどのような施策を考えているかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でありますけれども、我が町については、交通の利便性、こういったものについては、ご承知のように大変高いということでもあります。そういう中で、今回の災害においては、特に放射能の関係でありますけれども、県内でも、この町については放射線量がかなり低いという、これについても、町づくりにとっては、今回の中身では優位性があるのかなというふうに考えております。

そういう中で、ご承知のように、町の人口増、こういったものについて図る場合においての駅東第1土地区画整理事業、こういったものについて、今回の中で積極的に取り組んでいきたいという考え方を持っております。そういう中で、何とか人口についてはさらに増加を図っていききたいと。特に、この町については、過去、国勢調査においても減らない町、微増の町ということでもあります。そういう中で、放射能においては、若干減っている部分はありますけれども、先ほど申し上げたように優位性があるということで、この優位性をさらに発揮していけるような町づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番(畑 幸一君) 将来の人口目標については、第5次計画においても、2021年、あと10年後ですか、おおむね1万5,000人とあるが、目標を目指すための計画というのはどういうふうなことを考えていますか。あと、「おおむね」というのはどう解釈してとらえているかです。あと、現在、年間の死亡率と出生率について、わかればお伺いしたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長(遠藤栄作君) 人口の考え方については、今回の第5次総合計画の策定の中でもいろいろ議論されたと思います。そういう中で、今、国勢調査のお話を申し上げましたけれども、鏡石町については減らない、やや微増だと。そういう中で、今回目標人口については、現在1万2,800人がおおむねの人口だという中で、今回の第5次の中では1万3,500人、700人の増ということであります。微増からすると、700人というのはなかなか容易でない。でも、ある程度の高い目標を持つ、そういった中で町づくりをするということも大切であると、そういう中で目標を持ったという状況であります。

出生数、死亡数でありますけれども、出生数についてだけ申し上げますと、鏡石町の状況については、昭和60年からしますと170人ほどおりました。ここ二、三年におきましては、110人前後という状況であります。そういう中では、出生数については、管内では郡山市とほぼ同じということで、高い出生率であるということで、そういう中で裏づけが、減らない町だというふうに言えるのかと。あと、死亡者数については担当課長のほうから申し上げます。

○議長(渡辺定己君) 税務町民課長、関根学君。

○税務町民課長(関根 学君) 死亡者数について、私のほうからご説明申し上げます。

鏡石町の死亡者数の年次別の人口動態の集計についてご報告申し上げます。18年度には死亡者97人、19年度には120人、20年度には96人、21年度には116人、22年度は136人、現在においては132人ということで、そんなに大きな変化なく推移しているのかと担当のほうでは見ております。

なお、出生のほうについても、18年度の分から申し上げます。18年度、鏡石町の出生数については131人、19年度については130人、20年度については117人、21年度については107人、22年度が117人、出生数についても、23年度は把握しておりませんので、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(渡辺定己君) 6番、畑幸一君。

[6 番 畑 幸一君 登壇]

○6番(畑 幸一君) 素人の調べというか、判断というのは、死亡率というのが大体人口の0.01%、出生率というとなら0.08%、そのような形で数字に当てはめると、大体の出生、死亡率というのが出てくるんです。とにかく、この差があれば、10年たつて、20年もたてば、あくまでも200人という人口の低減ですので、何か新しい計画を立てて、人口の減らないような形で、ぜひ2021年には1万3,500人というような目標を定めて対策を練ってほしいと思います。

例えば、議員のパーセントというのは1万2,600人ぐらいで計算すれば0.0095ですか。町の職員さんだと大体死亡率くらい、0.0、100人くらいという形になりますので、ひとつお願いいたします。

本当に子供の数が減っている。私は鏡田の2班に住んでいるんですけども、21世帯あるんですけども、小学生の子供がだれもいないんです。それで、育成事業を単独事業なんかをやっていますけれども、今後育成会の行事なんかは本当に厳しくなると思うんですけども、とりあえず目標については施策を立ててきっちり、人口がふえるような形でお願いしたいと思います。

続きまして、(4)の産業の再生と町活性化への取り組みについてご質問いたします。

産業の再生には、原発事故の影響による風評被害などがあり、社会経済の悪化や景気低迷の中で、元気な産業再生に向けての支援策があるか。町としての対応はどうか。活性化の進行について可能性をどう見出すか。町の立地条件としては、中央に駅があり、ETC、スマートインター、里山的な風光明媚なロケーション、そういうものがありますし、交通の便がいい等、町の魅力を包括して、一まとめにしたような活性化のエネルギーにできないかということで質問いたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長(遠藤栄作君) ただいまの質問でありますけれども、まず、今回の震災の中で、地震の被害も大きいわけでありまして、どちらかといえば、産業については原発の風評被害が大きな影響があるということでありまして。これは、福島県全県ということでありまして、そういう中で、鏡石町においても同じであると。そういう中では、風評被害対策についてはしっかりとやっていく必要があると。当然除染対策も含めた中で、安心して農産物、工業も含めた中でしっかりとやっていく必要があるのかということで、これについても、新年度の中でとりあえず10億円という除染対策等の費用を取り組んだということでありまして。そういう中で、国・県で用意されてございます各種事業、支援制度、こういったものについても、やはり大きく活用していく必要があるのかというふうに思っております。そういう

中であって、農協、さらには商工会と連携をしながら、風評被害も含めて、しっかりとしてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） もちろん、風評被害の対策というのは大変なことなんですけれども、信頼を取り戻す安全・安心な取り組みをしながら、こういったものを町に対して要望いたします。

続きまして、土地区画整理事業の取り組みについて。

駅東土地区画整理事業の推進と進行状態。

道路造成、また物件補償などの進行状況、造成完了予定、震災や原発事故の被害者の対策として、復興特別区域法（特区）の対象事業などの枠組みを活用した被害者を受け入れる構想があるかに対してお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

○都市建設課長（小貫忠男君） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

2番の（1）駅東土地区画整理事業の推進と進行状況についてのご質問にご答弁を申し上げます。

駅東土地区画整理事業の第1工区内における物件補償等については、補償基準に基づき、立ち木とか建築物について算定を行いながら進めており、進捗状況については、地権者のご協力のもと順調に進行しており、第1工区はおおむね平成27年度までに完成すべく、道路構築および造成事業等を進めているところでございます。ただ、東日本大震災や国費の道路予算削減の影響も少なからずありますので、できる限り影響が出ないように努力しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、土地区画整理事業の復興特区による事業は現時点ではございませんので、今後も国・県に要望してまいりたいというふうに考えております。

また、原発被害者を含めた浜通りの避難者に対して、現時点ではふるさとにいつ戻れるのか不透明な部分もありますので、受け入れの話についてはできませんが、福島県や対象市町村からお話があれば、前向きに対応していきたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 街区の完了ですが、区画とか坪単価とか、そういったものは、暫定的なものはまだわかりませんか。ひとつ答弁をお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

○都市建設課長（小貫忠男君） 区画整理事業を進めるに当たっては、保留地が8カ所ほど予定してございます。この保留地を処分することで事業費の捻出を図る必要がございますので、できた保留地から順次販売というようなことで進めていきたいというふうに考えております。現在のところは、第1工区内の西側にあります線路沿いの保留地の処分を24年度に検討していきたいというふうに思っております。単価につきましては、事業費等の確定がありませんので、今後、24年度の中で単価等について決定をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番（畑 幸一君） これは、どうしても早目に完了させていただきたいということもあるんです。実は、石川町の知人なんですけれども、100坪ぐらい鏡石の土地があるかと、どうしても住みたいというような問い合わせもありましたし、何年だということもわからないので適当な答えはしたんですけれども、そういった状況を踏まえて、ひとつ早目に完了するようお願いいたします。

例えば、名乗りを上げて、できないと言っていることをやるのもまた行政なんですよ。原発から避難している人が16万人もいるわけですから、また、県外には6万3,000人くらいの避難者がいるんで、どうしても名乗りを上げて、受け入れ体制、おぜん立てをしなければ来てくれませんよ。大体500世帯ということになると、3人ずつ住んでも1,500人の人口がふえるわけですから、そういったできないことを、何とか努力をしながら手腕を発揮してください。これは副町長にお願いします。県とのパイプが一番持っているのは副町長なので、ひとつそういった努力をしていただけませんか。実際に、やはりお金がかかる事業なので、国とか県からいかほど引き出して、第1工区の、震災の復興に対して、ぜひ努力して手腕を発揮してもらいたいと思います。

以上です。

(2) 番の境土地区画整理事業の境土地区画整理組合に対しての財政支援の明確な理由と内容、今後の境土地区画整理組合に対する町としての支援の取り組み方、町として責任の明確な納得のゆく説明、組合としての反省点、責任の回避についてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

○都市建設課長（小貫忠男君） (2) 番の境土地区画整理事業関係についてのご質問にご答弁を申し上げます。

境土地区画整理組合は、平成4年に事業認可を受け、組合施行型の区画整理事業として事

業が開始されました。事業開始時は好景気にも支えられ順調に保留地販売を続けてきましたが、バブル崩壊による不況や土地価格の下落を受け、販売は行き詰まりを見せ、平成11年度から毎年2,000万円ずつ1億円、さらには、平成20年度からは2,000万円ずつ1億2,000万円の町からの財政支援を行っております。

この中で、特に、現在支援している総額1億2,000万円の支援につきましては、平成20年度における金融機関等との特別調停での約束事として、組合理事の個人負担金、地権者への負担金、それから、指導監査にある町が財政支援を行うことが条件で金融機関が組合債務の一部放棄をされることから、議会の同意を得て現在支援を続けているという状況であります。今後は財政的な問題が解決できますので、町も技術的な支援を行いながら、完了に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番（畑 幸一君） 公的資金、税金が入っているわけですから。多額な金額です。組合とは営利事業ですから、町の財政を営利事業に入れるというのはどこの町でもないと思いますよ、第三セクターならばわかりますけれども。この辺をよく踏み込んで、境地区に住んでいる町民のためにも、早目に完了するようにお願いいたします。

（3）公共用地先行取得事業の境土地区画整理事業の用地取得についてお尋ねします。

地積303平米、坪単価5万2,560円、価格481万7,700円の物件取得の目的はどんなものか、何らかのリスクを防ぐ対応なのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

○都市建設課長（小貫忠男君） （3）番の境土地区画整理事業用地取得についてのご質問にご答弁を申し上げます。

平成20年度における特別調停の条件の一つに、先ほどご答弁申し上げました町の財政支援、それから、組合の賦課金の徴収、理事の個人的な負担金徴収を含めた返済計画の中で、保留地の完全販売が盛り込まれておりました。ただ、長引く土地売買の低迷の中で、保留地の販売単価を下げたものの、結果的に数区画の保留地が販売できずに平成22年に債務超過に陥り、再び債権者との話し合いが持たれ、再度確実な返済計画を示すことで、さらなる債権放棄が実現されることになりました。確実な返済計画の履行のためには保留地の完全な販売が必要であり、早期の換地処分の実現のために、ご質問の保留地1区画を土地取得会計で取得したというような事情でございます。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 内容はよくわかりますので、ありがとうございました。

3番に入ります。観光振興事業の取り組みについて。

つくる観光とグルメ観光の施策があるかどうか。

町のイメージを観光にどう結びつけるか、町制50周年の復興イベントの施策、パワースポット、レンタサイクル、フラワーロードなどの町の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

○産業課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町におきます観光資源については、たくさんあるとは言えるものではありませんが、新たな観光資源の創造や発掘が求められております。昨年中止しておりましたあやめまつりや田んぼアート事業につきましては、町制施行50周年と震災復興のシンボルとして取り組むべく、現在準備を進めているところでございます。

今後、鳥見山公園を中心にしまして、駅からグリーンロード、そして岩瀬牧場までを結ぶ連動した観光スポットの創出を検討してまいりたいと考えております。また、近年B級グルメや地元産品が全国的な話題となり、大きな経済効果を発揮していることは広く知られております。商工会、公民館、食育など、女性団体でも幾つか取り組みがございますので、本町の特色を生かした商品開発につなげられるよう、関係団体と検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） つくる観光というと、なかなか難しいんですね。当然、オランダまつりということは、商工観光の1点として、町の一番のメイン行事だと思いますけれども、とりあえず、町おこしとしてユニークなものもかなりあるんですよ。実は、埼玉かな、とげぬき地蔵に対抗してぴんころ地蔵というのをつくったんです。ぴんぴんしているうちにころっと死んでしまうというような、ちょっと風刺をしたような、社会保障、介護関係なんかいっぱいあるから、そんな町づくりにぴんころ地蔵なんていうのをつくったんですけれども、どのくらいお客さんが来ているか調べてないですけれども、そういうものもあるんです。グルメに対しては、四国でちゃんぼん係長というのを町で任命しまして、これは多分讃岐うどんに対抗してつくったと思うんですけれども、そういうユニークな取り組みもあるんです。つくる観光というのは本当に難しいと思うんですけれども、お地蔵さんまではどうかなと思っ

ているんです。会津にもころり三観音というのがあるんですけども、実際にある町の老人クラブ20人ぐらいで毎年の恒例行事でやったそうです。ところが、その年に限ってころり三観音に行った老人クラブのメンバーが3人ほど亡くなったそうなんです。それで、その次からころり三観音ツアーには行かないというようなこともありますし、新しくつくるというのは本当に難しいです。

町の50周年に向けて、今はやりのAKB48、すごいブームで朝から晩まで出ていますけれども、こういった形で50周年にKAG鏡石あやめガール50なんていうのをつくったらどうですか。そういう企画もおもしろいと思いますけれども、ひとつそういうふうな形で取り組みをして施策の中に入れてほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(2)の通過型の観光と滞在型の観光事業について。

通過型の観光ということは、地域密着型について、家族、カップル(婚活ツアー)などの入れ込みの施策、そういったものに対しての施策をお伺いいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

○産業課長(柳沼英夫君) ただいまの6番議員の観光事業の取り組みの中の通過型の観光と滞在型観光への事業についてお答え申し上げます。

本町におきます通過型観光として挙げられますのは、鳥見山公園におきます季節の花々とか、単発的に開催されております秋祭り、ロードレース大会等のイベントが挙げられると思います。滞在型観光としましては、鳥見山公園のスポット施設を活用したスポーツ合宿が現在実施されているような状況でございます。

通過型観光につきましては、今後も情報の発信に努めるとともに、町民のいやしにこたえる公園整備や、各種イベントでの内容の充実を図ってまいりたいと思います。また、滞在型観光につきましては、充実したスポーツ施設を活用した合宿はこれまで同様PRしてまいります。観光事業者と連携した商品化のメニューも検討できればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(渡辺定己君) 6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番(畑 幸一君) 通過型の観光、滞在型の観光事業について、地域密着型ということに対しては、アヤメ観光で、町花ですね。これのフォトコンテストなんていうのはこれに入ると思うんですけども、今、林間幼稚園という形で、全国に100校くらい幼稚園があるそうなんです。それは本当に山の中。それで自然と子供たちを触れ合わせる、カブトムシとか、蛇とキスでもするんですか、そういった形の林間幼稚園というのが相当人気があるんです。そういった形で観光に組み入れて取り組んで、林間学校、東京あたりの小学生、幼稚園を取

り入れるような考えはございませんか。ひとつ伺いたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でございますけれども、今回、平成24年度においては、図書館の北側でありますけれども、田んぼアート、こういったものを計画をしております。この件につきましては、町づくりについて、まず、この町についてはコンパクトな町だと、さらに駅が町のど真ん中にあると、そういう中で、駅を中心とした町づくりがこれからの我が町にとって大切であるというふうに考えております。東京から新幹線を使って2時間と、そういう中でありますと、やはり、駅を中心とした町づくりをしていくと。そして、1年じゅう花が咲き誇る、そういったシステムになっていけば、必ずやこの町についてはさらによくなるというふうに思って、24年度からこういった部分について着々と進んでいきたいということであります。

さらに、今回、24年度の予算の中でも500万円ということでありますけれども、駅を中心としたデザインをつくろうと、そういったもので、みんなで共有しながら町づくりについて進んでいこうということ考えておりますので、その点をあわせて、今の林間幼稚園ではありませんけれども、この町の中でそういったものができればいいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 続きまして、グルメ観光についてお尋ねします。

これはどうしても切り離せない問題なんです。今はやりのB級グルメ、福島県では浪江焼きそばとか喜多方ラーメンとかいろいろあるんですが、レシピの挑戦で、例としてイチゴジェラートとかアップルアイスジェラートを美辞麗句みたいな形で挙げてみたんですが、きのうのNHKのラジオですか、相馬市で、内部被曝を受けた人たちに、リンゴの何とかという成分があるんですけども、それを薬ではなくて食べ物として1日3回与えているそうなんです。それでどういう結果が出るかということで、まだ決定はしてないのですが、この例を、ソ連のチェルノブイリの原発事故の後での、そういった結果を踏まえた、臨床実験ではないんですけども、そういったものがあるということで、そういったものについても取り組んでほしいんです。イチゴジェラートというのは、町としてはおいしいイチゴ栽培がいっぱいあるわけですから、どうしても、そういった食べ物、グルメに関して、観光とグルメ、両方をプラスアルファしていかないと、なかなか町としても観光客を取り入れることはできないと思いますので、ぜひそういった企画を立てて取り組んでいただきたいとお願いいたし

ます。

次に、移ります。

4番、町の財政改革と実質公債費比率についてお尋ねいたします。

(1) 早期健全化基準の指標について。指標には、財政的に破綻寸前を示す早期健全化基準があるが、どのような指標かわかりやすい内容説明と、一般家庭に置きかえればどのような状態かお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

早期健全化基準の指標でありまして、一般家庭に置きかえればどのような状態かということとなります。ポイントとなります実質公債費比率であります。一般家庭に置きかえますと、世帯主の給与に占める家族のローンの支払い額の割合を示すものと置きかえることができるかと思えます。その数値では25%というのが一つの基準であります。一般家庭のローンの支払いが給与に占める割合に対しまして25%、4分の1というのは、非常に大きな割合かと思えますけれども、現時点で鏡石町につきましては19.6%ということですが、それらの借入れ等につきまして、できる限り削減していくべきものというようなことで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番（畑 幸一君） 実質公債費比率については19.6%ということなんですが、2010年度では何%ぐらいだったのかお尋ねいたします。データはございませんか、2010年度と2011年度の実質公債比率なんです。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 実質公債費比率ですが、23年度については、まだ出ておりません。平成22年度でありますけれども、先ほど申し上げました19.6%、その1年前が20.7%というような数値でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番（畑 幸一君） ここにデータがあるんですけども、2010年、全国1,737市町村のワーストランキングですけども、鏡石は1,737の78番目です。財政破綻を意味する財政再生基準というのが35%でありますから、震災の影響がどういうふうな形で出てくるかというの

は、今後かなりの問題点もあるんですけれども、一番の夕張市というのが、比率で見ますと42.8%ということだそうです。健全化を目指して、町の比率が下がるように、ひとつご努力をお願いいたします。

最後になりますが、(2)番、実質公債費比率の算出方法。

地方自治体の一般会計などが負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3カ年平均)とあるが、算出方法について、簡単で結構ですのでお尋ねします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長(今泉保行君) ただいまのご質問でございます。実質公債費比率の算出方法ということではありますが、ただいまの説明の欄にございますとおりではありますが、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率ということであります。

実質公債費比率の算出方法ですけれども、元利償還金には、一般会計等の普通会計にかかわるものと公営企業会計の償還財源として一般会計から繰り出す準元利償還金があります。その償還金が標準的な規模の収入の額である標準財政規模と臨時財政対策債の発行可能額を足したものの割合に対する比率ということで計算をしているところでございます。

○議長(渡辺定己君) 6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番(畑 幸一君) 計算方法というのは非常に難しい言葉が使われて、私ら素人ではわからないのですけれども、とりあえず健全化を目指して進むことを要望いたしますので、よろしくをお願いします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

○議長(渡辺定己君) 6番、畑幸一君の一般質問はこれまでとします。

◇ 今 泉 文 克 君

○議長(渡辺定己君) 次に、9番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番(今泉文克君) おはようございます。

9番、今泉文克でございます。3月定例議会一般質問を与えていただきまして、質問させていただきます。

あと5日で、思い出したくもないような東日本大震災のあの大きなことが、今、頭の中によぎるところでございます。この議場も大変な被害を受けて、このように白を基調とした改

築をされて議会が開けるようになりましたことを、改めて強く感じております。この東日本大震災では、町の多くの町民の皆様方、そして町の方向がいろいろな意味で大きく変わりつつあり、中には人生を変えてしまった方々も数多くおいでになるのかというふうに思い、全く残念に思っております。この大変な1年間の中で、当然のことだったかもしれないですが、町職員の方々の朝から遅くまで復旧・復興に向けて取り組んでいる姿が、今も目の前に浮かんでくるところでございます。

この1年間の中でたくさんの方がいました。先日、町の広報をずっとこの1年間を出しまして、表紙を見たり、内容を見てきました。4月号の表紙には、あの岡ノ内の大変大きな被害を受けた道路と住宅が掲載されており、改めてそのすごさを感じたところでございます。5月になりましたらば、笠石南町の清野さんのほうから「がんばろう！鏡石」というふうな旗が出されて、子供たちが周りを取り囲んで、ちょっとした明るい雰囲気醸し出してくれたことをうれしく感じておりました。また、この議場の外にも町内の有志によりますところの大きな応援旗がつくられて、子供さんたちを初め多くの方々の思いが一つ一つ記載されており、何となく元気づけられる感じがいたしました。9月になりますと、表紙は復興に向けた花咲かプロジェクトのヒマワリが載っておりまして、親子が笑顔で写っておりました。また、我々議会も改選がされて、12名の新しい責任を受けとめたところでございます。後には、中学校駅伝が郡大会で優勝したり、あるいは、前山の鈴木さんが100歳を迎え、また、この2月には東町の会田さんが100歳を迎えるなど、そして、中学校の野球が県大会で優勝したり、非常に多くの明るい話題が続いてあったというふうに、今振り返るこの1年でございます。

その中で、今、我が町は、復旧と復興に向け、あるいは第5次総合計画という大きな目標に向けてスタートするこの3月の議会は、大変重要な議会だろうというふうに思います。また、その責務を与えられた我々も、一つ一つこの内容を確認し、そして、将来の子供たちに、あるいは多くの我が町民の方々に喜ばれる施策を講じなければというふうに、心を新たにしているところでございます。

その中で、一番今目につくことが何かと言われますと、通告の質問に入らせていただきますが、この南側にある第一小学校の建設ということが早急な課題であるかというふうにも思っております。第一小学校の建設は、我が町の教育の長期計画にかかわる大きな根幹であると思います。この校舎は以前から耐震の問題が指摘されておりましたが、この地震でもって復旧というふうな形で、多くの町民の方々が、また、12月号の広報にも載っておりましたが、早急な復旧をするというふうなことが大前提で話が進んでおります。

早急な復旧が大事であるかと思いますが、私ども議会としまして、あるいは町執行、教育委員会としまして、目先の復旧もさることながら、大きくとらえるのであれば、20年後、

30年後、あるいは50年後を見据えた教育を考えて、それももうちょっと議論をしなくてはならないであろうかというふうにも思うところでございます。残念ながら、災害復旧に向けて歩んできたことにより、それがどうしても隠れてしまい、表に出てきていなかったことが今感じられております。

そういうふうな点から考えまして、1つ目は我が町の今後の人口予測、これは大変大きな問題になると思います。先ほどは、畑議員からも人口とか少子化のことについても触れておられたところでございますが、我が町の第5次総合計画では1万3,500人という数字を今回明示しようとしております。しかし、日本の人口は、現在の1億3,000万人弱からどんどん減少していき、将来においては、2055年ですから、これから43年後においては人口が4,000万人になってしまうだろうというふうな国の予測数字が出されております。そうしますと、我が町だけが人口増になることはあり得ないと思います。そういうふうな人口が減少するというのをどのように長期的に見て考えておられるのか、あるいは、第一小学校、第二小学校という600名、あるいは100名ちょっとというふうな格差のある児童数の学校の問題もあるところでございますが、この辺の入学する児童数を町としてはどのように把握されているのかお尋ねさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 9番議員の第一小学校、第二小学校への入学児童数を町はどのように把握しているかというおただしに答弁させていただきます。

平成22年の国勢調査によりますと、町の人口は1万2,815人であります。平成17年の国勢調査の人口より69人が増加しており、福島県内では数少ない人口増加の町となっております。また、総人口に占める15歳未満の子供の割合も、県全体と比べて高い割合となっております。今後の町の総人口の目標は、ただいま議員さんからもお話しありましたように、第5次総合計画の中で1万3,500人程度まで増加させることを目指しているところでございます。

鏡石町の小学校の児童数は、学校基本調査日である平成23年5月1日現在、第一小学校664人、第二小学校175人となっております。現在の住民基本台帳の年齢別人口から推測される今後の児童数でございますが、平成24年度が第一小学校637人、第二小学校が176人、その5年後の平成29年度が、第一小学校が578人、第二小学校が153人となり緩やかな減少傾向が見込まれますが、転出入を見込まない数値でありますことから、今後の社会動向等により、児童数の上下は考えられるかというふうにとらえているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 児童数のことは、大変大きな問題が生じるのではないかというふうに思っております。ただいま、町から以前からいただいていた数字で、今教育長の答弁にあったものについても確認はしているところでございます。町の人口が現在1万2,815名ということで、これが平成47年には1万1,692名というふうに町からいただいた資料の予測の中では記載されております。23年後は現在より1,100人ほど減ってしまうという数字が来ております。

国内の人口というのは大幅に減ると思うんですが、我が町も同じく23年後には、あるいは25年後には1万1,000人台に減少してくるというふうなことになると思いますと、人口が減るということは、当然子供も減るというふうなことになると思います。なおかつ、現在少子化ということがどんどん進み、あるいは晩婚化、あるいは結婚をしないで一生を過ごす方もだんだんふえてきております。それから、どうしても、今、日本経済がどうしてもよくないということで、子供を産んで育てることが大変だということがあります。

それから、我が町は、今回の大地震だけではなくて、先ほども町長からも話がありましたが、東京電力福島第一原発からの放射能が大きく、風評でもって、極端な話が、福島県の子供さんをお嫁さんにもらうなというふうな話まで出るということは、大変危惧するところでございます。

このような大変な環境の中において、今後子供がどのように誕生されるのかということを考えてみると、実は、この第一小学校と第二小学校が学区編成がされたのが、昭和50年代後半でございます。まだ解体されませんが、この校舎に、最大時には1,006名の子供さんが一小におられて、二小が157名だったそうでございます。それを解消するために、一小、二小の学区編成をしまして、そして、昭和60年には一小が890名、二小が351名ということで、合計数1,241名の在学児童がおったというふうに町の記録にも残っております。それが、現在一小、二小で839名、平成29年には731名というように、この6年間で100名減になることが出生児童数の数字からも出ているかと思えます。この数字は、先日教育委員会から出していた第一小学校の改築にかかわる資料の数字の中で出ておりますので、大変危惧するところでございます。そうしますと、29年には一小が578名、それから二小が153名になりますと、1学年で一小が96名、二小が25名ということになります。大変子供さんが少ない二小の体質が生まれてしまうというふうに心配しております。

そうした場合に、人口増1万3,500人という町の計画と、実質の人口減、少子化というやつの整合性がなくなってこない危険性があると思いますが、その辺を十分加味した中でいかなくてはならないと思います。

第2点目の質問になりますが、それと一緒に来ますと、今後は、鏡石町の少子化が進む中で、1学年で100名を切ることも考えられると思います。そうなった場合に、10年後、

20年後以降の教育を考えたときに、今ここに新たな学校を建設するというございですが、この小学校設置の体系というのは、今の早急な復旧だけを考えてところの建設ということで、長期的な展望というんですか、それらについては、今回の第一小学校改築検討委員会の中でもちょっとは出ていたかもしれないですが、我々議会のほうには、町からも教育委員会からも、長期的な展望の中での学校の政策が表に出てきていないのです。ただ単に、今は早急な復旧だけというふうな、目の前のことに対処することが表に出ておりますので、長期的なことを考えると、非常にそれを心配するところのござい。

そういう点から考えると、この一小、二小の統合ということも、やはりこの議会の中でやってもいいのではないかとということ、一つは、表に出さないと、30年後、40年後の方々に何で統合しなかったんだらうというふうな疑問が出たときに、統合しなかった理由というものをしっかりと議会で記録して、こういうことになったんだということを残さなくてはならない。これが、やはり議員としての責務であるし、町執行もそういうふうなことで統合しなかったんだということをきちんと表に出しておかなくてはならないと思いますから、そういうことで、長期的な展望と、この2校の統合の必要性というものは考えていられなかったのかどうかをお伺いさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 9番議員の1の（2）のご質問にご答弁申し上げます。

文部科学省が示す現行制度としての学校規模は、学校教育法施行規則等の中で、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。通学距離については、小学校にあっては、おおむね4キロメートル以内とするとしております。これを適正規模としているところのござい。また、旧の文部省の「これからの学校施設づくり」という資料によりますと、そこでは、学級数5以下を過少規模、31以上を過大規模と分類してござい。

平成23年度の鏡石町の小学校の学級数は、第一小学校が25学級、第二小学校が7学級となっており、第一小学校は若干大規模、第二小学校は若干小規模ではありますが、過少・過大規模ではなく、通学距離はほぼ合致しているところから、学校規模としては適正であるというふうに考えてござい。全国的に、少子化により児童・生徒数が減少、学校の小規模化が進んでおり、鏡石町においても緩やかながら児童・生徒は減少すると予想されますことから、今後、児童・生徒数の推移を見ながら、適正な学校規模や学校設置のあり方の検討は行っていきたいというふうに考えているところのござい。

次に、第一小学校新築に当たって、町内2校の統合の必要性のご質問でございですが、答弁させていただきます。

第一小学校の校舎は、完成してから40年以上が経過して校舎の老朽化が目立ってきたとこ

ろから、町の第4次総合計画の中で、学校施設の整備と充実として耐震診断の実施と計画的な耐震化に適合する施設の整備が計画されておりました。教育委員会では、この計画を受けて耐震診断及び耐力度調査を実施し、町では、この調査結果を受け、次の長期計画である第5次総合計画の中で校舎改築を重点事業の一つとして取り組みを予定していたところでございます。

しかしながら、東日本大震災により校舎が大きな被害に遭い使用不能となり、1学期は第二小学校と構造改善センターに別れての授業、2学期からの仮設校舎という不自由な状態の早期解消を図り、子供たちに良好な教育環境のもとで授業を受けさせることが急務でありますことから、災害復旧事業として現在地に再築するとしたところでございます。校舎改築建築の位置につきましては、将来の児童数の推移や新しい町づくりの視点から、第一小学校と第二小学校を統合して新たな場所に建設するといった改築検討委員会委員の意見も出ましたが、震災被害による今の状況を一日も早く回復することが基本でありますので、この辺についてはご理解いただければ、そんなふうに思っているところでございます。

2校の統合につきましては、前の質問で答弁させていただきましたとおり、当面は大幅な児童数の減少もなく推移するものと見込んでおりますので、その状況を見きわめながら町の政策として検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 児童数の推移については、今後10年ぐらいはある程度予測はつきますが、その後はどのくらいの子供さんが誕生されるか、これは大変重要なことだし、あるいは、駅東やそういうふうなところに、新しい町外からの居住者によっては確保も可能かとは思いますが、ただ、これは大変大きな問題になってくるのではないかと。特に、一小の場合には、今のところ児童数が減少しても何とかある程度の数字は確保できるんですが、現状のままですら、二小のほうは、今後の運営については非常に危惧されることがございます。

私どものほうに出されました鏡石町立第一小学校改築検討委員会の資料についても、中身をずっと読ませていただきました。確かに、皆さん大変いろいろご苦労なされて提言書を出していただいたと思います。しかし、見てみますと、これは第一小学校改築検討委員会ということで、町の教育のことを論ずるものではなかったんです。ですから、ここに早急というふうな提言が出るのは当たり前だと思うんです。ただいま教育長が4キロ以内というふうな、私も町の地図をやって中学校を中心にして4キロにしましたら、このような形に全部入るんです。そうすると、成田の天神前まで、俗に言う諏訪町までほぼ入るというふうなことで、小さい町だから、ある意味では何をやってもいいのかなというふうに思いましたが、一

小、二小というものをしっかりと確立されるような教育を望むものでございます。

ただ、その中で、教育にかかわりましては、鏡石町の教育振興基本計画検討委員会というのが22年だかにつくられて、平成23年から27年度までのソフト部分のことについてが記載されて、17ページには、その校舎というんですか、学校のやつについても二、三記載がされているんです。でも、改築とかそういうやつについては記載されていないんです。当然その検討委員会は、提言していますからもう終わっています。しかし、このような検討委員会の中で一小、二小をどうするかというふうな話も出てほしかったなど、あるいは、今回そのようなことで議論してほしかったなどというふうに思うんですが、それはなかったのかということと、あと、教育委員会におかれてもこれらについてご議論はされなかったのかどうかということと、それから、町のほうの今度の長期ビジョンの中で、統合か単独校かということについて、町としてのご議論はあったのかどうかということをお伺いさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 本町の統合というところで一番問題になるのは、今議員さんがご指摘のように、第二小学校の児童数が今後ますます減少していくという部分での問題が一番大きいのだろうというふうに思います。これは、先ほどご指摘がありました鏡石町教育振興基本計画の作成上でも、あるいは今度の一小の改築の問題についても、全く出ないわけではございませんでした。

また、教育委員会の中でもこういったことについての話は出ているのですが、小規模校において問題となるところは一体どんなところなのかというふうに申し上げますと、4点について考えてございます。1点目は、小規模校において、集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなったりすると問題であるということ。2点目として、運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じるようでは困るということ。3点目として、児童数が少ないがために、人間関係とか相互の評価等が固定しやすい、これでは困るということ。4点目として、経験とか評価等で教職員組織の充実や施設設備の整備充実を図ることが難しいため、教育効果の向上を図ることが大変難しくなる、これでは困るというようなことがございます。

このような状況が生じると考えられる場合には、教育効果を高めるためにも学校規模を適正にするための学校統合は考えていかなければならないというふうに思っておりますが、今その時期かという、もう少し先の時期になるのかというふうに教育委員会としてはとらえているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 第一小学校の改築につきましては、町のほうとしましても、一つにすべきか、または現状の一小、二小にすべきかと、そういったことも考えまして、一応この部分については、検討委員会というものをつくったのはその一つの方法であります。その検討委員会の中で、一つにすべきなのか、または二つにすべきなのか、そして、場所もどうすべきかということを検討したと。普通、災害ですと原状復旧というものが災害復旧の第一番であります。そういう中で検討委員会をつくったということは、そういったことも含めてつくったということをご理解いただきたいと思います。

もう一つは、町が教育に関していろいろ論じる場合には、やはり、教育の現場、教育の関係の意見、そういったものが一番重要視されるということでもあります。そういう中で、今教育長が申されたように、そういった意見を取り入れた中で、町の中でも、一小の検討委員会の報告を受けて、町としていろいろな総合的な判断の中で今回の意思決定をしたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 大変な状況の中でやるわけですから、しかし、子供たちの将来、あるいは我が町の教育に向けて、教育長、あるいは町長が答弁されたようなことが一つ一つ形になることを心から願うものであります。

それでは、ちょうど時間も半分ぐらいになりましたので次に移ります。

大きな2点目の東日本大震災からの復旧・復興と第5次総合計画についてお尋ねさせていただきます。

第5次総合計画のさなかに大震災が起きたということで、今、大変町の中も変わりつつあります。我が町の一つの転機なのかなと。そして、なおかつ、人口2万人を目指した鏡石町というふうな、今から25年も前に考えたバブルの発想の中での町づくりの大きな根幹から、今度は現実に我々が生活する実態に即応した、それから、日本の国の経済、あるいは情勢、あるいは世界の中でどう位置づけされていくのかという、大きなグローバル的な部分まで、我々は今与えられているのかなと。そういう意味では、東日本大震災が町づくりにおいて凶なのか吉なのか、これは、町長をトップとする執行の多くの方々の、あるいは我々の責務であるというふうに強く感じております。

そして、逆に、この平成24年度というものは、我が町の将来を左右する大事な1年だろうというふうに私自身も感じております。そこの中で一番大きいのは、これからの総合開発、そこの中で幾つかのポジションが出てくるかと思うんですが、1つは、前にも全員協議会でも触れたところでございますが、112ヘクタールというふうな途方もない開発計画があります。今、イオンショッピングセンターを中心としたあのエリアの南部総合計画と東北高速道

路のインターチェンジ設置計画というのが、我が町の発展を大きく左右する一つになっていたのかなというふうに思います。

しかし、インターチェンジは、あそこの開発は町財源としては無理だというふうな一つの方向も過去にあって、サービスエリアにスマートインターチェンジが設置されました。先日100万台ですか、利用があったということで、利便性を非常に強く感じております。しかし、南部総合計画というものは、インターチェンジと一緒に、町の開発計画のいろいろなパンフレットを見たりなんかすると、必ず、現状のイオンの南部工業団地のエリアと高速道路インターチェンジがセットになった町の写真がたくさん出ています。しかし、現実の問題として、あそこのインターチェンジはもうなくなったというふうに思いますし、これは私の考えですが、執行もそう思っているというふうに思います。しかし、ではどうするんだと、今のスマートインターについては、時間制限があり、車両制限があり、そうすると、本当に町民が100%利便性として享受できるのかということを考えますと、改めてもう一度見直しをしなければならぬだろう。これは、やはり、我が町の命運を左右する一つのキーポイントになってきているだろうというふうに思うわけでございます。

この際ですから、この112ヘクタールの南部総合計画というものはもう一度ゼロに戻して、それはそれとして、基本としてはあってもいいかもしれないですが、このサービスエリアの西側、あの高台に上がりますと風光明媚な那須連峰が一望に眺められ、そして、多くの河川、釈迦堂川を中心とした豊穡な水田を見ることができる。このような地域に群馬県の藤岡、あるいは北海道七飯にあるような高速道路のオアシス的なものを設置して、東北初めてのオアシスになるのではないかとこのように思います。あるいは、それと一緒に道の駅を併設して、そして、あの一帯のエリア開発、あるいはスマートインターチェンジを恒久的な24時間の全日利用型の、そして大型も使えるインターチェンジに、むしろ思い切って方向を変えて、西側地区のエリアの開発と一緒に進めていくべきであろうというふうにも強く思うところでございます。その考えに対しまして、町の考え方をお伺いさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。

我が町におきましては、高速交通体系を活用しまして、地域活性化、いわゆる地域開発を推進するために、約20年前、私もその当時の担当者でありましたけれども、町に新たなインターチェンジを設置しまして、その周辺を南部工業団地ということと、さらには住宅団地、これは駅東住宅団地ということで、総合開発計画として取り組んできたところであります。しかし、議員さんがおっしゃられたとおり、鏡石スマートインターが平成19年9月に社会実験がされて、さらに平成21年4月に本格供用されたということでもあります。そういったとこ

ろが、新しいインターチェンジの設置ということについては、その実現性は大変薄いというふうにも思っております。

そういう中で、南部総合計画、いわゆる南部工業団地の推進につきましては、当然その意味では政策転換を図るということも必要だと、総合的な整備について新たな手法を調査をしていく必要があるのかというふうにも考えております。ご提案がございましたハイウェイオアシスと道の駅、そういった部分については、ご提案をいただきましたので、一つの手法として今後検討をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 南部総合についても大変な変更になると、今までの町づくりを変えるわけですから大変なことかと思いますが、しかし、現実には、本当に地に足のついた町政をやるためには、大いに検討をする必要があるだろうというふうに思っていますので、今後とも、我々も議会側から多くの提案をして、一緒にやっていきたいというふうに思います。

それでは、2点目になりますが、やはりこれも我が町の命運を左右するような大きいことになっていると思います。先ほど畑議員もこの件について触れておられたところでございますが、駅東開発計画、記録を見てみると、これは平成3年7月に鏡石町総合開発調査特別委員会にて決定というふうになっているんです。駅東総合開発計画というのが平成3年7月に決定して、そして、4年3月に185ヘクタールというふうな、現在56ヘクタールですから、56ヘクタールというのは185ヘクタールの30%が、今、駅東第1土地区画整理事業ということで、中学校から東側のほうを開発しようとしております。これは、我が町の将来2万人という人口のバックボーンになった、当時の計画として当たり前かもしれないですが、これが、町としても、今年度から第1工区について一部着手したところでございます。

今後第1工区から第5工区まで進めるところでございますが、この事業計画については今後どのように進めていく予定であるのかというふうなことと、また、町の計画が、当初予定から比べますと何十年も、本来であれば25年に全部完了している計画でございますから、地権者の方々は安心して平成11年に評価額の見直しをやって、それも了解したところだったと思うんですが、こんなことを私が言うのもさることながら、町長が一番のその立場に当たっていますから、大変ご苦労されていると思うんです。多くの地権者が、おいでになるのが64名でしたか、この方々が評価額が変わったことによって大変なご苦労をされておりますが、この方々への対応というのは、現状のまま進めるしかないのか、それとも何か減額なり、あるいはそういうふうな固定資産税の問題、あるいは相続税もかわりますが、それらについての対応というのをするような考えはお持ちなのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

○都市建設課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

（2）番のご質問でございますが、駅東第1土地区画整理事業の第1工区につきましては、おおむね5年間の工事終了を予定しておりまして、平成22年9月に開催した地権者説明会でその見通しを説明させていただいております。現在の進捗状況としては、東日本大震災の影響とか道路予算の削減などから多少おくれぎみでございますけれども、当初予定の27年度におおむね工事が完了するというような見通ししております。ただ、懸念される事項としては、東日本大震災による原発事故での放射能の影響によって、商圏である郡山地域での土地売買実例が少なくなっているというような状況でございます。土地区画整理事業の進捗のなめめであります保留地の販売に向けて、今後も情報収集などに努めながら、慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

また、地権者の方々への対応として、今後は第1工区の次に着工する工区案、これらについて地権者の皆さんに提示ができるように、土地区画整理審議会等を経まして準備を進めていきたいというふうに考えております。さらには、税対策についてのご質問もございましたけれども、これらについても検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 駅東について、町長は大変頭の痛いところだと思うんです。確かに、今第1工区が着工しましたが、この56町歩のうち、今回の第1工区が面積にして10町歩ですか、事業費としては9億5,500万円ほどの計画でここがスタートしているところでございますが、しかし、課長の答弁の中にもありましたが、宅地の販売の問題点というのが。

現実に、実は、ある土地を販売している会社の鏡石町の境と不時沼、岡の内、本町地区のちょうど10件ほどのやつがありました。これを見てみましたら、驚くことに、境が坪当たり4万4,000円なんです。これ、当初16万円でしたか、境の最初にお買い上げになった土地の単価が。というふうなことで、16万円というやつが4分の1。それから、岡ノ内で6万6,000円という単価なんです。驚きました。確かに、宅地の関係の専門の業者の方に伺ったら、郡山管内、全然住宅は動かない。東日本大震災もあるし、少子・高齢化もあるし、あるいは、実は新聞でも、これはコピーしたんですが、驚いたことに、会津美里町、宅地は今の単価の半額で売りますと、工業団地は7割で売りますと、驚いたんです。そうしたら、その何日か後でまた驚いた。なぜかといったら、棚倉ではニュータウンを7割引で販売しますというんです。

そうしたら、鏡石町が施行単価、あそこは当初は12万円とかと言っていたんですが、事業費を見直しましたから、今どんどん減額にはなっていると思うんですが、周辺がこんな価格、あるいは、既存の町内の優良住宅地が4万円とか6万円で売買されていたら、あの駅東第1工区が工事をやって、その工事費に見合うだけ、あるいは、将来的な開発やら、固定資産税を考えますと、町民が住んだりすることを考えれば、安く売ってもいいのかもしれないんですが、大変危惧するところです。

今10町歩をやっていますが、これを売却して、完了するのに何年かかるか、そして第5工区まで進めていったら一体どのようになってしまうのかというふうなことを考えると、この2工区以降の第5工区までの完了予定というのは、私どもまだ余り聞いてはいないのですが、ということは、もしかして、あと30年かかります、40年かかりますといったら、今度は地権者に対する負担というんですか、大変な額になってきますから、やはり、この辺の坪単価というのを、先ほどは24年度中に精査して明示したいというふうなお話が出てしまったものですから、今ここで何っても答弁は同じでしょうから、畑議員のときには24年度中に出すと言って、私が聞いたら、今度は坪幾らで売りますという話になれば計画もやりやすいんですが、やはり、坪単価、あるいは事業完了の計画予定、これというのはどのように現段階のところでは見ておられるのか。

それから、もう一つは、かなりの長期化が予測されますので、我が町の財政負担は大きくなってくると思います。当初67億円が、今後下水道も含めると57億8,000万円ほど、我が町は建設事業費をここに投入する予定でありますよね。保留地を販売しながらということなんですが、本当にこれは大丈夫なのかどうか、財政負担と完了予定等について、わかっている範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。

完了時期ということよりも、まず、私も町長に就任して約2年近くになるんですが、この駅東の部分については、以前私もこの担当者としておりました。そういう中で、前町長から引き継いだ中でしているわけなんです、議員さんが質問のとおり、この問題については、大変苦慮している事業の一つでもあります。

そういう中で、今回の大震災を受け、地震、さらには、地震というよりも風評被害のほうが全県下では大きいという中であります。でも、ここへ来て、何とかこの町については、放射能の部分については、同じ県内でも中通りに関しては大分低い地域であると、こういったことから、県内の受け入れ先ということに関してはいろいろな面で成り立つのかなど。ある部分でありますけれども、郡山のほうから鏡石のほうに移りたいという、そういった意思も

ある部分も聞いております。ですから、そういう面では、震災の部分について、何とか県内の受け皿にしていければいいなという希望を持って、いろいろな面で行動していきたい。

きのうも、復興庁の職員が本部と福島支部のほうから4名来て、この町について視察をしてまいりました。そういう中でもお話ししたんですが、やはり、原発、そして津波、最後に地震という、そういう中においては、この中通りの地域についてはどうしても弱い、そういう中では、原発のいろいろな面での災害の部分について、どうしても人口が6万人ほど県外に流出しているという、そういう中で、福島県の中での受け入れ先としての我が町であるということを申し上げて、復興交付金事業の中で、40の事業でありますけれども、41番目の事業として、何とか事業が入れるようなことについて検討していただきたいということを申し上げました。今月の19日にも復興庁に行って、この周辺の3町村、そして隣の矢吹町も含めた4町村で復興庁のほうに申し上げていきたいと。

そういう中で、何とか駅東についても、時期はわかりませんが、そういった努力をしていきたいという強い望みで取り組んでまいりたいということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 執行最高責任者としては、確かに、この駅東は大変なことだろうというふうに思います。今日まで進めてきた我々議会にもその責務はありますから、ただ単に批判したり攻撃したりすることではなくて、何らかの形でこれを解決したいというふうな思いは、町長と同じく思っております。

しかし、この状況というものを考えると、駅東56町歩全面積の開発ということは、現段階では大変な重荷である。これは、大変傷口を広げる計画であるのではないかというふうに常々思っております。これは町の命取りになる可能性も含めた、ある意味では、大きく伸びるか、命取りになるかの部分があると思います。これからも、町財政安定と、それから地権者負担解消というふうな、町民と町両方のために歩まなくてはならないところなんです、本事業について、縮小、あるいは凍結を含めた大幅な見直しなんかをする、見直しをしるということではなくて、それらについてどうなのかというふうに、もう一度検討するような考えは持たれるかどうかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 大変厳しい質問でありますけれども、いずれにしましても、この問題については、地権者にとっても大変苦痛な状況でありますし、町にとっても、そういう中では、前に進むべきか後に下がるべきかと、大変難しい問題であります。ただ、私が引き継い

でから、今議員さんがおっしゃられたように、前に進むべきか後退すべきかということを検討しようという、その矢先にこの大震災が起きてしまったと。そういう中で、現在、大震災の中での部分において、もうちょっと見きわめる部分については、少し、ここ2年、3年程度、その見きわめの判断の中で残されている時間があるのかなど。そういう中で、2年、3年後については、その時期に来たら、やはり、そういった部分での、前に進むべきか後退すべきかについては検討すべきだろうというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） それでは、最後の質問に入らせていただきます。

3点目でございますが、県中都市計画と町の下水道設置エリアの整合性を進めるべきではないかというふうなことでございます。

町の下水道エリアというのが、全体計画で651ヘクタールというふうに町からの資料の中に記載されている部分があります。現段階で452ヘクタールが実行しているエリアでございます。しかし、町の都市計画の中の図面で見ると、非常に整合性が整っていないような気がするところでございます。住宅地としてあれば、当然下水が入ってしかるべきですが、しかし、住宅地でも公共下水が入らない部分があったり、あるいは、公共下水があってもそこには住宅がつかれなかったりとかいうふうな部分が、今の都市計画の、これは町の決定ではないのですが、その辺の整合性がないというふうに感じるものでございますので、その辺を進めるべきではないかということをお尋ねさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

○上下水道課長（圓谷信行君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

下水道につきましては、公共水域の水質の保全、それから公衆衛生の向上、住環境の向上のために整備されるものでございます。整備の方法につきましては、市街地、それから、その周辺を都市計画区域ということで、都市計画区域の整備を公共下水道がエリアを持つというようなことになってございます。それから、農村部につきましては、農村部の整備を農業集落排水事業で持つような形になっております。次に、その2つの区域を外した区域につきましては合併浄化槽設置事業ということで、それぞれ整備計画を立てて実施しているところでございます。

都市計画と連動する町の公共下水道事業につきましては、阿武隈川上流流域下水道関連として、昭和54年に市街地を中心とした115ヘクタールの事業認可を得て以来、着々と事業を進めてまいりました。その後、境地区の区画整理事業に伴うものや、既存の住宅地へと区域を拡大しまして、現在は411.9ヘクタールの事業認可をとっているところでございます。

ご質問の県中都市計画と町の下水道設置エリアの整合性を進めるべきだということのご質問でございますが、公共下水道につきましては、性格上都市計画区域内の整備となっていることから、下水道計画は都市計画決定を受ける手続の必要があります。町の公共下水道につきましては、事業認可、事業計画等、それから関係機関等との協議、さらには都市計画との整合を図りまして、県中都市計画決定を受けて事業を進めているところでございます。

次に、第5次総合計画の具現化を図るため、区域の特性、それから条件を踏まえまして、公共下水道事業、さらには農業集落排水事業、合併浄化槽設置事業等々の各事業の推進につきまして、関係機関、都市計画等、一層の整合性を図りながら進めていきたいというふうに考えてございます。ご理解をいただきたいと思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 上下水道課と都市計画の整合性ということになると簡単にいかない部分があるのかなと思っておりますが、しかし、こんな小さな町ですから、やはり、片方のエリアを決定したりいろいろするに当たっては、執行側の縦のつながりは強いのでしょうか、横のつながりですか、やはり、これはもっとしていかないと、どこか抜けた部分があるのかなというふうに感じるところでございます。

実は、これは町の全図なんですけど、下水道と都市計画を線引きしてみました。赤い線で囲まれた部分が下水道エリアなんです。そして、この色刷りしてあるのが都市計画のエリアなんです。そうすると、いろいろなところで、赤い線で囲まれているけれども、都市計画の市街化調整区域やら、全然利用されない面積が相当数、市街化区域というんですか、用途地域が355ヘクタールになるんですか、我が町は。そうしますと、先ほどの452ヘクタールという数字が出てくると思うんですが、100ヘクタールほどそこから抜けていると思うんです。ですから、やはり、これは同じような色塗りにしなくてはならないのか、あるいは整合性を持たせなくてはならないのかなと。

私の住む後ろに、前は造り酒屋の清鏡さん、大手の酒屋さんがあったんですが、今回の震災で解体いたしました。そうしましたところ、あそこは更地になり、広くなりました。あそこに、本来であれば、住宅をつくったりして早急に町に活性化をもたらしたいんですが、残念ながらあそこは調整区域ですから、住宅建築ができないんです。あるいはアパートもできない、住宅もつけれない。所有者が自分のうちとして住むのならばできるのでしょうか、住んでないですから。それに加えて、アパートもできない。あるいは、ほかの人に売っても、そこに住宅はつけれないというふうな制約の中にあります。あれがあのまま空き地になっているといいのか悪いのかは、またこれからのことになっていくと思うんですが。

この図面で見ると、境の工業団地、南部の工業団地、北部の工業団地、42ヘクタールほど、下水道エリアからは、既決定区域内未整備区域というふうな形で抜けてしまっているかと思うんですが、それは下水道を入れなくてもいいというふうなことになるんですか。それと、駅東開発で、豊郷の現在の集落地区約10町歩ほども、これも市街化調整区域ですから抜けてしまっているんですが、この辺はどんなふうになっておりますか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいまのご質問でございますが、まず、境地区といいますか、工業団地地区になりますが、境地区につきましては、現在工業系の用途がかぶってございます。下水道と都市計画については関連性がございまして、必ず市街化区域の色と合わせながら進めるという状況になってございまして、工業団地関係につきましては、工業団地の中については、工業者自身が、下水道の種類によって、排水する水の種類によって、自分でつくるようなことになってございます。そういった関係から、現在は自分でつくっていただくというようなことで抜けております。ただ、町としましては、工業団地と豊郷地区については、全体の計画にはなっております。

次に、豊郷になりますが、全体の計画にはなっているんですが、現在事業認可の関係から、第1回目の事業認可、全体計画の中には入ってございません。次の段階の中で、全体の中で豊郷を入れたいというようなことで考えております。

次に、市街化区域の、いわゆる調整区域で住宅の扱いをどうするんだというご指摘だと思いますが、これにつきましては、基本的には、下水道が行けば、その住宅地については、排出する排水については下水道で処理をしたいというふうに考えておりますので、住宅については何とかしたいと。ただ、住宅地ではない畑や田んぼや、そういうところにつきましては除きますが、住宅については何とかしたいというふうに考えております。ただ、いわゆる集落が集まっていればいいんですが、1軒だけでかい宅地にどうということなんだということがございますので、既存の宅地については特殊ケースというのがあると思うんです。それにつきましては、議員さんが言われる、調整を図るべきではないかというふうなこともありますので、提案されたケースにつきましては、今後都市計画との整合性を図るという点では、もう一度検討課題にさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君の一般質問はこれまでとします。

議事の都合で、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時58分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 長 田 守 弘 君

○議長（渡辺定己君） 次に、4番、長田守弘君の一般質問の発言を許します。

4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 4番、長田守弘でございます。

一般質問の機会を与您いただきましたことに感謝を申し上げます。

昨年の東日本大震災の発生から1年が経過しました。本町におきましても甚大な被害を受け、いまだ一部の町民の方が仮設での生活を余儀なくされております。さらに、東京電力の原子力発電所の放射能漏れによる人への健康被害ばかりではなく、農業、農作物への風評被害による農業所得の減少など、深刻な影響を及ぼしております。そのような中、町民の生活も震災前に徐々に戻りつつありますが、いまだ復興が始まったばかりだというふうに思われます。町議会の議員となって半年が過ぎて、改めてその責務の重大さを再認識しているところであります。

さて、このような状況の中で、平成23年度もあと1カ月を切ってまいりました。11月1日公表の町財政公表を踏まえ、今後の行財政改革の取り組みについて何点かお聞きをしたいと思っております。

まず、平成23年度の決算の状況であります。一般会計において70億円を超えるこれまでにない予算の計上となっております。現在の執行状況はどのようになっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

平成23年度の決算状況についてでございます。23年度一般会計につきましては、ただいまご案内のとおりであります。今回の補正を受けまして77億2,280万円となったところであります。歳入関係では、基金からの繰り入れにつきましては、積立金も予算計上しておりますが、財政調整基金2億6,856万円、減債基金3,000万円、牧場の朝スポーツ文化基金674万円と、約3億円の基金の繰り戻し等はできておりません。今後、国の震災復興特別交付税、また、通常の特別交付税の確定、その他地方税の歳入の確定等によりまして、執行残等を含めると繰入金は減少する見込みでございます。したがって、平成23年度の歳入歳出会計の見込みでありますけれども、形式収支については黒字になるのではないかと考えているとこ

ろでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） そのような決算状況の中で、災害復旧に係る工事のほうに多額の事業費が計上されておりますが、今年度末までにおよそどの程度までの工事が完了する予定なのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 今年度の災害復旧事業関係でございます。昨日の補正予算の中でも小林議員のほうからご質問がございました。一般会計で申し上げますと、約28億円の災害関係予算がございます。その中で、いわゆる金額的なことで申し上げますと、約60%の執行率というようなことになっております。しかし、工事箇所数で申し上げますと20%程度の完了というような状況で、現在動いております。そのほかにつきましては、これも補正予算でご説明申し上げましたが、次年度への繰り越しというような形で進めさせていただいているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） そのような中で、23年度の繰越明許費が一般会計で約10億円、特別会計で7億5,000万円というようなことで計上され、24年度に繰り越しがされているということですが、さらに、24年度の予算につきましても、災害復旧工事に係る予算が約16億円計上されていると思います。そういった中で、24年度の工事の事業が、また24年度も16億円計上されるということで、24年度までの工事の完了が見込めるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 24年度の事業関係でございます。こちらの災害復旧対策事業につきましては、基本的に24年度で完了を見込むというような対応で工事を進めておるところでございます。その年度が経過するごとに突発的な状況変化がなければ、24年度に終了するというようなことで考えているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） この震災の復旧・復興はまだ始まったばかりだというふうに考えてお

りますが、できるだけ早期の復旧をお願いをして、町民生活がより早く復興に向けて生活ができるようお願いをしたいと思います。

続きまして、24年度における一般会計事業予算の中で、約11億円余りが町債ということで予算化されておりますが、11億円ということになれば大変高額な町債であります。特別の返済財源ということはどうなるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 24年度につきましては、ただいまおっしゃったように、起債として11億円のいわゆる歳入を見込んでございます。その起債につきましても、先ほどご答弁申し上げましたけれども、国の震災復興特別交付税というような交付税が新たに制定されました。その起債分についてはほとんどすべてその交付税対象になるということでありまして、予算では起債の枠組みをしておりますけれども、特別交付税が措置された段階で、その歳入の内訳を変更するような形で、現在考えているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） 復興交付税ということで、その返済財源に充てるということであります。町財政が徐々に上向き傾向にある中で、町の財政を余り逼迫させないような行政の執行をお願いしたいというふうに思います。

次に、鏡石町の給与及び定員管理についてお尋ねいたします。

町職員の構成並びに人員は、最近どのような推移をしているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○参事兼総務課長（今泉保行君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

町職員の構成及び人数の推移等でございます。一般職では平成18年に108名でありましたが、5年後の平成23年は99名で9名の減となっております。退職者の不補充により調整をしておりますが、職員の年齢構成としては、5年前よりは高い状況となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） 昨年の11月に公表されました鏡石町財政公表、これの一番後ろなんです。職員の構成のグラフがあります。52歳から55歳までの方が16名、そして、36歳から

39歳が22名、32歳から35歳が15名ということで、100名中およそ半数以上の方がこの年齢に集中をしております。このグラフを見ると山が2つほどあるんですが、そういうときに、これは、やはり、その当時、多分退職が多くて採用をしたということで、そういう人員の配置がなされているというふうに考えます。今後、ことしの退職者及び今年度の4月の新採用の人数がわかっているならば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○参事兼総務課長（今泉保行君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

その数字等につきましては昨年度の財政公表で公表されておりますとおりでありまして、年齢階層によって大きな人数の差がございます。そのようなことにつきましては、ただいまご質問にもありましたけれども、退職者の補充等の関係から、そのような人数の構成になっているのかと承知しております。

なお、23年度末の退職者については、現在4名の方が退職する予定であります。24年4月1日の採用につきましては、2名の採用の計画であります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 来年度の4月からの採用が2名で退職者が4名ということで、2名減になるというふうに考えておりますが、そのグラフ等を見ますと、やはり、今後数年間は退職者が少ないということでもあります。それと、22年度の時間外手当につきましては、21年度が1人年間約20万円程度であったものが、22年度には約40万円というふうに倍増しているわけです。さらに、23年度につきましては、震災等もありましたので時間外労働がふえると思われま。

そのような中で、今後さらにまた震災による事業が多く、職員の仕事の量は多分ふえてくるのではないかとこのように思われますが、できるだけ時間外労働を少なくし、労働環境を改善し、さらに効率を上げることを考えれば、今後数年にわたり平均的に採用することによって効率が上げられるのではないかとこのように思われますが、今後の採用の見通しなどをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 今後の職員の採用の見通しについてでございます。

ただいまおっしゃるような、いわゆる退職補充的な採用ではなくて、ある意味では、5年、6年先を見通した中での採用計画というものが大切になろうかと思えます。そういう意味で

は、今後の退職等の動向を見きわめた中で、平均的な採用といたしますか、そのような考え方を
持って進めていきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 今後、ピラミッドができるだけ水平になるような形での採用をお願い
したいというふうに考えます。

次に、人事評価と給与についてお伺いをします。

この財政公表の中で、昇給への勤務成績の反映状況ということで、1、勤務成績の評価の
実施状況、地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として全職員に対し勤務
成績の評価を実施している。なお、平成18年10月から管理職を対象とした能力業績に基づ
く人事評価を実施している。2、昇給への勤務成績の反映状況ということで、管理職につい
ては能力と業績の両要素を総合的に5段階の絶対評価を実施している。なお、管理職以外
の職員74名に対しては、その人事評価が未実施であるということではありますが、管理職以外
の74名の方の人事評価を今後実施する予定はあるのかどうかお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 職員の人事評価のご質問でございます。

ただいまのご質問の中の内容につきましては、これも昨年の10月に公表した中での昇給の
勤務成績の反映状況ということで、ご報告をしているところであります。その中での一般職
員への人事評価等につきましても、現時点ではまだ未実施であります。今後につきましては、
それらの対応についても考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 74名の方が未実施であるということであると、どういう評価がされて
昇給するのかということがまだ不透明でありますので、できれば評価をしながら昇給をする
ということが理想ではないかというふうに考えておりますので、実施をし、評価をされ、昇
給するという形をとっていただきたいというふうに考えます。

次に、ラスパイレス指数というものが公表されておりますが、これは国家公務員の給与水
準を100とした場合の地方公務員の給与の水準を指数で示したものであります。この中で、
鏡石町は、全国市町村、そして類似団体——類似団体というのは鏡石町とほぼ同じ規模の大
きさの町村のことをいうんだと思いますが——平成17年度は、全国平均、あるいは類似団体
であると93.8%という水準であって、鏡石町も94%ということで、類似しておりました。
しかし、平成22年に公表された数字を見ますと、全国平均が95%、類似団体の平均で

94.8%、鏡石町におきましては98.6%と、他の類似団体及び全国平均と比べますとおよそ4ポイント程度上向いておりますが、特別な事由で4ポイント上回ったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○参事兼総務課長（今泉保行君） ラスパイレス指数のご質問でございます。

ただいまのご質問のとおり、平成17年度、さらには平成22年度の数値を比較した中では、平成22年度について、98.6ポイントというようなことで増加したところであります。

このラスパイレス指数の算出方法については、注意書きにもありますように、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数ということであります。この数値が上がる理由というのは、こちらの計算方法につきましては、年齢階層別にそれぞれ国家公務員の数値との比較がございます。ですので、ある階層が平均的な給与が高くなった場合には、どうしても国よりその数値が高くなってしまいます。そういう階層別の数値を積み重ねたことによって、その数値が出てくることがあります。

そういう意味では、先ほどの2つの山の階層ですが、その階層の動きによって数値が変動するということになります。またさらに、給与の額につきましては、現時点では抑制されつつありますけれども、ある意味では、ある一定の年齢が高くなりますとその給与額が高くなっていく意味では、若干、コンマ1ポイント、2ポイントについて差が出てくるというようなことになろうかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 今の説明を聞きますと、ある一定のレベルの方々を対象とするもので指数が伸びてしまうということでありまして。そうしますと、先ほどの構成人員の比率によって、どうしても左右されるということでありまして。逆に言いますと、この30歳から約40歳までの方がこれからどんどん年齢が上がってくると、指数が非常に上がるんです。そういったことを考えますと、鏡石町におきましては、財政的にはいい状況ではないというふうにご考えておりますので、今後採用等についてその辺を考慮していただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、震災後、先月11日に再オープンをしました町民プールすいすいのことに関してお伺いをしたいと思います。

11カ月休んで、やっと改修工事も終わり、再オープンにこぎつけたというふうに思いますが、ここ数年の利用状況の推移などについてお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 町民プールの利用状況についてのお尋ねにご答弁申し上げます。

町民プールの利用状況につきましては、平成11年度のオープンから平成23年3月11日の東日本大震災まで、延べ約96万8,000人が利用しております。年間利用者については、約8万人が利用している状況でございます。月別の利用者では、利用が最も多い8月が平均で約1万9,000人、最も少ない1月で平均約3,000人となっております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） 利用状況につきましては、年間およそ7万人から8万人を推移しているというふうに、非常に多くの方の利用があるというふうに思われます。

次に、管理及び運営費についてお伺いをいたします。19年度より指定管理者制度を導入されましたが、その目的についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 4番議員の2の（2）の①のご質問にご答弁申し上げます。

指定管理者導入については、民間のノウハウ等の導入による住民サービスの向上を図るとともに、施設及び設備の適切な維持管理を行い、管理運営の合理化による経費の縮減を図ることを目的としているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） 民間のノウハウを活用して、より多くの入場者を受け入れるようにし、そして経費の縮減を図るということでこの管理制度が導入されたわけですが、指定管理者導入前の16年度から22年度までの管理の委託費と管理運営費、物件費ですか、そういったものの推移をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

平成19年度から指定管理者を導入して、町民プールの経費削減を図ってきたところでございますが、その経費は、導入前の平成18年度では、町民プールに係る支出総額から施設使用料を差し引いて約5,900万円ございました。指定管理者導入からは、協定により、監視業

務等を含め、ほとんどの委託料と上下水道料、燃料料、消耗品、役務費等を指定管理者の負担として、施設使用料を指定管理者の収入とすることで、管理委託料の縮減が図れることとなりました。町では、指定管理料のほか、施設建物に係る委託料と電気料、建物損害保険等を支出することとしておりましたが、指定管理者導入後の19年度から22年度までの町の費用負担は約5,400万円から4,900万円と推移しており、導入前の平成18年度との比較では、約500万円から900万円程度の経費削減ができているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 先日、事前に資料をいただきまして調べてきましたが、15年度から18年度まで、指定管理者前の状況を見ますと、およそ7,000万円ぐらいが管理運営費及び業務委託費ということで計上されております。その中には、燃料代が約1,500万円含まれているというふうな状況の中で、当然、利用者に負担をしていただくことで、売り上げといいますか、収入が約2,000万円、最近になりますと約1,700万円ということで、徐々に若干減っている傾向があるものの、町の支出の状況であります、やはり、今教育長が言われたように、五千数百万円ですか、そういったものが町の経費として計上されているわけです。

19年度から指定管理者制度になってきて、燃料関係、あるいは、そういったものが指定管理者の負担ということになっておりますが、当然、収入の分も指定管理者のほうに入っていくということになって、今言われたように約5,500万円程度町の負担があるということで、当初の目的にあった経費の縮減ということの目的が果たして達成されているのかどうかという事は、まだちょっと疑問だというふうに考えております。さらに経費の縮減を考える施策は今後あるのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 今後の町民プールすいすいのあり方については、いわゆる、節約できるところについては節約をしていくというのが一番で、これは指定管理者並びに私も教育委員会も一緒になって見直さなければならない部分だろうというふうに思います。あわせて、多くの町民の皆様にご利用いただくことが、一方では大事な部分だろうというふうに思います。この両輪を上手に回転させていくという方向で、これからも検討もしてまいりたいというふうに思いますし、話し合いも進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番(長田守弘君) 今お答えいただきましたように、多くの町民が利用するということが、やはり一番だというふうに考えます。これまでも、町民プールに対しましては約70%が町外の方の利用だということで、町民プールの存在の意義が本当に鏡石町にあるのかということ考えた場合に、経費が五千何百万円もかかっているながら町外の利用者が多いということは、非常に残念でなりません。

さらに、いろいろな統計をとりますと、冬季、12月から3月までの4カ月間の利用状況が全体の16、7%なんです。当然、寒いのでプールを利用する方が少ないということだと思います。その収入のほうも、やはり300万円前後ということでございます。全体の中の利用の比率、あるいは売り上げの比率におきましても15、6%であるということにもかかわらず、冬季の経費は非常にかかると思うんです。恐らく燃料費で1,000万円近い、燃料が高騰すれば1,000万円を超えるような状況になるというふうに考えます。そうしますと、単純ではありますが、この4カ月間閉鎖をすることによって、およそ1,000万円近いお金が削減できるのではないかなど。ですから、そういった大きな1,000万円というお金が削減がされるのであれば、12月から3月までの営業は、当然、単純に考えればその経費が浮くわけですが、今後そういうふうな期間の運営の方法などは実施するような考えはあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長(高原孝一郎君) ただいま議員さんからお話しいただいたような方策も、一つとしては考えられるのかというふうに思いますが、指定管理者との契約の問題が大きな部分でございますので、こういったことについては今後の検討課題にさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番(長田守弘君) これまでにも、プールの問題に関しましては、維持管理の面で大分お金がかかるということで、議会においてもたびたび出てきた問題であると思います。やはり、できるだけかかるものは、どうしても、私が今までの生活環境の中とかいうことで考えますと、当然収入と支出というバランスでもって商売は成り立つわけです。ですから、そういった感覚もこれから考えながら、この運営については、よりよい改善を求めてやっていただければというふうに思います。そのためには、私たちも一生懸命勉強しながら改善を考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして私の質問にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（渡辺定己君） 次に、2番、古川文雄君の一般質問の発言を許します。

2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 改めましてこんにちわ。2番議員、古川文雄でございます。

過去に例を見ない1年となった平成23年度を締めくくり、日本じゅうのだれも経験したことのない困難に立ち向かい、復旧から復興へと歩みを変え、新たな第一歩を踏み出す平成24年度に関する審議を行うこの3月定例議会に一般質問の機会をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

平成23年3月11日、東日本大震災が日本列島を襲いました。幸いにして、我が鏡石町では亡くなられた方はおりませんでした。須賀川市を初めとし、県内外でたくさんのとうとい命が奪われました。今ここに、改めて哀悼の意を表したいと思います。

あと数日で震災から1年が経過します。一步一步着実に復旧・復興への歩みを進めてはいるものの、いまだ災害の傷跡は深く、安心・安全な生活環境が取り戻されていないと言わざるを得ない状況にあると思います。福島原子力発電所の事故にあっては、全くと言っていいほど明るい話題や情報などありません。福島県で、鏡石町で生活する私たちは、20年、30年、あるいはもっと長い期間にわたって、この非常につらい問題を背負い、向き合っていかなければなりません。今後のこのいまましい問題との闘いにおいて、遠藤町長を筆頭とする町執行には、国や東京電力に対し、町民の代弁者として断固たる態度で臨んでいただくことをお望みします。

それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきたいと思います。

1番、除染について。

（1）番、除染作業で発生した廃棄物の仮置き場についてです。

先日の全員協議会の場において除染計画の説明が行われ、仮置き場について、平成23年度中に決定すると説明がございました。現在、場所の選定作業中かとは思われますが、選定条件、方法及び決定の際の手順についてお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

除染作業で廃棄物が発生した場合の仮置き場の状況であります。

放射性物質の除染作業につきましては、今後段階的に進めていくこととしております。除染作業で発生した土砂等につきましては、国で設置する中間貯蔵施設に搬入できるまでの間、3年間は各市町村が設置する仮置き場で一時保管管理することとなっております。本町におきましても仮置き場の設置に向けまして検討を進めており、町内の複数箇所の候補地の選定を進めているところであります。3月中にというような方向性で進めているところでありますが、候補地が具体的な状況になった段階で、町民の皆様への理解等を求める説明等を実施するような考えで進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 地域住民の理解を得ることは当然ながら、多少なりとも精神的苦痛を与えることとなると思いますので、仮置き場そのものの管理はもちろん、地域住民に対するケアなど、十二分に検討、配慮の上、臨んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、2番の瓦れき処理の見通しについてです。

（1）番、鳥見山公園駐車場にある瓦れき類の処分の見通しについてです。

震災からほぼ1年が経過した今でも家屋の取り壊し等が行われている状況にあって、町によって瓦れき類の回収が継続されていることは、非常にありがたいことでございます。しかしながら、町の貴重な観光資源と言うべき鳥見山公園の駐車場が瓦れき置き場となっていることは、仕方がないこととはいえ、残念な思いがしてなりません。駐車場に置かれている瓦れきを片づけ、公園本来の機能を取り戻すまでの見通しについてお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、鳥見山公園駐車場にある瓦れきの処分の見通しは立っているのかというご質問でございますが、震災により発生いたしました瓦れき類につきましては、損壊家屋の解体等、撤去も含めまして、現在、鳥見山公園と東町の仮置き場において回収しているところでございます。その処分につきましては、国のマスタープランにおきましては、平成26年3月までに中間処理、最終処分を終了することを目標にしているところでございます。町といたしましても、現在の処分状況、木材、廃プラスチック類につきましては、火力発電燃料としてリサイクル処理、石、コンクリートについてもリサイクル材として処分しておりまして、石こうボード、かわら、工業廃棄物については、最終処分となるか、現在処分先がない状態でありませ

す。お尋ねの、大切な観光資源的な部分である鳥見山公園駐車場に置いてあるということでご

ございますが、町といたしましても、国のマスタープランにのっとりまして、26年3月までの中間処理、最終処理ということで鋭意努力している状況でございますが、現在まで、その瓦れきの処分状況でございますが、量などの廃プラ361トン、木材につきましては2,791トン、コンクリートブロック8,671トンということで処分をしている状況でございますが、現場を見る限りでは、まだまだ処分をされていない状況であります。今後とも、そういった国のマスタープランにのっとりまして、処分のほうに鋭意努力していきたいというところでございます。ご理解いただければというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 駐車場本来の機能を一日でも早く取り戻し、高速道路、国道4号線、JR鏡石駅などの主要な交通網からのアクセスのよさを武器に、スポーツイベント等を誘致し、震災前以上にぎわいを創出することも復興の足がかりとなるのではないかとというふうに思いますので、ひとつご検討をいただきたいと思います。

続きまして、3番の子育て支援についてです。

（1）番、町の出生率及び町独自の子育て支援策についてです。

子は宝と申しますが、2012年の統計上で出生率は1.39となっておりますが、町の出生率ほどの程度で、町独自の子育て支援策があると思いますが、鏡石町の出生率等をお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 子育て支援でありますけれども、まず、町の出生率ということでありまして、これは先ほど畑議員のご質問にもご答弁しましたけれども、昭和60年では14.4、これは人口1,000人当たりの出生率ということでありまして、そういうことであります。以前、昭和55年にあつては17.4という状況でありました。平成22年度までの3年間、これについては残念ながら10.0を下回っていると。先ほど申し上げましたように、3年間平均は8.9ということになってございます。ただ、県中地区、さらには国・県と比較しましては、多くの年次におきましては、この町は平均値を上回っていると、そういう状況にあります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 続きまして、（2）番です。乳幼児教育・幼保一元化の町の取り組み状況についてです。

先ごろのメディアでは、国の子育て支援策として総合こども園の創設といったことが話題になっております。町でも、そういった幼保一元化の話題が数年前から出ていたかと思いますが、現実的にどういった取り組みが行われているのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

乳幼児教育、幼保一元化の町の取り組みということでもありますけれども、町におきましては、平成17年度から、町の第2次行政改革大綱によりまして幼保一元化の検討がされてきました。そういう中で、平成18年度におきましては、認定こども園ということで鏡石栄光幼稚園が開所したということでもあります。当時、私も保健福祉課長として携わった中でもあります。そういう中で、町のほうでは、この栄光幼稚園の認定こども園の開所によりまして、その後待機児童の解消が図られたと。きのうも説明申しましたけれども、いわゆる待機児童はないという現状であります。さらに、平成27年度から幼保一体化の施設、いわゆる総合こども園の整備に向けて、現在国のほうで法律改正等を準備しているということでございます。そういう中でもありますので、町も、この幼保一体について、今後国の動向を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 鏡石町は、事実上県の中心である郡山市などから車で約30分と、JR東北線、国道4号線、東北自動車道等の地理的交通環境に恵まれており、生活するには非常に便利でございます。さらに、子供を安心して生み、育てることができる環境が整っていれば、非常に魅力的な付加価値となり、転入・定住を考えている方への強力なアピールとなると思います。今後ますます充実した子育て支援策を打ち出させていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、4番、中学校武道必修化についてです。

（1）実施種目とその根拠及び年間何単位ぐらい実施されるかについてです。

武道必修化そのものは文部科学省による学習指導要領の改訂による決定事項ですが、実施種目にあっては選択制であると聞いております。そこで、鏡石中学校では何の種目を実施することになるのか、また、どういった考えのもとに決定され、年間何単位時間実施されるのか、それぞれお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成20年3月に幼稚園、小学校及び中学校の新しい学習指導要領が公示され、新しい中学校学習指導要領が平成24年度から全面実施されることになりましたが、その中で、中学校保健体育科における武道の必修化がうたわれたところでございます。内容といたしましては、従前においては、1年生で武道またはダンスのいずれかを選択とし、それ以外の領域が必修とされておりましたが、これが改められまして、第1学年及び第2学年で武道とダンスを含む全領域が必修化されました。武道の実施種目につきましては、柔道、剣道、相撲の中から選択をし、履修することとなります。

鏡石中学校におきましては、授業での柔道指導経験豊かな保健体育科の教師がおりますことや、従前も柔道の授業を行っていたことから、柔道指導における安全管理や指導方法等について知識や技能を生かして指導できる柔道を選択したところでございます。指導時間数につきましては、1学年、2学年とも、年間で男子が10時間、女子が8時間を予定してございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 剣道、柔道とのことですが、1年生は2年生、3年生になってもそのまま剣道を行い、2年生は3年でも柔道を行うのでしょうか。また、25年度以降の新生は何を行うようになるのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

繰り返しになってしまうかもしれませんが、24年度からの種目ですが、武道の実施種目については、柔道、剣道、相撲の中から1年生と2年生が必修として、どれかを必ずやらなければなりません。ですので、鏡石中学校では、先ほどの理由のようなことで柔道を選択をいたしました。3年生につきましては、武道と球技から選択をすることになっておりまして、鏡石中学校では3年生においては武道は選択しないということで、実施をしないということでございます。次年度からの1年生についても、同じような形をとるようになります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 続きまして、（2）番の、先ほどございましたが、指導する先生ほどの程度の経験を有しているのかという質問です。競技歴及び指導歴がわかるようでしたら、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

中学校保健体育科における柔道の指導については保健体育科の教師が行うこととなりますが、各教師とも他校における指導経験を有しておりますし、それから、武道指導研修会等へも参加をし、指導方法等について研修をしているところでございます。指導及び安全面については、校内研修を実施するとともに、保健体育科の教師以外にも有段者で指導の経験のある教師、それから部活動での指導経験のある教師もおりますことから、指導のあり方を十分に検討するとともに、安全管理の徹底を図り、柔道の基本動作や基本となるわざを身につけさせながら、柔道の楽しさを味わえるように指導していくようになります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

[2番 古川文雄君 登壇]

○2番（古川文雄君） 続きまして、5番、原発事故の町税への影響についてです。

(1)番、風評被害などによる所得への影響はどの程度になるのかについてです。

現在確定申告中で、平成23年中の所得について正確にお答えすることは不可能だと思しますので、大まかな感触で結構ですでお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長、関根学君。

○税務町民課長（関根 学君） 2番議員の原発事故の町税への影響についての中の風評被害などによる所得への影響はどの程度の見込みかについてご答弁申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害や出荷制限等の減収については、東京電力への損害賠償請求がされていると伺っております。しかし、現在確定申告期間中であり、所得へのどの程度の影響があるかは未確定であります。確定申告が完了した後、町・県民税の納付書の発付時期、6月中旬ごろには、23年度の所得状況をご提示できると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

[2番 古川文雄君 登壇]

○2番（古川文雄君） 次に、(2)の固定資産税評価額への影響も考えるが、どの程度あるのかに移りたいと思います。

土地の価格が下落傾向にあった中で、原発事故、放射能汚染が起き、相続税の評価においても減価率なるものが適用され、評価額が減額されていると記憶しております。固定資産税においてはどの程度の影響が出るのかをお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（関根 学君） 2番議員の固定資産税評価額への影響も考えられるが、どの程度あるのかについてご答弁申し上げます。

東日本大震災における原子力発電所の事故による警戒区域内住宅用地等の固定資産税の特例措置等がありますが、町としましては、平成24年度評価がえについて、東日本大震災の影響も踏まえ、「東日本大震災により被害を受けた地方団体等における平成24年度固定資産の評価がえについて」、これらについては総務省通知であります。それらを参考にしまして評価がえを実施している状況でございます。各地の鑑定評価については、平成21年度基準から平成24年度基準の最大下落率は、不時沼、本町、中央などにおいては13.5%となり、平成24年度の土地の分の固定資産税は平成23年度税額から10%の減の見込みと思っております。金額にしますと2億4,444万2,000円となりまして、減収額は2,716万円の見込みとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 町の基幹税目である固定資産税が外的要因によって減額となった場合には、原因者に対しきちんと請求していただき、自主財源の収入補てんを検討していただきたいというふうに思います。

続いて、6番、農作物の放射能対策についてです。

（1）番、町内産の米、ソバへの風評被害の実態についてです。

新聞報道でも、県内産の米、ソバの販売不振が報道されておりました。町内産の米、ソバも同様なのは容易に想像できるのでありますが、現実的にはどの程度の影響があるのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

○産業課長（柳沼英夫君） 2番、古川議員のご質問にお答えいたします。

農作物の風評被害につきましては、町産はもとより、福島県産農作物として大きな被害となっております。まず、米についてですが、各農家からJA、JAから全農へ既に出荷されておりますが、暫定基準値を超える放射性セシウムが検出されたことで市場から敬遠されておまして、全農から卸業者への販売量が前年比7割減少し、出荷されない米がJA倉庫に積み上げられている状況となっております。

また、ソバにつきましても、会津産のソバが売れないというような報道もございました。

また、昨年転作として取り組みましたソバにつきましても、磨きが終了しましたが、依然として農協の倉庫にあり、皆さんに出荷の販売料がまだ振り込まれていない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 次に、（2）番、平成24年度の水稲・転作作物の作付に対する町の方針、考え方についてです。

鏡石町は、幸いにも作付制限はされておりませんが、風評被害による農作物の販売不振は深刻なものがあります。そうした中でも農業経営を成立させるためには、作物をつくり、育て、販売しなければなりません。この作付に対する町の方針、考え方についてお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

○産業課長（柳沼英夫君） 水稲の作付制限につきましては、本年2月末日に農林水産省で発表されたところでございます。なお、町におきましては、昨年に引き続き作付制限を受けておりません。そのため、先月27日から3月1日の4日間、合計8カ所におきまして農業者戸別所得補償制度説明会を開催しまして、平成24年産米の生産数量目標及び面積の配分を行い、協力を求めたところでございます。作付面積目標配分につきましては、平成24年産米から一律配分となりまして、昨年より面積的にふえてございます。転作作物といたしましては、飼料作物、ソバ、大豆などの戦略作物を中心に推進を図ってまいりたいと考えてございます。

なお、米の販売不振につきましては、2年続けて作付できないというようなことのないように、農家の皆さんには作付していただきまして、減収分につきましては適正な東電への請求をしていただきたいと思いますと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 鏡石町の農家は県内でもトップクラスの農業所得を誇り、町の重要な産業と言えらと思います。町の農業が衰退することがないよう、積極的な農業政策を打ち出させていただきますようお願い申し上げます。

続きまして、7番、町道復旧工事の進捗状況についてです。

（1）町道・歩道の復旧工事の発注順序についてです。

多数の被災箇所がある中で、こういった観点を最優先条件として順番づけされているのかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

○都市建設課長（小貫忠男君） 2番議員の7の復旧工事の発注順序はどのように決定するのかについてご答弁申し上げます。

道路作業復旧工事の発注については、これまでは、地震災害79カ所のうち30カ所、台風災害については3カ所について発注を行ったところでございます。発注順序の決定に当たっては、まず、主要な1、2級の町道、それから、通行どめの被災状況、歩行者・自転車等の通行への影響、被災道路に接する市街地の状況や上下水道災害復旧工事の関連工事を考慮して作成しております発注計画に基づきまして発注を行っているところでございます。今後も、発注計画に基づき、順次工事を発注していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 次に、（2）番、町民への復旧工事の取り組み状況の広報についてです。

今現在、多数の復旧工事が発注されておりますが、今後の発注予定なども含めて、発注済み箇所工期などを町民にお知らせすることを何か行っているのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

○都市建設課長（小貫忠男君） （2）番の町民への復旧工事の取り組み状況の広報は行っているかについてご答弁を申し上げます。

復旧工事の取り組み状況の広報としては、農業施設等の災害復旧工事の状況について、24年の作付の影響を考え、農事生産支部長に対して説明会を開催し、農家の方々に対して文書により行った経過はございますが、現在まで、全町民に対しての広報は行っておりません。復旧工事は、道路災害、農業施設災害及び下水道災害等、非常に多くの箇所がある中、対応できる施工業者の数が限られていることに加え、建設機械、資材等の不足が生じている状況において、明確な見通しが立たない状況にもございます。これらの状況から、現時点におけるそれぞれの工事の広報等の実施は大変難しい状況にございますので、今後の検討課題とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 町民は、自分の行動範囲外はほとんど目にしないため、町の復旧工事

の取り組みの全容がわからないことが正直なところだと思います。町内全域について、発注済み箇所にあつては工期等を、また、未発注箇所にあつては発注予定時期などを記したマップ的なものを作成し、お知らせしてはどうかと思います。ぜひ、ご検討願います。

続きまして、最後となりますが、8番、下水道施設の復旧工事についてです。

(1) 番、マンホール等の下水道施設の復旧工事の進捗状況についてです。

個別箇所を申し上げるのはどうかと思いますが、例えば、鏡石協業ガスの交差点のところなど、進みぐあいが見えてこない状況にあります。下水道関連の復旧工事はどの程度の進みぐあいなのかをお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

○上下水道課長（圓谷信行君） 2番議員のご質問に答弁します。

下水道施設の災害復旧につきましては、公共下水道事業で汚水・雨水合わせまして8件、それから農業集落排水事業で1件、合計で9件の災害復旧工事を実施しております。

まず、公共下水道の災害復旧工事でございますが、汚水の開削工法という工事でございます。復旧は約9キロございました。それを6工区に分割しまして、契約を締結した箇所から順次取りかかっておりまして、一部については復旧工事を実施しているところでございます。また、汚水の推進工事になりますが、これは約40メートルほどございますが、須賀川ドライブインスクール付近、国道4号の横断箇所という工事になります。これにつきましては、4号国道関係の道路管理者との協議ということで、調整をしております。次に、雨水工事につきましては、約200メートルの工事でございますが、当地区の汚水関係の災害復旧工事と同じ業者でやるということから、関係する災害復旧工事との円滑な工事を図れるよう調整をしているところでございます。次に、農業集落排水改修事業につきましては、成田地区の災害復旧工事についてでございますが、約350メートルでございますが、工事が順調に進んでおります。

以上9件の工事につきましては鋭意推進中でございますが、工事工期についてでございますが、工事の規模が多大なことから、工期を延長しまして繰り越しをして、引き続き施工する予定としております。本格的な復旧工事につきましては、4月からとなる見通しになります。町民の皆様には交通の事情等のご不便、ご迷惑をかけますが、ご理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 先ほどの話と重複しておりますが、復旧工事の取り組み状況を広く町

民の皆さんにお知らせすることが必要かと思えます。よろしくご検討ください。

最後に、東日本大震災を経験し、福島原発事故の被害者となった私たちは、必ず復興をなし遂げ、放射能被害から立ち直り、この経験を後の世代に伝える責任と義務があると思っております。しかしながら、20年、30年の長期にわたり取り組まなければいけないことが予想され、そうなれば、子供たちの手にゆだねなければなりません。3番の子育て支援のところで申しましたが、まさに子は宝、町の、県の、日本の将来を担う子供たちの将来のためにこれからも微力ながら尽くしてまいりたいというふうに思っていますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

これで私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君の一般質問はこれまでとします。

◇ 円 谷 寛 君

○議長（渡辺定己君） 次に、1番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 第3回定例会で5番目の質問をさせていただきます、1番議員の円谷寛でございます。

あの忌まわしい3月11日まで、あと5日となりました。連日、テレビも新聞も特集報道をいたしております。あの事故を振り返って、今さらながら大変な状況を我々は体験したのだなというふうに痛感をいたしております。しかし、これらの報道を見て、我々は、単にあの災害を思い出として大変だっただけでは済まない、これからの我々の世の中をつくっていく上で、どう教訓化をさせていくのかということを実際に考えなければならないというふうに思うのであります。このような悲惨な大災害を、我々はもう少し被害を抑えることができなかったのかという面での真摯な反省と、これからの我々の安心・安全な社会をどういうふうにしてつくっていくのかということで、真剣にこの問題を考えて、1周年に当たって思いをはせなければならないというふうに考えています。

私は、この反省の上に、今2つの課題が我々の上には課せられているのではないかとこのように考えています。

まず、第1点は、何といたっても、福島が放射能で大変汚染をされているという原発事故について考えるときに、やはり、脱原発というものを真剣に考えなくてはならないというふうに思うんです。福島県の原発は、県議会も知事も強く決定をしておりますので、再稼働は不可能に近いと思うんですけれども、他の原発については、首相を初め、国会の答弁などを聞いておりましたが、安全を確保の上、再稼働できるものは再稼働したいというような答弁

をしておりますから、のど元を過ぎればで、再稼働がされていくのかというふうに思うんです。

このように、10万人を超えるような人々が、我が住む町や村を追われて全国に散らばっている。福島県を加えると、全国44都道府県に福島県の避難者が行っているということです。福島県の人々が避難していないというのは、残りは2つの県です。そういう状況に今あるということを真剣に考えるときに、我々は、このような状況をもたらしても得なければならない経済的利益というのは一体何なのかということをよく考えるべきだというふうに思うんです。今、飯舘村を追われて避難しているある中年の女性が先日テレビで話をしておりましたが、私は電気なんかはなくてもよいと、だから原発なんかなくしてくれというふうなことを切実に訴えておりましたので、もう少し我々はその問題を真剣に考えなくてはならないというふうに思っています。私たちの先人は、四十数年前までは原発などはなかったんですけども、極めて高い文化を築いて生活をしてきたわけですから、この問題はもう少し真剣に考えて、経済というのは、あくまで人間の幸福のためにあるんだと、決して目的ではないんだと、手段であるということを考えなくてはならないと思うんです。

さらには、ドイツでは脱原発ということを明確に打ち出している。ドイツでできたことが日本でできないわけがないんです。ただ、誤解がありまして、先日も我々議員研修で、講師の人が、ドイツはフランスから電気を買えるからいいんだというふうなことを簡単に言っておりました。しかし、電力のトータルでいきますと、ドイツは売っている量のほうが多いんです。それで、かつては、日本がソーラー発電機のシェア、さらには技術も世界一だったんですけども、今はドイツがこの問題に一生懸命取り組んだ結果、ドイツが、生産量も技術も、ソーラー発電では世界一になっているわけです。日本人の能力からいけば、国がもう少し本気になってそういう問題を推進すれば、決してドイツに負けないものが生産できるはずですから、脱原発というものを実際に進めれば、もっといい技術が発展をしていくのではないかとこのように考えています。

もう一つの課題は、東京一極集中という問題です。これは、ぜひみんな考えていかなくてはならない問題だというふうに思うんです。東京は人を集めることばかり考えて、東京マラソンは希望者が実際の可能人員の9倍もあったというふうなことが言われておりますし、今、スカイツリーのオープンも大変話題になっています。ゲートブリッジが開通したとか、さらには、2020年の東京オリンピックの誘致まで真剣になって取り組んでいるようでもあります。こういう東京にばかり人を集める施策というのは本当にまともなのだろうか、本当に防災というものを考えているのだろうかということをも少しみんな考えていかないと、東京にはあらゆる文化、経済、政治、何でも集中しているわけですから、これが麻痺をすれば日本の機能が麻痺をしていくわけですから、これをどんどん進めている今の石原都知事は

まともなのかどうなのかを疑ってみる必要があるのではないかというように思うんです。

東京都知事で思い出すのは、鈴木俊一という都知事がいたんです。これは、自民党、公明党が推薦をしてきた知事だったんですけども、公明党のほうから、ちょっと鈴木知事は高齢ではないかと、もうやめさせるべきだというふうなクレームが入りまして、自民党もそれに同調して、NHKのキャスターなどを務めた磯村尚徳という人を擁立をして対抗馬に出して都知事をやめさせようとしたんですけども、この人は再選をされたわけでございます。その知事が、東京駅に上越新幹線と東北新幹線が乗り入れるときに、強く反対をしたんです。これはなぜかという、東京がそんなに過密に、一極集中になっていくのは防災上とめたいんだということで、強く反対をしたんです。しかし、結果としては、やはり、政治の力で、当時は国鉄時代ですけども、東北・上越新幹線東京駅乗り入れというものができてしまったわけですけども、やはり、こういうまともな政治家が少なくなって、何でもかんでも東京に集めようという考えが強いわけですけども、これはとんでもない話であるというふうに思います。

かつて、候補地を3カ所選んで、首都機能を移転をするということまで国会決議でやって、いろいろ取り組みをしたんですけども、今全くこれは消えてなくなったような状態になっておりますけれども、今こそ、やはり、首都機能の移転というものを我々は声を上げていかななくてはならないのではないかと、小さい声であっても、それが大きくなっていけば、それは力になるというふうに思うんで、その辺をみんなで考えていただきたいものだというふうに考えています。

以下、通告書に従って質問をさせていただきます。

通告書の最初にありますように、高齢者の足をどのようにして確保していくのかということでございます。通告書にも書いておりましたように、高齢者が車を運転するということは大変危険が増大する。認知症なども、最初はなかなか症状がみんなにわからないでいるうちにかなり進んでいて、高速道路などを逆行するような車もちょいちょいあるようでございます。本当に、高齢者になった場合は車を運転するということは大変リスクが高いんですけども、田舎に住んでいると公共交通機関もないので、そのリスクを冒しても車を運転しなくてはならないという状況に置かれている状況であるというふうに思うんです。

ここにも書いておりますように、公共交通機関は、福島交通のバスなども、間引きをされまして、我々のところを通っているバスも、学校のないときは全く通行がないというふうなどうしようもない状況にあるわけです。ですから、これに対して、やはり、我々は行政の中でいろいろな対策を考えていかななくてはならないのではないかと。須賀川市なども取り入れておりますデマンド交通ですか、タクシー業者と市が協議をしてそういうものを取り入れているわけでございますけれども、我々の町でもそういうものを取り入れて、高齢者の足をどう

にか確保するような施策を考えるべきではないかというふうに考えまして、第1点目の質問をさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

高齢者の足をどのように確保するかということで、公共交通の確保について、デマンド交通など、タクシー業者との協議を進めるべきではないかというご質問でございます。

公共交通の確保につきましては、児童・生徒の通学路線バスの確保を図りながら、町の財政負担軽減に努めてきたところであります。高齢化が進んでいる状況下では、高齢者の運転による交通事故などが心配されるところであります。高齢者等が利用しやすい公共交通体系が必要とされていると思っております。今後、デマンド交通など新たな公共交通を含め、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 参考までに申し上げます、今、病院などの送迎などに取り組んでいるわけです。そういうものとか、あるいは、商店街などの人々と一緒になって、お互いに負担をしながら、デマンド交通などを起こしていけば、町の負担も少なく、利用者も、それから業者もいい制度ができるのではないかと、そういう知恵を出し合って、ぜひ、デマンド交通のようなものを取り入れるようにご検討をお願いしたいというふうに思います。

2つ目は、介護保険料、国保税を安く抑えるために、スポーツの普及推進を図るべきではないかということでございます。

先ほどの質問にありましたように、非常にプールの利用が少ないということで、これを思い切り活用すれば、医療費とか介護の費用が節約できていいのではないかとこのように思っております。（1）、（2）をあわせて質問させていただきますが、私も温水プールを利用させてもらっているんですけども、特に冬の利用は少なく、夜など、従業員の数と利用者の数とどっちが多いのかなどと思うことがたびたびでございます。ぜひこれを活用して、例えば、こういう計算はどうなのかと思うんですけども、利用者が少ないために赤字が出ているんです。ですから、利用者をふやせば赤字が減る。となれば、指定管理料も減らすことができるんです。例えば、1,000人の町民にメタボ対策だということで無料券を発行すると。年間券で65歳以上だと非常に安いんです。1万2,000円で済むんです。それを1,000人出して、例えば1,200万円の費用がかかったとしても、プールが、利用者が少ないために赤字を出しているわけですから、それは、ほとんどの部分が利用料で赤字の減になって、指定

管理料を安くダウンできることにつながってくる。全額ではないとしても、例えば、1,200万円それに負担をしたとしても、人数がふえることによる費用というのは、素人考えでも二、三百万円ではないか。そうすると、1,000万円は赤字を減らすことに貢献するわけです。ですから、そういう面で思い切りプールを開放してはどうなのかということでございまして、その辺の見解をお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 1番、円谷寛議員のご質問にご答弁申し上げます。

大きな2番の介護保険料、国保税を安く抑制するためにスポーツの普及推進を図るべきではないかということのお尋ねの1点目、高齢化が進行するに従い、介護保険料と国保税が年々上がりつつある。それを抑えるために、町のスポーツ施設を活用したスポーツの普及推進を図るべきではないかというお尋ねでございます。

生活習慣病を予防するのに効果的な健康づくりということで、身体活動・運動というのがございます。こちらについては、健康づくりの重要な要素と考えられております。身体活動・運動につきましましては、筋・骨格の収縮を伴い、安静時より多くのエネルギーの消費を伴う身体の状態のことと定義づけておりまして、いわゆる日常生活における労働、家事、通勤・通学、趣味などの生活運動と体力維持向上を目的とした計画的・意図的に実施する運動の2つに分けられるところでございます。そういった健康づくりの重要な要素と考えられておるところから、町民の身体活動・運動に対する意識を高めて、日常の活動及び運動習慣を持つ、あるいは増加させるということもございまして、これらの活動を行うことができる環境をつくるということが必要でありますので、町総合スポーツクラブや生涯学習の振興事業と連携を図りながら、町民の元気づくりに努めてまいりたいと考えております。

特に、温水プールすいすいの収容能力から、利用者が少ないということでございますが、メタボ対策ということで、町民プールの利活用にプールの利用券を発行するなどの施策を講ずべきとの考えであります。生活習慣病の一つでもありますメタボ、こちらにつきまして、プールでの運動により生活習慣の改善が有効であるということは存じております。こちらのプールの利活用につきましましては、指定管理者並びに所管課との連携を図りながら、効果的な実施が図れるよう検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 先ほど、長田議員もプールの問題で質問しておりましたけれども、本当にもったいないんです。施設を維持しておきながら、本当に利用者が少ない。思い切って

利用する。そのためには、きっかけとしてはもう少し、啓蒙も大事なんですけども、町が率先して、事業として健康づくりのために思い切って、健康診断をやって要注意とか、要指導とか、いろいろ出ていますね。そういう人たちに券を発行することによって、発行しても行かない人は行かないと思うんですけども、しかし、せっかく出ているんだからということで利用のきっかけになれば、その制度が終わってもみんなプールを利用する、そういう利用者がふえていくのではないかと思うんです。ですから、やはり、まず思い切ってやってみて、費用の割には効果が上がらなければ、それはやめればいいのであって、ぜひ、これは取り組んでしかるべきではないか。

せっかくつくった施設が、本当にがらんどろでございまして、利用者も、土曜日、日曜日の夜などは本当に寂しいくらいで、閑古鳥が鳴いているというか、本当に大変な状況で、これだけのお金をかけて利用が少ないということは、私らは、健康増進の施設でもう少し金のかからないようなものをつくるべきだというようなことを言ってきたんですけども、ああいうものができてしまった。できた以上は、やはり有効に活用して、健康増進、特に国保税は、皆さん非常に高いと言っています。しかし、医療費がかかっていけば、ある程度は国保税をもらわないとできないシステムになっているのですから、それを減らすためには、何ととっても健康づくりをするしかないんです。ですから、もう少しそこを一步踏み出して、健康づくりをして国保税を安くすると、そういう視点をどうですか、町長、ひとつ考えてはいかがですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） このプールについては、いろいろご指摘をいただいているわけなんです。今回、このプールについては、指定管理料2,800万円、900万円という部分と、さらには、町のほうで直接支払っている電気料を合わせますと約5,000万円程度が、通常の経費としてかかってしまう。そういう中で、先ほど長田議員からもありましたように、11月からの約4カ月間、利用率が少ない。今議員さんからもお話がありました健康づくりの面、そういったことをいろいろこれから真剣に検討しながらやっていかなければならないというふうに私も考えております。そういう中で、次期指定管理の指定に当たりますには、事前に、今お話しされました健康づくりの面、そして利用率の面、こういったものをよく検討しまして、できる限り効率のよい、そして経費も下がるという、そういった両面の中で検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、前向きのご検討を期待したいと思います。

3点目ですが、町に公園墓地を建設すべきというふうに通告をしてありますが、今、町内で欲しいだけけれどもということで聞かれても、墓地というものがなかなかないんです。これは個人でつくるというのは大変なんです。難しいんです。原則としてできないんです。ですから、これは町あたりでやっていかないと。これから駅東を開発して宅地をつくるわけですから、宅地を求めれば、その次には墓地が欲しいということで。合併前の岩瀬村で住宅団地をつくったんだけど、なかなか売れなかった。しかし、元村長の佐藤正夫さんという人が地主で山を持っていたので、その山を村に寄附した。そこを墓地にして、宅地に1区画ずつ墓地をつけますといったら、それが話題性を呼んで、岩瀬村の団地がたちまち売れ切れてしまったというような話もあるんです。

ですから、我々はこれから駅東で住宅地をつくらうとしているのですから、やはり、これに並行して墓地の建設というのは必要なんではないか。財政の話が先ほどから出ました。大変財政が厳しい中で開発ということで、意見が出そうですけれども、しかし、墓地については、かなり採算の合う事業ではないかと思うんです。今、調整区域の農地などはかなり安い値段で売買がされておりますから、こういうものを求めて造成をすれば、結構収益の出る話でもあるのではないかと思いますので、ぜひこの辺ご検討をしていただいて、宅地の駅東の開発と合わせて墓地の建設、その周辺に公園をつくるというふうな、そういう計画についてここで提言をしたいんですが、いかがでございましょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 墓地の件でありますけれども、墓地の建設につきましては、既存墓地の管理組合などの拡張により、これまではしてまいりました。そういう中で、直近ではありますけれども、池の原にあります地域墓地、平成15年に拡張しました。このときも、私が担当課長として携わった部分でありますけれども、こういったものがございまして。そういう中で、新たな墓地の建設につきましては、既存の墓地管理組合、さらには行政区等でも管理してございまして。そういったことから、それら等の部分と今の町直接のいわゆる墓地公園、こういったことも含めて、両面の中で、そういったいろいろな手法を含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、ご検討をいただきたいものだと思います。

4点目は、鏡石スマートインターの拡充についてでございまして、100万台の利用者ということで、先ほど来の質問でもありましたように、巨額の金を投じて桜岡地内に、よくも、我々もその一角にいたんですけれども、インターチェンジの建設と、そのために駅東は180

町歩、南部は115町歩の工業団地、東は住宅団地をつくって、そこから上げた利益で開発インターとして鏡石インターをつくるんだという構想だったんですけれども、今考えれば、まさに、これはバブルの中で出た計画で、右肩上がりの経済がいつまでも続くというような甘い予測の中で出た事業だったというふうに、今痛感をしております。その点、スマートインターは費用がかからない、そして利便性の高い、今まで助走路とか進入路があったわけですから、大変効率的にできた施設だというふうに思います。

しかし、今、鏡石のスマートインターについては2つの問題がございまして、1つは、利用時間が、夜の10時から朝の6時は利用できない、さらには、6メーター以上の車両は通行できないということでの2つの制約がございまして、これを何とかして解決をして、利用者がもっとふえるように。私も何回も言っていますように、この鏡石には町が誘致した企業がありまして、そういう企業に来る荷物などはみんな大型車です。ですから、そういう人たちにも利用できるように、さらには、駅東には工業団地まで準工地域として用意をしているわけですから、さらに工場を誘致するためにも、そういう大型車の出入りできるようなインターにしていかななくてはならないのではないかと。そのためには、一朝一夕にはできませんから、早目に計画を立てて、具体的に計画を策定した上で、スマートインターの拡充というものをすべきだというふうに考えているんですが、この辺についての見解をお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

○都市建設課長（小貫忠男君） 1番議員の鏡石スマートインターチェンジの拡充関係についてのご質問にご答弁を申し上げます。

昨日町長から説明がありましたとおり、平成19年9月からの社会実験以来の鏡石スマートインターチェンジの利用者が3月3日に100万台を突破いたしました。これも、町議会を初め、町民の皆様のご協力のたまものと、改めて感謝を申し上げます。

鏡石スマートインターチェンジにつきましては、ご指摘のとおり、利用時間が午前6時から午後10時まで、利用車両は普通車のみとなっております。利用時間につきましては、利用車両の1日平均が1,000台以上というふうなものが時間延長の一つの目安となっております。直近の利用につきましては、12月からの白河以北の無料化に伴いまして、12月には平均1,300台以上、1月についてはさらに1,500台というような利用がありましたので、町のほうからNEXCO東日本に問い合わせをいたしました。しかし、無料化の期間については利用時間延長のための台数には勘案しないというような回答でございました。今後は、利用車両の拡充策とともに、通常時における利用台数の増加方策について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、前向きの取り組みをお願いしたいというふうに思います。

だから、利用者をふやすためには、今は普通車に制限されている、そういうものを解決をする。町でお金はかかりますけれども、6メートル以内という車両制限を撤廃するというのも一つのきっかけになるだろうし、そのような大型車も入るような大きな進入路ができれば、利便性は高まり、もっと利用する人がふえると思いますので、ぜひその辺の取り組みをお願いしたいと思います。

5点目は、中学校武道必修化の取り組みということで通告をしていました。この点については、2番、古川議員の質問にありましたので、重複の部分は避けたいと思うんですけども、ただ、1点心配があるのは、いわゆる安全面をどう確保するのかということが、武道必修化、特に柔道の場合の問題ではないかというふうに思うんです。

我々は、何としてでも須賀川一中のような事件を起こしてはならないというふうに思うんです。ですから、この導入に当たっては、柔道の中でも投げわざで危険なわざなどは禁止をするとか、指導者が十分危険性をわきまえて生徒を指導できるような、きっちりとした訓練とといいますか、そういう研修を徹底をさせるというようなことをやらないと、あのような悲惨な事故が、今もベッドで女性が、かなりの年数がたつんですけども、まだ意識が戻らないというような状況の中で苦しんでいるわけでございます。あれを見るにつけて、やはり、柔道の必修化、ほかの武道と比べれば、用具とか、そういう面では簡単だということで取り入れられるんでしょうけれども、かなり危険性の高い、年間にはかなりの子供たちが重傷を負ったり、死んだりしているというようなことも新聞などで報道されておりますので、この辺について、先ほど古川議員の答弁にありましたけれども、もう少し踏み込んで、教育長の見解とといいますか、その辺の決意というものをお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

体育の柔道の授業において一番心配されることは、不十分な受け身による事故の可能性が考えられます。特に、柔道の事故をめぐるましては、大外刈りなどのわざが重大事故につながる危険性が高いことが指摘されております。授業を展開するに当たっては、学習指導要領に基づいて行われるんですが、学習指導要領解説に示されているわざは、あくまでも例示でございます。すべてのわざを取り扱うように示されたものでは決してございません。生徒の技能、それから体力、施設設備などを踏まえて指導していくわざを決めるなど、十分に安全に配慮した授業の展開を教育委員会としても指示、指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、今の点、大外刈りですか、こういうわざは禁止をすると、さらには、指導者が十分その辺の危険性というものを認識をしていないと、そういう事故が発生する危険が多いので、指導者に対する十分な研修というものを実施をしながら取り入れて、事故のないように、ぜひ、特段のご配慮をお願いしたいものだと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

3時まで休議といたします。

休議 午後 2時48分

開議 午後 3時00分

○議長（渡辺定己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 菊 地 洋 君

○議長（渡辺定己君） 次に、3番、菊地洋君の一般質問の発言を許します。

3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 3番、菊地洋でございます。

昨年9月に町議会議員としての立場をいただき、今回初めての一般質問の機会を与えていただきまして、心から感謝を申し上げます。例年ですと「春光天地に満ちて快い時節」というふうなごあいさつをする予定であります。昨年の3.11東日本大震災から間もなく1年、平穏な心境、環境での生活もできないと思うのは私だけでしょうか。本年は復興元年ととらえ、復旧・復興に町民挙げて、安心・安全な住みよい町づくりのために前向きに頑張らなければならない1年だと思います。

初めに、通告書に従いまして、第1点目、鏡石町の除染計画についてであります。鏡石町においては、近隣市町村と比較をいたしますと、全体的に線量は低いということになっております。放射線量は、高いところで0.62マイクロシーベルト、そして、低いところで0.12マイクロシーベルトとあります。しかし、経済産業省の除染に関する緊急実施基本方針や町の除染実施計画によりますと、年間の被曝線量を1ミリシーベルト以下とすることとなっており、日常生活の空間線量を0.23マイクロシーベルト以下にすることを目的とあります。そこで、最近であります、各行政区ごとに子供たちの通学路の除染について

実施された行政区と、まだ実施されていない行政区があると聞いておりますが、実施したところの数値結果はいかがだったのでしょうか。また、実施していないところの今後の計画はあるのかをお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 3番、菊地洋議員のご質問にご答弁申し上げます。

第1点目の鏡石町除染実施計画についての（1）子供たちの通学路の除染についての、各行政区ごとの実施はどうかということ、結果ということでございますが、通学路の除染につきましては、鏡石町の線量低減化活動実施要綱に基づきましてご案内申し上げているところでございます、町の将来を担う子供たちが生活空間として過ごす通学路の放射線量の低減化ということで取り組みをしていただいております。

こちらの取り組みにつきましては、県の事業ということでありまして、除染費50万円を上限とする内容でございますが、現時点では6行政区が取り組みの計画が出されておりました、過日、2行政区につきましては2月末に一部事業を実施したところでございます。その後の計画によりまして予定されている団体もありますが、天候不良等によって時期的に若干延長しているところですが、継続して取り組みがなされるという予定であります。さらに、23年度に事業実施を予定していた行政区もございますが、県の取り組みとして、新たに24年度も実施するという事業の方向性が見えたところから、24年度当初に事業を予定する行政区も、3団体ほど予定しておるということでございます。

こちらの事業につきましては、当然、事業実施以前の空間線量でございますが、5センチ、50センチ、1メートルということで計測して、その後の実施結果ということで、再度同じ場所での計測ということでの実績報告ということになります。そちらについて、まだ団体のほうから結果という部分では上がってきておりませんが、一部同行した中身では、0.3が0.2程度になっている場所もありますので、思い切り、1マイクロが0.5という形の状況でもございません。ご存じのように、町内におきましては空間線量0.3というレベルがほとんどでございますが、そういった部分で、少ないから事業をやらないということではございませんが、一層、今後もその取り組みについては対応していただく予定でありますので、今後ともそれらについての協力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） それでは、町内においては現在13行政区があると思いますが、先ほどの答弁ですと、手を挙げていただいたのは6行政区、そして、また3行政区が手を挙げたと

いうふうなことでありますので、13行政区全部やっていただくのかどうか、その辺についてお尋ねをいたします。

それともう1点、ボランティアでやっていただいたと思うんですが、やったところの人の集まりぐあいについてはどうだったのか、この点についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） この放射線量低減化事業につきまして、各自治行政区、PTAという団体等を予定しておりまして、現在6団体、さらに新年度に3団体ということでございますが、その他の行政区についても、これからですと新年度になってしまいますが、そういったことで取り組みをしていただけるかどうかはそちらの団体の意向によりますので、私どものほうでそこまでの確認はしておりませんが、一応ご案内は差し上げているというところでございます。

実施されている団体等の状況を見ますと、ボランティア活動、いわゆる地域の班長さん方とか、地域の一般の方ということで、ボランティアを募りながら実施している行政区もございます。やはり、なかなか人が集まらないという、そういった苦慮されている行政区もございます。そういった中で、子供たちを守るということで、ぜひともそういった事業に理解を示していただいてご協力いただきたいということで、現行政区長さんは説明をしながらボランティアを募っているということを伺っておりますので、そういった部分で、ぜひとも、町としてもそういった取り組みをしていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 今後線量が低くなるように、町としても、将来を担う子供たちの健康維持のために、各行政区にしっかり指導していただければというふうに考えております。

続きまして、除染の対象及び優先順位が町の除染計画の中で示されましたが、民間住宅等の除染の順位はどのようにしていくのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

除染対象の優先順位についてでございます。除染計画につきましては、基本的な優先順位の考え方をお示しさせていただきましたが、民間住宅の優先につきましても、基本的には、空間線量の高い地域、児童・生徒の生活圏などが優先順位が高いと考えております。除染作業を進める上では、効果的・効率的な手法で作業を進めることとなります。また、国のガイ

ドラインにのりつつ中での実施設計を作成していくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 町の除染計画の中で、線量の高いところ、低いところの資料を出していただきましたが、比較的高いところというのは、深内、鏡田、高久田地区、それから仁井田地区が比較的高いところというふうにあります。今の答弁からすると、もちろん、高いところの民間の方々の手を挙げれば、優先的に除染をしていくという、こういうふうな考え方でよろしゅうございますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 線量の高い地域につきましては、これまで数回にわたって線量調査を行っております。お示しした500メートルメッシュの図面等でも、既にご案内のとおりであります。さらに、これまでは町職員で実施しておりましたが、専門業者のほうに委託しまして、さらに細かい250メートルのメッシュを切った中での線量測定を現在進めております。それらを受けた中で地域を特定していくわけではありますが、その地域の方々の民間の住宅等につきましては、いわゆる個別的な一戸一戸の除染という考え方ではなく、やはり、面的な除染というものが肝要かと思っております。そういう意味では、地域全体での取り組みというような形になるかと思っておりますので、今後それらの取り組み方についても、随時検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） それでは、民間住宅の除染の方法は、具体的にどんな方法ですか、お伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 除染の方法につきましては、あとのご質問等でも出てくるかと思っておりますけれども、基本的には、いわゆる専門業者といえますか、委託業者によって実施することになります。除染の方法につきましては、国のガイドライン等にのりつつ中での展開していくことになろうかと思っております。ただ、現時点で、国のガイドラインの中では、一部線量の低い地域については屋根の除染等は除かれるというような考え方もありますけれども、一方、福島県においては、基本的には屋根の除染等についても取り組むということでの

交付金の考え方を示しております。それらを含めた中での、ガイドラインにのっとった形の除染作業ということになるかと思えます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） ただいまの答弁の中で、（3）の除染の実施主体はだれなのかというところについても、民間の業者というふうなお話が出てきたようですが、これについて、ということは、民間の除染については民間企業に委託をするという考え方でよろしいでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） ただいまのご質問であります。除染作業は町が実施主体となっていくんですが、基本的な部分と申しますか、作業等につきましては、民間事業者にお願いをして、委託事業として実施してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 町内の企業の中で、土木、それから建設業を除いては、震災以降かなり仕事が減っているという、こういう状況もあります。お話を伺いますと、除染の講習会等々にもう既に参加をしている企業等もあるようでございますので、ぜひ、町内の民間企業への委託というところに重きを置きながら検討をしていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、先ほど、2番、古川議員からもお話がありましたが、除染土壌等の仮置き場について、情報が間違っているかどうかわかりませんが、行政区長会等での具体的な提案があったというようなお話をちょっと聞いたんですけれども、この仮置き場についての選定はいかがでございましょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） ただいまのご質問でございますが、いわゆる仮置き場の件でございます。考え方につきましては、先ほど2番議員のときにお答えしたとおりでありまして、現在は、仮置き場として町内の複数箇所の候補地を選定を進めているところでございます。

過日の行政区長会でお示ししたのは、いわゆる実証実験というのを現在考えておりまして、町内の民間の住宅3戸ほどでありますけれども、その住宅におきます除染につきまして、作業等の実証実験を現在計画しておりまして、今月中に実施いたします。また、一方、いわゆ

る公園等の実証実験をする場合において、例えば、ふれあいの森ですと、その実証実験のために一部場所をお借りしたいと。それにつきましては、いわゆる仮置き場というような考え方ではなくて、一時保管場所としてその場所で実験をさせていただきたいというようなことでお示しさせていただきました。民間の住宅の実証実験につきましては、基本的には、宅内での埋設というような考え方でおりまして、また、先ほど、いわゆる低減化事業で実施しております各行政区の事業につきましても、基本的には、各行政区でそれらの一時保管する場所につきまして確保できればお願いし、その一時保管場所の工事等につきましては町のほうでお手伝いをしていきたいというような示し方でお話しをさせていただきまして、いわゆる仮置き場の場所については、現在検討中ですというようなことでご説明をさせていただきました。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） それぞれの町民の不安が解消できるように、今後よくよく検討していただきたいということを切にお願いを申し上げます。

続きまして、児童・生徒等の放射線による健康不安解消のための措置として、放射能にかかわる専門の健康カウンセラー、もしくは健康アドバイザーという設置を考えているかどうかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 3番、菊地洋議員の5番目の放射能に関する専門の健康アドバイザーの設置についてというお尋ねでございます。

町におきましては、平成23年度、放射線に関する健康講座につきまして2回ほど開催しております。講師の先生につきましては、公立岩瀬病院の院長であります三浦院長にお願いしております。放射線に対する正しい知識の習得と、不安を軽減し健康の維持増進を図るために、今後も、こういったアドバイザー的存在としてのご指導をいただく計画を考えております。県内でも、放射線健康リスク管理アドバイザーが数名配置されておりますので、リスク軽減のために、逐次専門的な助言をいただきたいというように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） くれぐれも、子供たちが安心・安全の中で生活できるような、そのような措置をとっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、2番の消防団員の増強及び確保についてご質問をさせていただきます。

東日本大震災や9月の台風15号の際の消防団の活躍は、言うまでもありません。災害時の即戦力として活躍していただける頼もしい存在であり、町民にとっても大きな力になることが間違いないのが消防団であるかと思えます。今現在の町消防団は第1分団から第9分団までであると思いますが、定数に対しての人員確保はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 3番議員の消防団員の増強及び確保についてでございます。

消防団員の人員確保につきましては、社会情勢の変化から、なかなか消防団員の確保が難しいということで、これまでさまざまな議論を進めてきたところであります。現時点では、幾つかの点で消防団員の確保に努めているところでございます。1つは、消防団員の勧誘につきまして、区長さんのご協力を得ながら、区長さんと一緒になって勧誘に当たっていただいているということもございます。また、消防団員の資格につきましては、消防団条例を改正いたしまして、町内に勤務する者につきましても入団可能としてきたところであります。また、現時点では、退団者を出さないよう努めているところでありますが、各分団にお願いしまして、分団長を歴任された方から、その後も団員になっていただいでご協力をいただいているというような状況でございます。このような形で、少しでも団員の方々の確保に努めているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 実際に、私の手元に、定員数が208名で、現在180名という団員数であるというふうな資料をいただいております。実際にこの資料の中で実働数を見てみると、約半分ぐらいが実働数なのかなというふうに解釈をしております。この辺について、しっかり消防団の方々が参加できるような環境をつくっていくのも、一つの行政の仕事なのかなというふうに考えておりますので、今後しっかり手を打っていただきたいというふうに思います。

先日、淡路島の現在の淡路市、震災のありました17年前は北淡町といたしまして、人口1万1,000名というところでしたが、当時消防団員であった方のお話を聞かせていただきまして、1万1,000名で消防団員が550名だそうです。震災から3時間後には安否の確認ができたという、すごいスピーディーな対応をとったと。これは、地域コミュニティーももちろんであります。消防団員の数がしっかりしていたということで、3時間で安否確認がとれたと、こういうふうなお話をいただきました。それともう1点、町内に住んでいて、男として認められるのは18歳で消防団に入ることが、義務づけられるではないですが、そういうふうな風習があったと。そして、退団は40歳まで消防団を続けられるという、こういう

ふうな年齢差があつて、息子とおやじがどちらも消防団に入っていたという事例もあったというふうなお話をお伺いをいたしました。

という観点から、今現在の鏡石町の消防団の年齢分布を見ますと、10代がたった2人です。20代が65名、30代が108名という、こういうふうな状況にあるかと思ひます。というところで、10代、20代の消防団員を増強できるような、そういう施策をとっていただきたいと思ひますが、この点についてはどうお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） ただいまのご質問でございます。消防団員の年齢等の階層別の人数はご質問ありましたとおりでありますけれども、10代、20代の消防団員の入団というふうなことであります。

この考え方につきましては、現在の社会情勢の中で全体的に言われることでありますけれども、若い方々のいわゆる社会参加というものがなかなか難しいというような風潮等もございます。さらには、ボランティアにつきましても、今度の東日本大震災では、全国各地の中でそういう若い方々のボランティア活動の意識等も高まっているというふうなこともありますけれども、一般的には、なかなか社会参加についての意識等が高まっていかないというふうな状況もあります。そういう意味では、消防団への加入につきましても、一つの考え方として、そういう時代の考え方があるのかなというふうに思ひます。

そういうことも踏まえまして、若い方々につきましては、そういうボランティア的な考え方を含めた中で、新たな消防団の活動というものに参加していただけるような雰囲気づくり等につきまして今後展開していかねばいけないのかというふうに考えておりますし、取り組んでまいりたいと思ひております。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 積極的な加入の方法を見出していただければ幸いかというふうに思ひますので、よろしくお願ひをいたします。と同時に、出動手当等の見直しは考えられるかどうかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） ただいまのご質問、出動手当の見直しについてご答弁申し上げます。

出動手当の見直しにつきましては、須賀川地方広域消防組合管内8市町村と比較しましても、同額、あるいは若干高い状況であります。現段階では見直しは考えておりませんが

も、見直しの必要が生じた場合には、管内市町村の状況等を勘案しながら行ってまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 細かいところで申しわけないのですが、ここ数年、消防団の作業服といますか、被服です。この辺についての新調というのは考えておられるかどうかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） ただいま、被服の新調についてということのご質問であります。

現在の被服は、機能性に改善が必要な部分があることにつきまして承知しております。今後、最良な被服につきまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 真剣に、前向きに考えていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、消防団員に掛けられている保険の補償内容、それから掛金なんかはどういうふうになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 続きまして、消防団員の保険の内容であります。

消防団員等公務災害補償等共済基金及び財団法人日本消防協会の福祉共済制度に全員加入しております。万が一の死亡、障害、けが等が起きた場合に、その状況に応じて給付されております。また一方、退団されたときの報償金等につきましても、この共済基金等の中から支給をさせていただいている状況でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 万が一のことがないわけでもありませんので、この補償についてもしっかり取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、町民の安全・安心という観点から、地域コミュニティー、地域防災、細やかな点に気のつく、現在の女性消防隊を女性消防団員として編入することはできるかどうかお

伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、（１）のほうでもお話がありましたように、消防団員の確保ということについては、大変重要な事項だというふうに思っております。先ほど淡路島のお話がありましたけれども、今回の３月１１日の震災においても、我が町においても、翌日３月１２日には、職員だけではどうしても状況把握が困難だということで、今回消防団のほうにもお願いをして、状況調査をいち早くしました。そういう中、管内でも、被害の状況の把握については、鏡石町については多分トップであったと私は思っております。そういう中で、その後のいろいろな災害対策について役立ってきたということもあります。そういうことで、その当時は大変ありがたいというふうに思っておりました。

（２）番の女性消防隊でありますけれども、現在、町の女性消防隊につきましては、啓発活動について主な役割をしているという状況であります。そういう中で、団員ということになりますと、活動範囲、さらには出動の機会がふえると、そういった点もございまして。そういったことで、女性消防隊の皆様のご意見、さらには本部のほうの意見、そういったことも含めてご意見を十分お聞きしながら、その対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） ３番、菊地洋君。

〔３番 菊地 洋君 登壇〕

○３番（菊地 洋君） ぜひ、双方が有利な対応をお願いできればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、第５次総合計画についてお尋ねをいたします。

（１）番ですが、「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」とありますが、生涯学習機会の中でいきいき学級やジョイフルライフといった既存の事業の継続は目に見えるのですが、鏡石町の次代を担う２０代から４０代前半の人材の育成についてどのように考えているかお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） ただいまの第５次総合計画についてということで、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

生涯学習の拡大の中で、肝心の２０代、３０代の次代を担う若者の育成についてどうしていくのかというお尋ねであります。青年向けの事業としましては、平成１３年度までは公民館事

業の中で青年教室を実施しておりましたが、その後の時代背景によりまず趣味の多様化、勤務形態、さらにはITの普及によるコミュニケーション手段の多様化等によりまして、若い世代が、同じ場所、同じ時間でともに活動することが難しい状況になってきております。しかし、これらの状況を踏まえながら、次代を担う若い世代の育成のため、公民館事業の町づくり講座やスポーツクラブ、また、生涯学習文化協会の事業などに参加を呼びかけるなどしまして、今後も若い世代のための生涯学習機会の拡充を図ってまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 大変大事なことだと思いますので、ぜひ、20代、30代、40代の前半ぐらいまでの若い方々を町政にいかに関心を持たせるかという部分で、これについては真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。

先日研修で埼玉県三芳町に行ってきたときに、三芳町ではみよし塾という若い世代向けに塾を開講しております。副町長が塾長になっております。町長が顧問であります。隔月ごとにこの塾を開催をしております、広範囲にわたって町のことを勉強しているという、こんなふうなことをお伺いをしました。また、隣の須賀川市でも須賀川市民大学校というのがあるようでありまして、余り機能はしていないというような話を聞きましたが、興味があるとかないかという、こういうふうな部分は出てくるかと思いますが、ここについては、執念深く若い世代を育てるという意味では、ぜひ取り組みをお願いしたいということを切に申し上げておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、（2）番であります、町政懇談会の開催ということも第5次総合計画の中に入れておりましたが、年間に何回ぐらい実施をしていくのか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） それでは、町政懇談会の開催についてということでご答弁を申し上げます。

町政懇談会の開催につきましては、平成19年度までは地区ごとにローテーションで開催してまいりましたが、平成20年度からは地域の要望により開催することとしておりました。来年度につきましては、町第5次総合計画が策定されることから、これからの町づくりを説明するためにも、全行政区で開催できればと考えております。また、翌年度以降につきましても、地域の皆様の意向を伺いながら、検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） これも、例えば、町の復旧・復興がどのくらい進んでいるのかという部分において理解をいただくために大変重要な開催になってくると思いますので、この辺も真摯に受けとめながら実施をしていただければというふうに考えております。

以上、質問をさせていただきました。いよいよ本年第5次総合計画がスタートいたします。ぜひ実りある計画になるように、執行・議会・町民が一体となり、住んでよかった鏡石町にするため、若い世代には希望。希望は無限の力であり、どんな逆境にあっても希望を見出せるのは青年の特権である、青年こそが希望であるというところで、青年に対する気の配り方をお願いしたい。そして、中高年の世代には安定を。安定とは、同時に忍耐がつきまとうということでございます。そして、高齢の方々には安心を。今まで苦勞して歴史をつくってこられたご恩に感謝し、安心、諸願満足な生活が送れるようにしていく、住んでよかった鏡石にしていけるのだと思います。

以上、復興元年、一歩前進の行政執行をご期待申し上げて、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君の一般質問はこれまでとします。

◇ 木 原 秀 男 君

○議長（渡辺定己君） 次に、11番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 11番、木原秀男でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は7人の登壇者がありまして、私が7番目なんです。本当はあした来る予定だった。だから、集中力が欠けています。だけど聞くほうも大変、言うほうも大変、繰り返し繰り返しの答弁になるかと思えますけれども、真剣に気合を入れてご答弁願います。

間もなく、昨年の大震災から丸1年たちまして、各地、被災を受けた学校などでは追悼式などを行っておるテレビを目にします。まだまだ災害のつめ跡は残っておりますけれども、我が町の平成24年度の予算につきましてお尋ねしてみたいと思います。税金は町民の汗の結晶でありますから、限られた財源で最大の事業効果を得られますよう、そしてスピードが大事です。のろのろやっていたら復旧にならない、その辺を心得て、よろしくお願い申し上げます。

平成24年度の当初予算についてであります。71億1,000万円、プラス特会を入れますと105億4,999万円となっております。内容は、膨らんだものは震災関係が多いと見受けられます。そこで、震災による平成23年度の課税免除、地税法323条、町減免条例においては

18条の2でございますが、町民税の減税の総額は幾らか、できれば、個人町民税、法人町民税、固定資産税だけでいいですけども、県たばこ税は要りません。よろしくをお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長、関根学君。

○税務町民課長（関根 学君） 11番議員の平成24年度当初予算についての震災における平成23年度課税免除（地方税法323条）及び減免条例による町民税の減免の総額についてのお尋ねについてご答弁申し上げます。

震災により、町で発行する罹災証明書の判定が半壊以上の方を対象に、町・県民税の減免の件数は265件でございます。金額に当たりましては、1,386万5,000円となっております。さらに、震災による所得税法、これは22年度からの申告により、個人の税金などに伴う雑損控除による減免でございますが、2,004件の2,190万7,400円の減免となっております。

なお、関連しまして質問がありました固定資産税の減免でございますが、現在の状況をお話ししますと、固定資産税の件数については926件で4,150万6,100円となっております。次に、国保税でございますが、495件で5,962万6,800円の減免が、現在把握している額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ありがとうございます。

かかる経費はかかるのでございますけれども、こういうふうな減免により少なくなった数字はどのような方法で補てんするのか、ご答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（関根 学君） 国が示している補てん財源でございますが、地方債歳入欠かん債をもってその財源を補てんすることになっておりまして、今年度、元利償還金によります普通交付税の計算によりまして、基準財政需要額に算入される見込みとなっている状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 特別交付税ではなくて、普通交付税というふうなことですか。金額的には、全部賄えるというふうな数字が補てんされるということですか、答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（関根 学君） 普通交付税でありまして、これらの額が全額補てんされるといふことはあり得ないと思っております。財政力指数とか、最大で20%については特別交付税により補てんされる予定にもなっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ありがとうございます。わかりました。

次に、（2）個人町民税の所得割及び均等割の件ですが、就業者の大体5分の1は所得割を納めていないということが全国平均のようでございますが、我が町の最低限度額は幾らになっておりますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（関根 学君） 個人町民税の所得割及び均等割の課税最低額は幾らかの質問かと思いますが、個人町民税の均等割が非課税の方については、合計所得金額が一定基準に従い、町税条例の第24条に定める金額28万円以下の方でございます。また、所得割が非課税の方については、町税条例施行規則第5条に定める総所得金額等の金額が35万円以下の方が対象でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ありがとうございます。

所得割が35万円、均等割が28万円以下の納税者は、町においては何人ぐらいおられるか、わかれば答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（関根 学君） これらについては、23年度分は、今申告期間中で把握しておりませんが、22年度の町民税に係る非課税の部分の普通徴収分と特別徴収分に分けてご説明申し上げます。まず、普通徴収でございますが、全体としまして、非課税の件数は3,230件、さらには、特別徴収では174件となっている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 最低限度額の数字は、隣の天栄村、須賀川市と比較して横並びになっているかどうかということをお尋ねしてみたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。
税務町民課長。

○税務町民課長（関根 学君） 大変申しわけありませんが、これらの数字は、近隣市町村と比較はしておりませんので、ここで答弁は差し控えたいと思います。
以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） では、もしわかりましたらば、後からよろしくお願いします。

次に、固定資産税の件ですけれども、先ほど926件とありましたが、固定資産税及び土地、建物、償却資産の構成バランスはどのようなパーセントになっているかお示しを願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。
税務町民課長。

○税務町民課長（関根 学君） 固定資産税の課税対象であります土地、家屋及び償却資産の割合でございますが、平成23年度の課税の標準額の割合としましては、土地が30%、家屋が44%、償却資産が26%という状況になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ありがとうございます。

再質問ですけれども、全国平均は土地が40%、建物も40%、償却資産は20%というふうなことでございます。ただ、浜通りのような、償却資産が、建物でもそうですけれども、原発交付金や、そういうふうなもので大変な固定資産というふうな数字になっておりますが、このようなことがあると大変なことになりますから、御免こうむりたいと思います。

そこで質問ですけれども、やはり、生活の糧としては、働く会社、企業の誘致が大事ではないかと思うんですけれども、企業誘致の件についてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君、今のは通告外です。
〔「通告外でもいいでしょう」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） いや、通告外ですからまずいです。別な質問をしてください。
11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） では、次に、①3年に一度の評価がえの件についてお伺いしますが、前の古川議員の質問にもありましたが、放射能の影響によりまして、全般的な町の評価はどのような影響を受けるかというふうなことを質問します。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（関根 学君） 3年に一度の評価がえは、この放射能の影響でどのように変わらぬかという質問ですが、先ほど2番議員にもご答弁申し上げましたが、東日本大震災における原子力発電所の事故により、警戒区域内住宅用地等の固定資産の特例措置はありますが、町としましては、平成24年度の評価がえについて、東日本大震災の影響を踏まえ、「東日本大震災により被害を受けた地方団体等における平成24年度固定資産の評価がえについて」、これらについては平成23年10月に総務省より通知がありましたが、それらを参考にしまして評価がえを実施している状況でございます。

宅地の鑑定評価での平成21年度基準から平成24年度基準の最大下落率は、不時沼、本町、中央などは13.5%となっている状況でございます。24年度の土地の固定資産税額は23年度税額から10%減の見込みで、2億4,444万2,000円となる状況でございます。減収額としましては、2,716万円という状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） それでは、地価の変動動向に対して負担調整措置があるというふう聞いておりますが、どのように活用される予定ですか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（関根 学君） ②の地価の動向によりまして、激変等がある場合には負担調整率が活用されるのかと関連しますので、もって答弁とさせていただきたいと思っております。

税負担の公平の観点から、調整措置として、負担水準が高い土地については、税負担を引き下げたり据え置いたりする一方、負担水準の低い土地については税負担を引き上げたりという仕組みになっているのが負担調整率でございます。平成22年度と23年度につきましては地価の下落がありまして、価格を据え置くことが適当でないときは据え置き年度でも価格を修正することとなり、地価の下落が評価額に適切に反映されている状況と感じている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[1 1 番 木原秀男君 登壇]

○ 1 1 番 (木原秀男君) ありがとうございます。わかりました。

3番、この震災によりまして、毎日毎日変化します。要するに、建物が壊れたり、修理したりしておりますけれども、2月末現在でよろしいですけれども、滅失利益は何件で金額はどのくらいか、よろしくお願いします。

○議長 (渡辺定己君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長 (関根 学君) 震災によりましてかなりの建物が倒壊したり、取り壊したりという状況でございますが、滅失利益の件数と金額のお尋ねでございますが、これについてご答弁申し上げます。建物の滅失件数につきましては、増築も1件としてカウントしている状況でございますが、455件で税額は686万3,100円となっている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 (渡辺定己君) 11番、木原秀男君。

[1 1 番 木原秀男君 登壇]

○ 1 1 番 (木原秀男君) ありがとうございます。

次に、24年度の当初予算についての町税の滞納繰越についてでございますが、個人町民税851万6,000円、法人町民税20万円、固定資産税1,551万6,000円、この滞納繰越の金額は、どのようなプロセスを経て決定されるのかお尋ねします。

○議長 (渡辺定己君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長 (関根 学君) 滞納繰越に対するどのようなプロセスを経て決定をされているのかのご質問でございますが、それに対するご答弁を申し上げます。

町においては、主たる財源である税収の確保については、年度当初に町税等の収納率向上対策計画を立てまして、それに基づいた形で徴収を進めている状況でございます。現在進行中の滞納におきましては、督促、さらには催告及び特別徴収並びに滞納処分によりまして、不納欠損額の減少を図っている状況でございます。毎年度調定した収入金で、当該年度出納閉鎖期間、5月31日までの不納欠損金として整理したものを除いて、収納にならないものについては翌年度に繰り越して整理することに財務規則等で定めてありますので、それに基づいてこれらの整理を行って、さらには決定している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 (渡辺定己君) 11番、木原秀男君。

[1 1 番 木原秀男君 登壇]

○ 1 1 番 (木原秀男君) 滞納繰越が毎年毎年非常に多くなっている。これは、町民税だけで

はなくて、ほかの特会関係のところも出ていますけれども、日本国憲法30条では、国民の義務が、納税の義務と勤労の義務と教育を受ける義務、これがあるんです。それで、戦前は、これに加えて兵役、男は徴兵検査です、そういう義務があったんです。ですから、税金の負担の公平の原則からして、滞納繰越の金額は、最終的には不納欠損によって、5年に1回の時効が来ればあきらめるのかというふうなことで、税務課としては、どのような努力をして滞納関係を徴収しようとしているのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（関根 学君） ご答弁申し上げます。

先ほども申し上げましたが、年度当初に税務町民課としては町税等の収納率向上対策計画を定めまして、その計画に基づいて収納しております。それで、まず、大きな1点目の考え方でございますが、町税等の収納緊急徴収対策計画、それについては、年間を通じて全職員で対応する行動の計画でございます。あと、その中の緊急行動計画については、2人1班で訪問徴収などを税務町民課で実施している対応でございます。あと、その中で個別でございますが、滞納処分については、差し押さえできる債権等がある場合には差し押さえをするというような状況で進めていくように計画の中で定まっております。さらには、どうしても納められないという方については分納誓約等もありますし、そのような方には進行管理を十分に守りながら、回収に努めている状況でございます。あと、そのほか、どうしても都合があって納められないというような状況、もしくは、行方不明とか、会社が倒産したりというような状況ですと、やはり、5年で時効になりまして、不納欠損の対象となる滞納額になる傾向でございます。そのようなことで、現在この計画に基づいた進行管理を行いながら滞納処分を行っている状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 税の公平性として、納めなければそれでいいというような雰囲気だけはつくってはならないと思うんです。これは、こういうふうな世の中にいて、便利さを享受した、回避的な要素もある。ですから、必ずいただけるような徴収方法を努力してもらいたいと思うんですが、こういうふうな大きい数字の金額になってしまうと、最終的には不納欠損というふうな処分になると思いますけれども、不納欠損処分というふうな金額的なものの定めというのはあるんでしょうか。それからもう一つ、加えまして、滞納者の公表というのはできるんですか。2つお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（関根 学君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の不納欠損の金額でございますが、金額の定めは特にございませぬ。あと、滞納者の公表でございますが、滞納者の公表については、ちょっと条文は忘れましたが、地方税法の定めによりまして、公表できないことになっておりますので、ご了承願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかりました。ですけれども、公平の原則がございますから、努力を惜しまないようによろしくお願いいたしますと思っております。

次に、5番の町債についてでございますけれども、町には、町債96億円返済計画というふうなことでございますけれども、災害によりまして返済計画に変更はないのかということですが、19年度までは延長してきておりましたけれども、この震災によって何か変更とかというふうなことはございますでしょうか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町債の返済計画について、この震災で返済計画に変更はないかということでもあります。今回の災害で多額の災害復旧事業債を計上しておるところでありますけれども、先ほども申し上げましたが、災害復旧にかかわる補助事業の地方負担につきましては震災復興特別交付税により措置されるため、大幅な町債の増加にはならないと見込んでおります。なお、当町は実質公債費比率が18%を超えているために、許可団体となっております。今後、公債費の負担適正化計画に基づきまして、繰上償還等も含めまして、引き続き健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 平成18年度から同意を得るだけで済むというふうな方法に変わったというふうに、総務大臣の許可が必要ではないというふうに聞いておりますけれども。それともう一つ、平成24年度の起債枠と承認額は幾らかということをお答えできますでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

地方債につきましては、総務大臣のほうと協議を進めるというようなことになってございます。

それで、24年度の起債枠の承認額というお尋ねでございます。初めに、起債枠につきましては、地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断します起債制限比率というものがございます。鏡石町の比率は13.8%となっております。この比率が20%を超える地方公共団体につきましては、一般単独事業債の起債の制限がされることとなります。その起債につきましては、先ほど申し上げました公債費の適正化計画に基づきまして、必要最低限の予算計上ということになってございます。

24年度の承認額につきましては、県のヒアリングが毎年5月に予定されておりました、許可額の通知についてはそれ以降となりますので、現時点での額についての確定はされていないところでございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかりました。ありがとうございました。

次に、②の実質公債比率です。これは畑議員からも質問がありましたけれども、全国ワースト78位、19.6%ということですが、今後、無理のない起債額というのは町税収入の何%までと思うか、また許されるのかというふうな質問でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 実質公債比率の今後の無理のない起債額ということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、起債の制限につきましては、起債制限比率によるものであります。起債制限比率につきましては、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、いわゆる基準財政需要額に算入される分を除く公債費に充当されたもの、いわゆる標準財政規模に対する過去の3年間の平均値となっております。そのような意味では、何%までかということでは、一つの目標として18%以下であるのが望ましいと思えますし、起債制限比率の13.8%につきましても、少なれば少ないほど望ましいのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 文献によれば、町税収入の20%までとなっておりますけれども、必要がなかったら借りる必要はないということですから、一応、数字的にはそのようになっておるようでございます。ありがとうございました。

次に、5番の財政調整基金についてお伺いします。

基金の懐が大変寂しくなっております。地方財政法4条の2では、地方公共団体は、単に当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況を考慮して、長期的な観点に立って健全な財政運営を行わなければならない。このため、ある年度に余裕財源が生じた場合には、年度間の財源の調整のため、1つとして財政調整基金を積み立てるべきとされていますが、決算上の剰余金についての2分の1以上の額を積み立てていなければならないとされていますが、この辺の積み立てはどのようなふうになっておるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） ただいまの財政調整基金の決算上の剰余金についての2分の1以上の積み立てということについてご答弁をさせていただきます。

2分の1の積み立てにつきましては、地方財政法の第7条によりまして、剰余金のうち2分の1を下らない金額は、翌々年度までに積み立てたり、また、償還金を繰り上げて行うなどに充てなければならないとされているところでございます。平成23年度につきましては、この規定に基づき、平成22年度の剰余金から翌年度へ繰り越した財源を引いた準剰余金1億1,167万円のうち、財政調整基金に2,000万円、役場庁舎新築事業基金に3,000万円、定住促進住宅等維持整備基金に1,000万円の積み立てを補正したところでございまして、現在、法にのっとった処理をしているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ありがとうございます。

この災害でもって、財政、基金も大変厳しいから、やはり、基金をおろして使っていかなければならない状況になっていると思いますけれども、調整基金のほうはできるだけ使わないで、交付金で間に合わせられるものであれば交付金で間に合わせたほうが、健全財政のためにはよろしいかとは思っております。

次に、2番に移ります。防災対策についてです。

防災対策についてでございますが、この震災に対して、大変な、我々も、想像も、また想定もしていなかった状況が起こっております。まず1つ、火災警報器の装着率については前も述べております。去年の7月31日までで終わったというふうなことです。現在の装着率は何%であるかお答え願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 火災報知機の装着率のパーセントでございます。火災警報

器の装着率でありますけれども、昨年10月に設置状況のアンケート調査を実施しましたところ、当町では57.58%でありました。須賀川地方広域消防組合管内の平均設置率が63.46%であったことから、若干下回っている状況であります。設置に向け、広報や商工会の電気工事組合と連携し、あっせんを行ってまいりましたが、まだまだ低い状況にありますことから、引き続き重要性を訴え、全世帯設置に向けて対応してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 装着率が59.56%、須賀川管内が63%、こうですよ。装着率が非常に悪いというふうに聞いております。火災になりますと、犠牲になりますのは65歳以上の方が大部分、8割方、亡くなっております。ですから、火災警報器というのは、単純ではありませんけれども、やはり、義務づけの周知徹底を図ってもらいたいと思います。

それから、2つ目のAEDの使用についてですが、AEDというのは、わかっているようで、使えるようではけれども、これがなかなか使えない。何回か訓練しないと使えない。サッカーの松田選手が亡くなりましたけれども、あれもAEDがあれば助かったのではないかというふうに言われておりますが、そういうふうなAEDの使用についての訓練です。年に何回というふうなものは行う予定があるでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） AEDの使用についてということでございます。

町内の主要施設におきましては、現在12カ所に設置してございまして、設置した際につきましては講習会等を実施してございましたけれども、その時期を踏まえて、やはり数年たった中では、実施していない状況であります。また、各種団体の方々、例えば、赤十字奉仕団の方とか、商工会婦人部の方とか、それぞれの方々には折を見まして講習会等を開いて、消防署の方の指導を受けながら講習会等を実施しているところであります。今後も、やはり一定の時期を置いた中で、講習会等を実施していかなければいけないというふうに感じているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） やはり、常日ごろ、そういうふうな習慣づけが大事だと思います。それもよろしく願います。

それから、3番の消防団員の使命についてですが、消防団員さんは、東日本大震災に対しては、254名の方が亡くなっております。これは、なぜかなというふうに考えたんです。やはり、消防団の方々には使命感に燃えて、水門の閉鎖に走ったり、避難誘導を優先したりして、

我が身を顧みることなく犠牲になった方々が254人いるということで、ただ、上位法の消防団組織法、町には消防団組織規則がありますけれども、この中にも、自分の身まで捨ててとは書いてはいないんです。だから、自分の身を守らなければならないというふうなことが一つもうたってはいない。これをよく見てください。ところが、災害救助法とか、こういうふうなものには、水泳も登山もそうでしたが、やはり、これは自分の身の安全をまず守るといふようなことをうたってあります。ただ、消防団の関係のあれには、一言も自分の身を守ると、それから人を助けるんだというふうなことがうたっていないんです。全国どういふふうなことになっているかわかりませんが、これは間違いなくうたっておりませんので、消防団員の使命というものは、使命感でもいいですが、消防団の方々にどういふふうの説明しているのかお答え願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（今泉保行君） 消防団の使命についてということでございます。ただいまご説明がありましたように、使命につきましては、消防組織法におきまして、国民の生命、身体、財産を災害から守ることが最大の使命であります。昨今の社会情勢の変化やサラリーマン化によりまして、消防団を取り巻く環境は大変厳しくなっております。しかし、みずからの町はみずから守るといふ郷土愛護の精神に基づき、引き続き消防の使命を果たしていただきたいというふうに考えておりますが、具体的な行動基準の中で、どの場面で、いわゆる業務遂行中断するとか、そういう決め方については、特に定められておりませんし、なかなか難しい判断があろうかと思ひまして、現時点では、はっきりした基準等はないと聞いております。

今回の大震災を受けまして、聞くところによりますと、やはり、そのような時点での消防団員の活動の仕方というものにつきまして、一定のマニュアルと申しますか、そういう対応の仕方についてのまとめが現在進められているというふうに聞いております。それらを受けた中で、鏡石町でも、団員の方々、本部の方々と相談しながら、その対応について決めていければというふうに考えているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 本当に、消防団員が集まらないとか、そういうふうなものは現在の社会情勢があると思うんですけれども、やはり、一つ一つ、こういうふうな東日本大震災にあった教訓を本当に生かしてもらいたい。自分の身を守ってこそ人の命を助けられるわけですから、その辺は十分に検討されて、説明願いたいと思います。

次に移ります。中学校の武道必修化についてです。高原先生には全く申しわけございませ

んが、繰り返し繰り返し答弁願いたいと思います。申しわけございません。

2006年から教育基本法、先ほどおっしゃってございましたけれども、指導要領が改訂されたということで、1、2年の子供からというふうなことで、鏡石町では、そうすると、男も女も柔道ということでよろしいですね。

それで、28年間の間に中学と高校で114人の人が死亡しているという現実がありますよね。確かに、なかなか大変危険な格闘技であると思うんですけれども、頭や首、頸椎捻挫とか、そういうふうになった場合の対応策というふうなことはどのように考えておられるのか答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 答弁させていただきます。

前の質問でも答弁申し上げましたが、新しい中学校学習指導要領が平成24年度から全面实施されることになり、その中で、中学校保健体育科における武道の必修化が出たわけでございます。今議員さんがおっしゃったように、鏡石中学校においては、授業での柔道指導経験豊かな保健体育科の教師がおりますことや、従前も柔道の授業を行っていたことから、柔道指導における安全管理や指導方法等について知識や技能を生かして指導できる柔道を、1、2年生男女とも選択したところでございます。なお、3年生の武道の履修については、球技と武道からの選択となっているところから、鏡石中学校では武道は選択しないものとしたしました。

柔道における事故ですが、独立行政法人日本スポーツ振興センターの調査について申し上げますと、平成2年度から21年度までの20年間に、中学・高校の柔道事故で74人の生徒が亡くなっております。まさに、柔道というのは危険が伴う、柔道ばかりでなくて、スポーツというのは危険が伴うものなのですが、柔道は特に危険が伴うものでございます。

具体的なわざの中身として、先ほど大外刈りというような答弁をさせていただいたんですが、投げわざについては、取り入れる場合にはなるべく畳みに近く、なるべくというのは、低い姿勢から、ひざをついてからなげわざを取り入れる。具体的に、鏡石中学校では、なげわざについては取り入れないということで、押さえ込みのわざと基本動作で授業を進めていくというふうに計画してございますので、安全面では十分配慮した中で授業が実施されるのかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ほかから情報で聞きますところ、鏡石ではどういうふうにするかわ

かりませんけれども、今は畳を使うのではなくて、畳のかわりにウレタンマットとか、女子の場合はヘッドギアとついたりとかというふうな創意工夫も見られるところもありますようですけれども、我が鏡石中学校に対しては、どのような方法で柔道を教えるのかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 場のことでございますが、鏡石中学校におきましては、まず、柔道の畳は、ソフト畳といってやわらかい畳を使うようになってございます。そして、その畳の周りに、畳が動かないようにマットを敷き詰めます。場所は体育館なんですけど、体育館の二隅の壁を利用して、そこにマットを敷きまして、やわらかい畳を敷いて、周りに四隅をマットで固めるというようなことで、けがの防止に努めるところでございます。

なお、女子の指導につきましても、先ほど申しましたように、投げわざではなくて、基本的なわざを中心に、受けを中心に指導し、事故の防止に努めていくということでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） なかなか大変な学習指導要領だと思います。幾ら気をつけても事故は起きるものでございますけれども、今後とも、子供にけがのないようにというのが教育委員会のだれしもお願いだと思うので、心してご指導をいただければと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合で、明日3月7日から3月14日までの8日間は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、3月7日から3月14日までの8日間は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

散会 午後 4時26分

平成24年第3回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第4号)

平成24年3月15日(木)午前10時開議

- 日程第 1 議案第34号 鏡石町議会の議決事件を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第35号 鏡石町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第36号 鏡石町暴力団排除条例の制定について
総務文教常任委員長報告
- 日程第 4 平成24年度鏡石町各会計予算審査について
予算審査特別委員長報告
- 日程第 5 請願・陳情について
各常任委員長報告
- 日程第 6 議案第56号 鏡石町基本構想の改定について
- 日程第 7 発議第 1号 鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

追加日程第 9 産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出について

追加日程第10 意見書案第1号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書(案)

意見書第案2号 「特例水準解消」による公的年金2.5%削減に反対する意見書(案)

意見書案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)

出席議員(11名)

1番	円谷 寛 君	2番	古川 文雄 君
3番	菊地 洋 君	4番	長田 守弘 君
5番	小林 政次 君	6番	畑 幸一 君

7番 井土川 好 高 君
9番 今 泉 文 克 君
11番 木 原 秀 男 君

8番 大河原 正 雄 君
10番 仲 沼 義 春 君

欠席議員（1名）

12番 渡 辺 定 己 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠 藤 栄 作 君	副 町 長	助 川 浩 一 君
参事兼 総務課長	今 泉 保 行 君	税務町民課長	関 根 学 君
健康福祉課長	高 原 芳 昭 君	産 業 課 長	柳 沼 英 夫 君
都市建設課長	小 貫 忠 男 君	上下水道課長	圓 谷 信 行 君
教 育 長	高 原 孝一郎 君	参事兼 教育課長	木 賊 正 男 君
会計管理室長 参事兼 教育委員 農業委員	八 卷 司 君	農業委員会 事務局局長 選挙管理 委員会委員長	飛 沢 栄四郎 君
	吉 田 栄 新 君		西 牧 英 二 君
	菊 地 栄 助 君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉 田 賢 司	副 主 幹	相 楽 信 子
-------------	---------	-------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○副議長（円谷 寛君） ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け出者は、12番、渡辺定己君の1名です。

◎例月出納検査報告書の訂正について

○副議長（円谷 寛君） 監査委員から発言の申し出があります。

監査委員、木原秀男君。

〔監査委員 木原秀男君 登壇〕

○11番（監査委員 木原秀男君） おはようございます。

監査委員として、例月出納検査報告書の訂正を報告いたします。

平成23年11月報告書、現金・預金・基金残高の状況、10月收入額について、ふるさと鏡石ありがとうございます基金4万8,237円とありましたが、正しくは0円でございます。

また、庁舎新築事業基金0円とありましたが、正しくは4万8,237円となります。

次に、平成24年1月報告書の出席識者、職名、氏名について、上下水道課副課長、揚妻清一とありましたが、正しくは根本博となります。

なお、後ほど正誤表を配付いたします。今後、事務局ともども注意いたします。

以上、資料訂正の報告とさせていただきます。

以上です。

◎総務文教常任委員長報告（議案第34号～議案第36号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○副議長（円谷 寛君） これより議事に入ります。

本日の議事は議事日程第4号により運営いたします。

お諮りいたします。

日程第1、議案第34号 鏡石町議会の議決事件を定める条例の制定について、日程第2、議案第35号 鏡石町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について及び日程第3、議案第36号 鏡石町暴力団排除条例の制定についての3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号から議案第36号までの3件を一括議題とすることに決しました。
本案に関し、総務文教委員長の報告を求めます。

11番、木原秀男君。

〔総務文教常任委員長 木原秀男君 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 木原秀男君） 平成24年3月15日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教委員会委員長、木原秀男。

議案審査報告書。

本委員会は、平成24年3月5日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成24年3月8日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時40分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者、総務課今泉課長、小貫秀明主幹兼副課長（総務）、小貫正信主幹兼副課長（企画財政）。

付託件名。議案第34号 鏡石町議会の議決事件を定める条例の制定について、議案第35号 鏡石町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について、議案第36号 鏡石町暴力団排除条例の制定について。

審査結果。議案第34号、議案第35号及び議案第36号は可決すべきものと決定した。

審査経過。議案第34号、議案第35号及び議案第36号は、担当課（総務課）の説明を求め、審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上でございます。

○副議長（円谷 寛君） これより、総務文教委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決に入ります。

初めに、議案第34号 鏡石町議会の議決事件を定める条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第34号 鏡石町議会の議決事件を定める条例の制定について、本案に対する総務文教委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（円谷 寛君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 鏡石町東日本大震災復興交付金基金条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第35号 鏡石町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について、本案に対する総務文教委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（円谷 寛君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 鏡石町暴力団排除条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第36号 鏡石町暴力団排除条例の制定について、本案に対する総務文教委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（円谷 寛君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員長報告（平成24年度鏡石町各会計予算について）

及び報告に対する質疑、討論、採決

○副議長（円谷 寛君） 日程第4、平成24年度鏡石町各会計予算審査について、議案第57号 平成24年度鏡石町一般会計予算から議案第67号 平成24年度鏡石町上水道事業会計予算までの11議案を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号から議案第67号までの11件を一括議題とすることに決しました。本案に関し予算審査特別委員長の報告を求めます。

5番、小林政次君。

〔予算審査特別委員長 小林政次君 登壇〕

○5番（予算審査特別委員長 小林政次君） おはようございます。報告申し上げます。

平成24年3月15日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。平成24年度各会計予算審査特別委員会委員長、小林政次。

平成24年度各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成24年3月5日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成24年3月9日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後4時16分。出席数、委員全員、議長。開催場所、議会会議室。

開催月日、平成24年3月12日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後3時54分。出席数、委員全員、議長。開催場所、議会会議室。

説明者、町長、副町長、教育長、各課課長、各課副課長、各課担当職員。

付託件名。議案第57号 平成24年度鏡石町一般会計予算、議案第58号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計予算、議案第59号 平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算、議案第60号 平成24年度鏡石町介護保険特別会計予算、議案第61号 平成24年度鏡石町土地取得事業特別会計予算、議案第62号 平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計予算、議案第63号 平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算、議案第64号 平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算、議案第65号 平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算、議案第66号 平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算、議案第67号 平成24年度鏡石町上水道事業会計予算。

審査結果。議案第57号 平成24年度鏡石町一般会計予算については可決すべきものと決

した。議案第58号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第59号 平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第60号 平成24年度鏡石町介護保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第61号 平成24年度鏡石町土地取得事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第62号 平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第63号 平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第64号 平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第65号 平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第66号 平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第67号 平成24年度鏡石町上水道事業会計予算については可決すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各課担当課長、各課担当副課長、各課担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

議案第57号 平成24年度鏡石町一般会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。議案第58号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。議案第59号 平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第60号 平成24年度鏡石町介護保険特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第61号 平成24年度鏡石町土地取得事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第62号 平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第63号 平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第64号 平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第65号 平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第66号 平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第67号 平成24年度鏡石町上水道事業会計予算は異議なく可決すべきものと決した。

主な質疑は別紙のとおりであります。

意見なし。

以上でございます。

○副議長（円谷 寛君） これより、予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決に入ります。

初めに、議案第57号 平成24年度鏡石町一般会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成の討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 賛成討論なしと認めます。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第57号 平成24年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（円谷 寛君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計予算についての討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第58号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○副議長（円谷 寛君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について討論、採決

を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第59号 平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成24年度鏡石町介護保険特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第60号 平成24年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成24年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第61号 平成24年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第62号 平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第63号 平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第64号 平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第65号 平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第66号 平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成24年度鏡石町上水道事業会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第67号 平成24年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○副議長（円谷 寛君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○副議長（円谷 寛君） 日程第5、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員会委員長、11番、木原秀男君。

〔総務文教常任委員長 木原秀男君 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 木原秀男君） 平成24年3月15日、鏡石町議会議長、渡辺

定己様。総務文教常任委員長、木原秀男。

陳情審査報告書。本委員会は、平成24年3月5日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成24年3月8日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時40分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者、総務課、今泉課長、小貫主幹兼副課長、小貫正信主幹兼副課長、税務町民課、関根課長、吉田副課長（税務関係）、円谷副課長（町民関係）、面川主査。

付託件名。陳情第1号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める陳情、陳情第2号 「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書提出を求める陳情、陳情第3号 森林に対する固定資産税の免税措置についての陳情。

審査結果。陳情第1号は採択すべきものと決した。陳情第2号は採択すべきものと決した。陳情第3号は採択すべきものと決した。

審査経過。担当課（総務課・税務町民課）の意見・説明を求め、審査をした結果、陳情第1号、第2号、第3号については全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上でございます。

○副議長（円谷 寛君） 次に、産業厚生常任委員長、4番、長田守弘君。

〔産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○4番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） 平成24年3月15日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、長田守弘。

陳情審査報告書。本委員会は、平成24年3月5日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、平成24年3月8日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後12時20分。出席者、委員5名。開催場所、第一会議室。

説明者。産業課、柳沼課長、菊地副課長。健康福祉課、高原課長、車田主幹兼副課長。都市建設課、小貫課長、橋本副課長。

付託件名。陳情第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情、陳情第5号 池ノ原・本町地区悪臭公害及び家畜飼育「牛舎」建設大反対に関する陳情。

審査結果。陳情第4号は採択すべきものと決した。陳情第5号は継続審査とすべきものと決した。

審査経過。担当課（産業課・健康福祉課・都市建設課）の意見・説明を求め、審査した結果、陳情第4号については挙手全員で採択すべきものと決した。陳情第5号については担当課（産業課・健康福祉課・都市建設課）の意見・説明を求め、現地視察を行い審査した結果、全会一致で継続審査とすべきものと決した。

意見なし。

以上でございます。

○副議長（円谷 寛君） これより各常任委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、陳情第1号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○副議長（円谷 寛君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第2号 「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書提出を求める陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○副議長（円谷 寛君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第3号 森林に対する固定資産税の免税措置についての陳情についての採決を

行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○副議長（円谷 寛君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○副議長（円谷 寛君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第5号 池ノ原・本町地区悪臭公害及び家畜飼育「牛舎」建設大反対に関する陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○副議長（円谷 寛君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（円谷 寛君） 日程第6、議案第56号 鏡石町基本構想の改定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第56号議案を朗読〕

別紙につきましては、平成24年3月5日招集、第3回鏡石町定例議会提出議案別紙「鏡石町第五次総合計画基本構想改定 福島県鏡石町」に記載のとおりでございます。

なお、議案朗読中、鏡石町条例の番号につきましては、提案者からご説明がございました。

○副議長（円谷 寛君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、今泉保行君。

〔参事兼総務課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼総務課長（今泉保行君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第56号 鏡石町基本構想の改定について、提案理由のご説明を申し上げます。

先ほど議決いただきました鏡石町議会の議決事件を定める条例に基づきまして、これまで策定を進めてまいりました鏡石町第五次総合計画としての基本構想の改定について提案するものであります。

第五次総合計画につきましては、これまで策定本部を設置し、町職員で構成するプロジェクトチームのほか、町民からの公募を含めた25人の町づくり委員会による提言、町民の方々からのパブリックコメント等を経まして、町総合計画審議会の諮問、そして答申をいただき、このたびの提案となりました。

また、議員各位には、昨年11月21日の策定の基本方針の説明を皮切りに、1月から2月にかけては、基本構想並びに基本計画につきまして臨時全員協議会等でご検討いただき、ご意見、ご提言をいただいていたところであります。

議案書であります。

議案第56号 鏡石町基本構想の改定について。鏡石町議会の議決事件を定める条例（平成24年鏡石町条例第1号）、条例につきましては、予定条例番号として、第1号となります。第2条の規定により、鏡石町第五次総合計画としての基本構想を別紙のとおり改定するものとする。

それでは、別紙の鏡石町基本構想をごらんいただきたいと思います。

鏡石町第五次総合計画基本構想改定であります。表紙の裏を開いていただきたいと思います。基本構想につきましては、4つの章立てで記述してございます。

第1章が社会経済の潮流、第2章が町の現状、そして第3章が町の将来像と目標、そして第4章が施策の大綱となっております。基本構想の考え方につきましては、次のページの裏の図表をごらんいただきたいと思います。

基本構想につきましては、次の考え方で構成されております。

町の現状として、社会経済の潮流や基礎的概況とともに東日本大震災による被災を踏まえ、将来像に向けて町づくりの理念としまして、1つに町民相互の優しさと触れ合い。2つに、もとに戻すことから一歩先を目指す復興と進化を基本的な考え方としまして、町の将来像を「かわる、かがやく、牧場の朝のまち かがみいし」とするものであります。それらの実現に向けた行政分野の町づくりの目標を「がんばろう かがみいし！ 総合的な復興と新たな飛躍に向けて」ということで5つの項目、目標1、「町民と力を合わせて築く、新しい鏡石」。2つとして、「心豊かな人を育て、地域文化を大切にする鏡石」。3つとしまして、「地域で支えあう、人にやさしい鏡石」。4つとしまして、「新しい産業を开花させ、活力あふれる鏡石」。5つとしまして、「快適に暮らせ、住んでみたくなる 訪れてみたくなる鏡

石」の5つの基本目標と、さらには目標人口を1万3,500人とするものであります。

基本構想のあらましにつきましては、次ページからでございます。第1章につきましては、社会経済の潮流を記載してございます。

次ページをお願いいたします。

第1章、社会経済の潮流としましては、現状と課題につきまして、初めに東日本大震災の発生という大きな課題を前提に次ページからの1つとして、安心・安全社会の構築。2つとして人口構造にかかわる動向。3つとして、経済環境と産業構造にかかわる動向。4つとして、環境問題にかかわる動向。そして次ページでございますが、人々の価値観の変化と地域の自立性の拡大にかかわる動向等について整理をしたところでございます。

次に、第2章、町の現状でございます。次ページをお開きください。

1としまして、鏡石町の基礎的概況としましては、(1)として、町の位置と形成について。続きまして、7ページになりますが、鏡石町の沿革についてそれぞれ記載してございます。そして、9ページ、10ページでは町の人口世帯、さらには産業構造について現状を分析しております。次に、11ページからは、このたびの東日本大震災による被災の状況についてまとめているところでございます。

続きまして、17ページをお開きいただきたいと思っております。

17ページ、第3章、町の将来像と目標からが本論になります。さきに図表でご説明いたしました、町の将来像と基本理念につきましては、町の将来像を「かわる、かがやく、牧場の朝のまち かがみいし」とするものであります。その実現に向けて、優しさと触れ合いと復興と進化を基本理念とするものであります。そして、次ページであります、町の将来の目標人口につきましては、将来の人口目標を2021年(平成33年)を目途に1万3,500人とするものであります。また、就業人口につきましては、おおむね7,000人への回復、増加を目指すとするものであります。

次に、20ページをお願いいたします。

町づくりの目標としましては、先ほど申し上げましたが、「がんばろう かがみいし！ 総合的な復興と新たな飛躍に向けて」を基本目標とした上で、5つの行政分野の目標を掲げ、実現を図るとするものであります。これらに対応した形で次章の施策の大綱、そして基本計画を構成することになります。

23ページをお開きいただきたいと思っております。

第4章、施策の大綱でございます。施策を推進する上での基本的な考え方として、4項目でまとめてございます。1つ目は、総合的な視点に立った復興町づくり。2つ目が、新時代にふさわしい行財政運営と協働の町づくり。3つ目としまして、安心・安全で快適に暮らせる町づくり。4つとしまして、町の特性を生かした魅力ある町づくりをそれぞれの考え方を

示しているところでございます。

25ページをお願いいたします。

施策の大綱の構成でございます。5つの基本目標に対しまして、施策の大綱を構成しているところでございます。基本目標につきましましては、先ほど申しました5つの分野におきまして、施策の大綱の項目としまして、15項目についてそれぞれ記載をしているところでございます。10ページからが施策の大綱の内容となっております。

まず初めに、第1分野でありますけれども、「町民と力を合わせ新しい鏡石をつくりまします」。町民参加と行財政運営分野でございます。1つとしまして、参加と協働の町づくりの項目では、(1)として町民参加の促進、(2)として広報広聴の充実、2つ目の新時代の行財政分野の項目では、1つとしまして、行財政の改革と進行管理について。次ページでございますが、(2)として広域行政の展開、(3)として自治体間交流、国際交流の推進について記載しているところでございます。

次に、第2分野であります。「心豊かな人を育て、地域文化を大切にする鏡石をつくりまします」。教育、スポーツ、健康づくり、文化振興分野であります。1つ目のあすを担う人づくりと生涯学習の推進の項目では、(1)として小・中学校における教育の充実。次ページでございますが、(2)として幼児教育の充実、(3)として生涯学習機会の拡大、(4)として青少年の健全育成の支援についてを記載してございます。

次に、2つ目のスポーツの振興と健康づくりの項目では、1つとしてスポーツの振興について。2つ目としまして、町民保健と健康づくりの支援について。

次ページになります。

第3の項目であります。地域文化の保全と継承の創造については、(1)として地域文化の保全、継承と新文化の創造となっております。

次に、第3分野の「地域で支え合う人にやさしい鏡石をつくりまします」。福祉、安心・安全、コミュニティ形成分野でございます。1つ目の項目であります温かみのある福祉の町づくりでは、(1)として高齢者福祉の充実。次ページであります。が、(2)として児童福祉と子育て支援、(3)として障害者福祉の充実について記載してございます。

次に、2つ目の項目であります持続性のある社会保障制度の構築につきましましては、(1)として医療保険制度の適正な運用、(2)として国民年金制度の適正な運用、(3)として介護保険制度の適正な運用について記述をしているところでございます。

次ページをお願いします。

第3の項目であります安心・安全な地域づくりにつきましましては、(1)として防災性の向上、(2)として防犯の町づくり、(3)として交通安全対策の推進、(4)として消費者保護の推進について記述してございます。

第4の項目であります共生のコミュニティづくりでございますが、(1)としてコミュニティづくりと地域交流の促進、(2)として男女共同参画の地域づくりについて記述してございます。

次に、第4分野として、「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」。産業振興分野では、第1の項目として地域産業の振興としまして、(1)農業の振興、(2)工業等の振興を記述してございます。

次ページをお願いいたします。

第2の項目としまして、にぎわいの創出と町の活性化であります、(1)として商業空間の形成、(2)として観光の振興について記述してございます。

次に、第5の分野であります「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」。都市整備、都市開発分野であります。第1の項目であります魅力ある美しい都市空間の再生と創造では(1)として計画的な土地利用と土地開発の推進について。次ページであります、(2)として基幹道路網の整備、(3)として美しい景観づくり、(4)として住宅の質の向上を記述してございます。

次に、2項目めの人にやさしい交通環境の形成では(1)として公共交通機関の維持充実、次ページであります、(2)として歩ける町づくりと自転車利用の推進について記述してございます。

第3の項目として、水循環の基盤整備であります。(1)として水資源の確保と供給、(2)として下水道の整備であります。

第4項目の環境と共生する町づくりの項目では、(1)として省エネ、省資源の町づくり、(2)として緑と水の町づくり、(3)として適正なごみ処理とリサイクル、(4)として公害の防止と環境美化について記述しているところでございます。

基本構想の改定の内容につきましては、以上の内容となっております。

以上、提案の理由をご説明申し上げました。ご審議いただきまして議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長(円谷 寛君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○副議長(円谷 寛君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第56号 鏡石町基本構想の改定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（円谷 寛君） 起立全員であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（円谷 寛君） 日程第7、発議第1号 鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） おはようございます。9番、今泉でございます。

それでは提案理由の説明をさせていただきます。

平成24年3月15日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、今泉文克。賛成者、鏡石町議会議員、仲沼義春。

鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本来であれば、12月の議会で審議されるところでございますが、3月議会上程になってしまいました。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由。昨年、我が鏡石町は、千年に一度と言われる未曾有の東日本大震災と世界に類をみない東京電力福島第一原発の放射能により、歴史的な大被害を、町はもとより全町民が受けました。

本条例はその中で、今から18年前の平成6年、経済状況が右肩上がりの時代につくられた毎年新庁舎建設のため3,000万円以上という多額の積み立てをする条例であり、大震災や原発から一日も早い復旧・復興を目指す今日の町財政上、または町民生活上ともに時代状況に整合しないものであります。

今日の多くの町の基金の積み立て金利は0.35%と言われ、また反対に町が借入れする金利は5%とこの貸借金利差は、10倍以上の差となっております。私ども町民からの大切な

財政運用を考えると、今日、これらの積み立て条例を改正し、復旧・復興の事業を推進し、町民生活の安定とすることが重要であります。

よって、本条例の改正を提案するものであります。

発議第1号 鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例（平成6年12月16日鏡石町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「30,000千円以上とする」を「1,000千円以上とする」と改正する。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、提案し議員各位にて議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（円谷 寛君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第1号 鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○副議長（円谷 寛君） 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○副議長（円谷 寛君） 日程第8、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調

査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎追加日程の報告

○副議長（円谷 寛君） ただいま産業厚生常任委員長から、お手元に配付のとおり会議規則第70条の規定によって、所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、日程第9として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加し、日程第9として議題とすることに決しました。

◎産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出について

○副議長（円谷 寛君） 日程第9、産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

産業厚生常任委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午前11時04分

開議 午前11時05分

○副議長（円谷 寛君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の報告

○副議長（円谷 寛君） ただいま、意見書案3件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案3件を日程に追加し、日程第10として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案3件を日程に追加し、日程第10として議題とすることに決しました。

◎意見書案第1号～意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（円谷 寛君） 日程第10、意見書案第1号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書（案）、意見書案第2号 「特例水準解消」による公的年金2.5%削減に反対する意見書（案）、意見書案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の3件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

意見書案第1号及び第2号についての説明を求めます。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 意見書案第1号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書（案）。

提出者、鏡石町議会議員、木原秀男。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県全体が極めて大きな打撃を受け、県民の精神的、経済的損害は計り知れないものがあります。

放射能汚染問題は除染後の放射性廃棄物の処理の問題も含め、一層深刻さを増すと共に、1万人を超える子どもたちが県外に転出するなど、県民の将来への不安と閉塞感は極限状態に達しています。

つきましては、原発事故そのもの一日も早い完全収束と、子どもを含む県民の命と健康を守り、住民の全生活面における完全補償等、安心して暮らせる郷土を取り戻すために、政府において次の措置を取られるよう強く要望いたします。

1、速やかに事故の完全収束を図ると共に、県内すべての原子力発電所の廃炉を実現する

こと。

2、福島県を再生可能エネルギーの研究・開発・生産の拠点とするための施策を推進し、また産業界に働きかけること。

3、全県民に「手帳」を交付し、将来にわたって定期的な検診を無償で行う施策を行うこと。また子どもの医療費の他、放射能との関連が疑われるすべての疾病の医療費の無料化を行うこと。

4、事故の収束に当たっている原子力発電所の作業員の健康管理に万全を期するとともに、労働環境を改善すること。

5、避難者の住宅・職業（雇用）・健康・子どもの教育等々、全生活を補償すること。宅地・農地・海洋・会社工場・教育施設等の放射能除去に全力を注ぎ、住民が一日も早く戻れるようにすること。

6、風評被害を含めて深刻な被害を受け、存亡の危機に立たされている、県内農漁業、商工業、製造業、観光業をはじめとするすべての被害を賠償し、生活を保証すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。議員の皆様のご議決をいただけるよう、よろしく申し上げます。

意見書案第2号 「特例水準解消」による公的年金2.5%削減に反対する意見書（案）。

提出者、鏡石町議会議員、木原秀男。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄。

厚生労働省は、「特例水準」を解消するとして、3年間で2.5%の公的年金の引き下げを行おうとしております。

2000～2002年に行われた物価スライド据え置き分について政府は、高齢者の生活実態と経済への悪影響を考慮して年金支給額をこれまで据え置いたものであり、多くの国民は適切な措置であったと支持しています。

しかるに今回、特にわが福島県にあっては、3・11東日本大震災と福島第一原発の事故があり、避難や仮設で生活している住民も数多くいる中、高齢者を取り巻く状況は、当時と比較してもますます厳しさを増しているにもかかわらず、「特例水準解消、2.5%削減」を強行することは、高齢者の生活を守る立場からも、地域経済を活性化する立場からも納得できる施策であるとは是認することができません。

よって、次の事項の実現を強く求めます。

記。

1、公的年金の「特例水準解消による2.5%削減」は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

議員の皆様のご議決をいただきますよう、よろしく申し上げます。

以上です。

○副議長（円谷 寛君） 次に、意見書案第3号についての説明を求めます。

4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 意見書。提出者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛同者、同木原秀男。同じく、大河原正雄。

意見書案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保護するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引き上げについては、2010年6月、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意された。

しかし、現在の福島県最低賃金は、時間額で658円となっており、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は全国順位で31位と低位にあり、県内労働者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いものとなっている。最低賃金の引き上げは、働く労働者のセーフティネット機能を高めるとともに、再生という観点から見た場合において、県内の労働力の確保や労働人口の県外流出防止の為に非常に重要な事である。

よって、本議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨をふまえ、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

1、福島県の最低賃金を「雇用戦略対話」における政労使合意内容に沿った引き上げを図ること。

2、一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上を提出しますので、議員皆様方の議決をくださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○副議長（円谷 寛君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

初めに、意見書案第1号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号 「特例水準解消」による公的年金2.5%削減に反対する意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○副議長（円谷 寛君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長あいさつ

○副議長（円谷 寛君） ここで、招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、3月5日から本日までの11日間にわたり開催され、平成24年度各会計予算等の重要案件を初め、35件の提出議案につきまして議員各位には本会議並びに予算審査特別委員会等を通じて慎重にご審議を賜り、全議案を原案どおり議決いただきました。ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会で成立いたしました平成24年度各会計予算は、東日本大震災からの復旧・復興に向けて、また、第五次総合計画の基本理念であります「かわる、かがやく、牧場の朝のまち かがみいし」の創造に向けまして着実に前進するものと確信しております。

なお、会期中にお寄せをいただきましたご高見につきましては、十分にこれを尊重し、執行に当たり可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

3月も中旬となり日増しに暖かくなり、議員各位には、今後一層ご多忙の日が続くと思えますけれども、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

ありがとうございました。

〔「議長、9番」の声あり〕

○副議長（円谷 寛君） 9番、今泉議員。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 3月議会で、きょう、実は監査委員の方から基金残高の月例出納検査報告書（正誤表）ということで、当初に報告をいただいたところでございます。

これを拝見してみますと、10月の収支の誤りがあったということで報告をいただきました。今、3月になりまして、それから報告が初日に1月の出納の基金残高の状況報告をいただいています。そうすると、10月、11月、12月、1月の報告が我々にありました。それから、2月、3月のきょうまで来ております。そうすると、この5カ月もの間、この基金残高が報告書と実質残高が監査していて合っていなかったというふうな、何と言うんですか、監査ですか、数字を確認していなかったというふうなことがあったかと思うんですよ。その辺をもう少し、なぜこのようなことが監査していながら生じたのかをお尋ねさせていただきます。

○副議長（円谷 寛君） 本件は報告事項でございますので、その辺の疑問については、これから別の機会にただしていただきたいと思えます。

今泉議員。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 報告は後で、内容は報告事項ですからよろしく説明を求めたいと思います。

ただ、毎月月例監査をしていながら、その部分の本当の残高と、それから報告書のその基

金の合計、一つ一つの金額が合っているか合っていないかというのは、やはり監査責任がありますから、その辺はこのようなことがないようにしっかりと、我々が選出している監査委員でもございますので、町の立場でやっていただければというふうに強く要望して質問を終わらせていただきます。

◎閉会の宣告

○副議長（円谷 寛君） これにて第3回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時25分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成24年3月15日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 古 川 文 雄

署 名 議 員 菊 地 洋

署 名 議 員 長 田 守 弘

鏡石町議会会議録

参 考 資 料 目 次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	5
報告第 2 号 専決処分した事件の承認について	5
議案第 3 4 号 鏡石町議会の議決事件を定める条例の制定について	7
議案第 3 5 号 鏡石町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について	8
議案第 3 6 号 鏡石町暴力団排除条例の制定について	1 0
議案第 3 7 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 5
議案第 3 8 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	1 9
議案第 3 9 号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について	2 0
議案第 4 0 号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
議案第 4 1 号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	2 4
議案第 4 2 号 町道路線の認定について	2 7
議案第 4 3 号 須賀川地方広域消防組合規約の変更について	2 8
議案第 4 4 号 公共下水道災害復旧工事（雨水）請負契約の締結について	2 9
議案第 4 5 号 公共下水道災害復旧工事（中央小分区）その 2 変更請負契約の締結に ついて	3 0
議案第 4 6 号 平成 2 3 年度鏡石町一般会計補正予算（第 9 号）	3 1
議案第 4 7 号 平成 2 3 年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	3 8
議案第 4 8 号 平成 2 3 年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	4 1
議案第 4 9 号 平成 2 3 年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	4 4
議案第 5 0 号 平成 2 3 年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第 2 号）	4 7
議案第 5 1 号 平成 2 3 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計補正予算 （第 2 号）	5 0
議案第 5 2 号 平成 2 3 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第 2 号）	5 2
議案第 5 3 号 平成 2 3 年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	5 5

議案第54号	平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	59
議案第55号	平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）	63
議案第56号	鏡石町基本構想の改定について	67
議案第57号	平成24年度鏡石町一般会計予算	68
議案第58号	平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計予算	74
議案第59号	平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算	78
議案第60号	平成24年度鏡石町介護保険特別会計予算	80
議案第61号	平成24年度鏡石町土地取得事業特別会計予算	83
議案第62号	平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計予算	85
議案第63号	平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算	87
議案第64号	平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算	89
議案第65号	平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算	91
議案第66号	平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算	94
議案第67号	平成24年度鏡石町上水道事業会計予算	97
請願・陳情文書付託表		101

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
報告 第 2 号	専決処分した事件の承認について	24. 3. 5	承認
議案 第 3 4 号	鏡石町議会の議決事件を定める条例の制定について	24. 3. 5	可決
議案 第 3 5 号	鏡石町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について	24. 3. 5	可決
議案 第 3 6 号	鏡石町暴力団排除条例の制定について	24. 3. 5	可決
議案 第 3 7 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24. 3. 5	可決
議案 第 3 8 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24. 3. 5	可決
議案 第 3 9 号	鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について	24. 3. 5	可決
議案 第 4 0 号	鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	24. 3. 5	可決
議案 第 4 1 号	鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	24. 3. 5	可決
議案 第 4 2 号	町道路線の認定について	24. 3. 5	可決
議案 第 4 3 号	須賀川地方広域消防組合規約の変更について	24. 3. 5	可決
議案 第 4 4 号	公共下水道災害復旧工事（雨水）請負契約の締結について	24. 3. 5	可決
議案 第 4 5 号	公共下水道災害復旧工事（中央小分区）その2 変更請負契約の締結について	24. 3. 5	可決
議案 第 4 6 号	平成 2 3 年度鏡石町一般会計補正予算（第 9 号）	24. 3. 5	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案第47号	平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	24.3.5	可決
議案第48号	平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	24.3.5	可決
議案第49号	平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第3号)	24.3.5	可決
議案第50号	平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第2号)	24.3.5	可決
議案第51号	平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	24.3.5	可決
議案第52号	平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第2号)	24.3.5	可決
議案第53号	平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	24.3.5	可決
議案第54号	平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	24.3.5	可決
議案第55号	平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第4号)	24.3.5	可決
議案第56号	鏡石町基本構想の改定について	24.3.5	可決
議案第57号	平成24年度鏡石町一般会計予算	24.3.15	可決
議案第58号	平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計予算	24.3.15	可決
議案第59号	平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算	24.3.15	可決
議案第60号	平成24年度鏡石町介護保険特別会計予算	24.3.15	可決
議案第61号	平成24年度鏡石町土地取得事業特別会計予算	24.3.15	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第62号	平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計予算	24.3.15	可決
議案 第63号	平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算	24.3.15	可決
議案 第64号	平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算	24.3.15	可決
議案 第65号	平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算	24.3.15	可決
議案 第66号	平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算	24.3.15	可決
議案 第67号	平成24年度鏡石町上水道事業会計予算	24.3.15	可決
発議 第1号	鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.15	否決
意見書案 第1号	福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書(案)	24.3.15	可決
意見書案 第2号	「特例水準解消」による公的年金2.5%削減に反対する意見書(案)	24.3.15	可決
意見書案 第3号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)	24.3.15	可決

請願・陳情結果について

議案番号	件名	会議の結果
陳情 第 1 号	福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める陳情	採 択
陳情 第 2 号	「特例水準解消」による公的年金 2.5%削減に反対する意見書(案)	採 択
陳情 第 3 号	森林に対する固定資産税の免税措置についての陳情	採 択
陳情 第 4 号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情	採 択
陳情 第 5 号	池ノ原・本町地区悪臭公害及び家畜飼育「牛舎」建設大反対に関する陳情	継 続 審 査